

南極環境保護関係法令集

2015年

情報・システム研究機構

国立極地研究所

南極環境保護関係法令集

2015年

情報・システム研究機構

国立極地研究所

は し が き

南極の環境及び生態系を包括的に保護するために、1991年マドリードの南極条約協議国会議で採択された「環境保護に関する南極条約議定書」（以下「議定書」という。）は、1997年12月15日、南極条約協議国26か国の批准が完了し、30日後の1998年1月14日に発効（本文及び附属書Ⅰ－Ⅳまで）した。

我が国では、これに先立ち、議定書の批准を担保するための国内法として、1997年5月28日、「南極地域の環境保護に関する法律」（以下「国内法」という）が公布された。これにより、南緯60度以南における科学的調査以外の鉱物資源活動の禁止、原生動植物に影響を及ぼす行為の制限、廃棄物処分の制限などが法律で義務づけられた。

さらに、未発効であった議定書附属書Ⅴが2002年4月24日に批准され、30日後の2002年5月24日に発効した。この附属書Ⅴの発効に伴う南極特別保護地区及び南極史跡記念物の指定並びに当該地区の管理計画の追加に関して国内担保措置を講ずるため、2003年9月19日、南極地域の環境保護に関する法律施行規則が改定された。

また2014年4月28日から5月7日にかけてブラジル・ブラジリアにて開催された第37回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域の新規指定、変更及び削除並びに南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の新規採択・改正が行われた。これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。）の一部を改正した。

日本隊では、1991年の議定書採択を契機に、議定書の趣旨に則り、廃棄物の持ち帰り、焼却炉の整備、梱包材の改良、環境保全担当隊員の配置など環境保全に努めてきた。1999年1月14日以降は議定書及び国内法に従い、南緯60度以南で行われる全ての活動は、環境省に確認申請書を提出し、確認を受けて行うとともに、南極の環境に影響を与える恐れのある活動には環境影響評価書を作成し、提出している。

2005年には、「南極観環モニタリングハンドブック」（COMNAP及びSCAR）が策定され、さらに2005年には第28回ATCMにおいて「モニタリング計画立案と実施のための実効的ガイドライン」が決議されるなど、

その後もモニタリングを巡る国際的な議論が続けられている。

南極の自然環境は、浄化力が弱く、一度壊された自然を回復させるには、相当の時間を必要とする。また、生態系も弱く人為的な環境のわずかな変化が、これらに及ぼす影響は多大である。隊員各位には、議定書及び法律の趣旨を理解していただき、観測活動を実施するに当たっては、環境保護に対し細心の注意をお願いしたい。

この法令集は、関係法令をとりまとめたものである。観測・設営計画の立案、現地での作業にあたり参照し、役立てていただきたい。

2015年 6月

情報・システム研究機構
国立極地研究所
南極観測センター

目 次

◎環境保護に関する南極条約議定書	1
(平成9年12月18日 条約第14号)	
◇環境保護に関する南極条約議定書の効力発生に関する件	57
(平成9年12月18日 外務省告示第585号)	
◇環境保護に関する南極条約議定書へのブルガリアの加入に に関する件	58
(平成10年11月24日 外務省告示第526号)	
◇環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの当事国等	59
(平成14年12月18日 外務省告示第435号)	
●南極地域の環境の保護に関する法律	61
(平成9年5月28日 法律第61号)	
●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する 法律(抄)	80
(平成16年5月19日法律第48号)	
▲南極地域の環境の保護に関する法律案に対する参議院附帯 決議	81
(平成9年4月2日)	
▲南極地域の環境の保護に関する法律案に対する衆議院附帯 決議	82
(平成9年5月16日)	
○同施行令	84
(平成9年7月9日 政令第244号)	
◆同施行規則	86
(平成9年9月29日 総理府令第53号)	
◇南極地域の環境の保護に関する法律第4条第1項に基づく 南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基 本的事項	234
(平成9年10月8日 環境庁告示第56号)	
◇南極環境影響評価実施要領	237
(平成9年10月8日 環境庁告示第57号)	

◇南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件 ……	249
(平成9年10月8日 環境庁告示第58号)	
◇南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 第22条の規定に基づく環境大臣が定める測定方法 ……	250
(平成9年10月8日 環境庁告示第59号)	
◇南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 第23条第2項の規定に基づく環境大臣が定める測定方法 ……	251
(平成9年10月8日 環境庁告示第60号)	
◇南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 第26条第2項の規定に基づく環境大臣が定める測定方法 ……	253
(平成9年10月8日 環境庁告示第61号)	
◇南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第12条及び別 表第6の規定に基づく環境大臣が定める様式 ……	254
(平成15年9月19日 環境省告示第97号)	

参 考

◎南極条約 ……	259
(昭和36年6月24日 条約第5号)	
▲南極条約締約国等一覧 ……	265
(平成19年1月1日現在)	
▲各国の領土権主張の状況図 ……	266
◎南極のあざらしの保存に関する条約 ……	267
(昭和55年9月5日 条約第27号)	
◎南極の海洋生物資源の保存に関する条約 ……	277
(昭和57年4月3日 条約第3号)	
●海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び同施行令による 規制 ……	292
●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び同施行令による 規制 ……	294
▲南極環境影響評価のガイドライン ……	296
▲「環境庁」から「環境省」への移行について ……	307

◎条約 ●法律 ○施行令 ◆施行規則 ◇告示 ▲その他

環境保護に関する南極条約議定書

平成9年12月15日批准
平成9年12月18日公布
平成10年1月14日発効

前 文

この南極条約議定書の締約国（以下「締約国」という。）は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進する必要性を確信し、南極地域が専ら平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことを確保するため南極条約体制を強化する必要性を確信し、南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協議国の特別の責任に留意し、南極地域が特別保存地域として指定されたこと並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、更に、南極地域が地球的及び地域的規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特の機会を提供することを確認し、南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を発展させることが人類全体の利益であることを確信し、このため、南極条約を補足することを希望して、次のとおり協定した。

第1条 定義

この議定書の適用上、

- (a) 「南極条約」とは、1959年12月1日にワシントンで作成された南極条約をいう。
- (b) 「南極条約地域」とは、南極条約第6条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。
- (c) 「南極条約協議国会議」とは、南極条約第9条に定める会合をいう。
- (d) 「南極条約協議国」とは、南極条約第9条に定める会合に参加する代

表者を任命する権利を有する権利を同条約の締約国をいう。

- (e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づく有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。
- (f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録によって設置される仲裁裁判所をいう。
- (g) 「委員会」とは、第11条の規定によって設置される環境保護委員会をいう。

第2条 目的及び指定

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。

第3条 環境に関する原則

- 1 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値（原生地域としての価値、芸術上の価値及び科学的調査（特に、地球環境の理解のために不可欠な調査）を実施するための地域としての価値を含む。）の保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。
- 2 このため、
 - (a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。
 - (b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。
 - (i) 気候又は天候に対する悪影響
 - (ii) 大気の質又は水質に対する著しい悪影響
 - (iii) 大気、陸上（陸水を含む。）氷河又は海洋における環境の著しい変化
 - (iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化
 - (v) 絶滅のおそれがあり若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。
 - (vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

- (c) 南極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施する地域としての価値に対して当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知った上での判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。
- (i) 活動の範囲（地域、期間及び程度を含む。）
 - (ii) 活動の累積的な影響（当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるものの双方）
 - (iii) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。
 - (iv) 環境上問題が生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。
 - (v) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無
 - (vi) 事故（特に、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの）に対し迅速かつ効果的に対応する能力の有無
- (d) 実施中の活動の影響についての評価（予測された影響の検証を含む。）を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。
- (e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかった影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。
- 3 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調査（地球環境理解のために不可欠な調査を含む。）を実施する地域としての価値を保護するように計画し及び実施する。
- 4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）については、
- (a) この条に定める原則に適合する方法で行う。
 - (b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関

連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

第4条 南極条約体制における他の構成要素との関係

- 1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。
- 2 この議定書のいかなる規定も、締約国が南極条約体制における他の有効な国際文書に基づき有する権利を害し及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第5条 南極条約体制における他の構成要素との整合性

締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を確保するため並びに南極条約体制における他の有効な国際文書の目的及び原則の達成に影響を及ぼすことを回避し又はこれらの国際文書の実施とこの議定書の実施との間の抵触を回避するため、これらの国際文書の締約国及びこれらの国際文書に基づいて設置された機関と協議し及び協力する。

第6条 協力

- 1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
 - (a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護に関し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促進すること。
 - (b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。
 - (c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
 - (d) 場所のいかんを問わず過度の集中によって生ずる累積的な影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。
 - (e) 適当な場合には、共同で探検を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用すること。
 - (f) 南極条約協議国会議が合意する措置をとること。
- 2 各締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため、他の締約国が南極条約地域における活動を計画し及び実施する

に当たり当該地の締約国にとって有用な情報を可能な範囲で提供することを約束する。

- 3 締約国は、南極条約地域における活動が同地域に近接する地域の環境に悪影響を及ぼさないことを確保するため、当該近接する地域において管轄権を行使する締約国と協力する。

第7条 鉱物資源に関する活動の禁止

鉱物資源に関するいかなる活動も、科学的調査を除くほか、禁止する。

第8条 環境影響評価

- 1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であって附属書Iに規定するものに従うものとする。
 - (a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響
 - (b) 軽微な又は一時的な影響
 - (c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響
- 2 各締約国は、附属書Iに規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）に関する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。
- 3 附属書Iに規定する評価の手続は、活動のいかなる変更（既存の活動の拡大若しくは縮小、活動の追加、施設の廃棄又はその他の理由のいずれかによって生ずるかを問わない。）についても適用する。
- 4 2以上の締約国が共同で活動を計画する場合には、関係締約国は、附属書Iに規定する環境影響評価の手続の実施を調整する一の締約国を指定する。

第9条 附属書

- 1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。
- 2 附属書Iから附属書VIまでの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第9条の規定に従って採択され、効力を生ずる。
- 3 附属書改正及び修正は、南極条約第9条の規定に従って採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。

- 4 2及び3の規定に従って効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。
- 5 附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第18条から第20条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第10条 南極条約協議国会議

- 1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことを行う。
 - (a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての一般的な政策を定めること。
 - (b) この議定書の実施のため、南極条約第9条の規定に基づく措置をとること。
- 2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1に規定する任務を遂行するに当たり、委員会の助言及び勧告並びに南極研究科学委員会の助言を十分に参考とする。

第11条 環境保護委員会

- 1 この議定書により環境保護委員会を設置する。
- 2 各締約国は、委員会の構成国となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は専門家及び顧問を伴うことができる。
- 3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
- 4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献することができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。
- 5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協議国会議に提出する。当該報告者は、委員会の会合で審議されたすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を反映するものとする。当該報告書は、その会合に出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものと

する。

- 6 委員会は、南極条約協議国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を採択する。

第12条 委員会の任務

1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協議国会議における審議のため締約国に対し助言を与え及び勧告を行うこと並びに同会議によって委員会に委任されるその他の任務を遂行することとする。特に、委員会は、次の事項に関して助言を与える。

- (a) この議定書に従ってとられる措置の効果
- (b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化し又は改善する必要性
- (c) 適当な場合には、追加的な措置（附属書の追加を含む。）の必要性
- (d) 第8条及び附属書Iに規定する環境影響評価の手続の適用及び実施
- (e) 南極条約地域における活動の環境に対する影響を最小にし又は緩和する方法
- (f) 緊急措置を必要とする事態についての手続（環境上の緊急事態における対応措置を含む。）
- (g) 南極保護地区制度の運用及び改善
- (h) 査察の手続（査察の報告書の様式及び査察の実施のための点検項目の一覧表を含む。）
- (i) 環境保護に関する情報の収集、蓄積、交換及び評価
- (j) 南極の環境の状態
- (k) この議定書の実施に関連する科学的調査（環境の監視を含む。）の必要性

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、適当な場合には、南極研究科学委員会、南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関と協議する。

第13条 この議定書の遵守

- 1 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置（法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。）をとる。
- 2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わないようにするため、国際連合憲章に従った適当な努力をする。
- 3 各締約国は、1及び2の規定に従ってとる措置を他のすべての締約国に

通報する。

- 4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動につき他のすべての締約国の注意を喚起する。
- 5 南極条約協議国会議は、この議定書の締約国でない国に対し、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であってこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

第14条 査察

- 1 南極条約協議国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第7条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。
- 2 監視員は、次の者とする。
 - (a) いずれの南極条約協議国によって指名される当該南極条約協議国の国民である監視員
 - (b) 南極条約協議国会議の定める手続に従い査察を行うため同会議で指名される監視員
- 3 締結国は、査察を行う監視員と十分に協力するものとし、査察の間、南極条約第7条3の規定に基づく査察ために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分並びにこの議定書により要請されるすべての保管されたこれらに関する記録について監視員によるアクセスが認められることを確保する。
- 4 査察の報告書については、自国の基地、施設、備品、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となっている締約国に送付する。当該締約国が意見を述べる機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、その後、当該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。

第15条 緊急時における対応措置

- 1 南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため、各締約国は、次のことに同意する。
 - (a) 南極条約地域における科学的調査の計画、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第7条5の規定に従い事前の通

告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）の実施から生ずる緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること。

(b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

2 このため、締約国は、

(a) 1 (b)の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。

3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第16条 責任

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、第9条2の規定に従って採択される1又は2以上の附属書に含める。

第17条 締約国による年次報告

1 各締約国は、この議定書の実施のためにとった措置を毎年報告する。その報告書には、第13条3の規定に従って行われる通報、第15条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従って必要とされる他のすべての通告及び通報であって情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

2 1の規定に従って作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極集約協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第18条 紛争解決

この議定書の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに紛争当事国で協議する。

第19条 紛争解決手続の選択

1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行

うことにより、第7条、第8条及び第15条の規定、附属書の規定（附属書に別段の定めがある場合を除く。）並びにこれらの規定に関連する第13条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に関し、次の手段の一方又は双方を選択することができる。

- (a) 国際司法裁判所
- (b) 仲裁裁判所

- 2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。
- 3 1の規定による宣言を行わなかった締約国又は当該宣言が有効でなくなった締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。
- 4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続にのみ付することができる。
- 5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができる。
- 6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託政府に寄託された後3箇月が経過するまでの間、効力を有する。
- 7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の終了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。
- 8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第20条 紛争解決手続

- 1 第7条、第8条若しくは第15条の規定、附属書の規定（附属書に別段の定めがある場合を除く。）又はこれらの規定に関連する第13条の規定の解釈又は適用についての紛争の当事国が第18条の規定に従って協議を要請した後12箇月以内に紛争解決のための手段について合意しない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、前条の4及び5の規定により決定される紛争解決手続に従って解決を図る。
- 2 仲裁裁判所は、南極条約第4条の規定の範囲内にある問題について決定

する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいずれの問題についても決定する権限を与えるものと解してはならない。

第21条 署名

この議定書は、1991年10月4日にマドリッドにおいて、その後は、1992年10月3日までワシントンにおいて、南極条約の締約国による署名のために開放しておく。

第22条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 2 この議定書は、1992年10月3日後は、南極条約の締約国による加入のために開放しておく。
- 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入していない限り、当該南極条約の締約国が同条約第9条2の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利に関して行う通告について、措置をとってはならない。

第23条 効力発生

- 1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後30日目日に効力を生ずる。
- 2 この議定書は、その効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後30日目日に効力を生ずる。

第24条 留保

この議定書に対する留保は、認められない。

第25条 修正又は改正

- 1 第9条の規定の適用を妨げることなく、この議定書は、南極条約第12条1の(a)及び(b)に規定する手続に従い、いつでも修正し又は改正することができる。

- 2 この議定書の効力発生の日から50年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府あての通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。
- 3 2の規定によって招請される検討のための会議において提案された修正又は改正については、この議定書の締約国の過半数（この議定書の採択の時に南極条約協議国である国の4分の3を含む。）による議決で採択する。
- 4 3の規定に従って採択された修正又は改正は、南極条約協議国の4分の3による批准、受諾、承認又は加入（この議定書の採択の時に南極条約協議国であるすべての国による批准、受諾、承認又は加入を含む。）の時に効力を生じる。
- 5 (a) 第7条の規定に関し、同条に規定する南極地域における鉱物資源に関する活動の禁止は、当該活動についての拘束力のある法制度（特定の活動が認められるか否か及び、認められる場合には、どのような条件の下で認められるかを決定するための合意された手段を含む。）が効力を生じない限り、継続する。この法制度は、南極条約第4条に規定するすべての国の利益を保護するものとし、同条に定める原則の適用を受ける。第7条の規定の修正又は改定が2に規定する検討のための会議において提案された場合には、当該修正又は改正には、当該活動についての拘束力のある法制度を含める。
(b) (a)の修正又は改正がその採択の日から3年以内に効力を生じなかった場合には、いずれの締約国も、その後いつでも、この議定書から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。脱退は、寄託政府がその通告を受領した後2年で効力を生ずる。

第26条 寄託政府による通報

寄託政府は、南極条約のすべての締約国に対し次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この議定書の効力発生の日及び追加される附属書の効力発生の日
- (c) この議定書の改正又は修正の効力発生の日
- (d) 第19条の規定に基づく宣言及び通告の寄託
- (e) 前条5(b)の規定に基づき受領した通告

第27条 正文及び国際連合への登録

- 1 この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この

議定書の認証謄本を南極条約のすべての締約国に送付する。

- 2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第102条の規定により登録する。

付録 仲裁

第1条

- 1 仲裁裁判所は、この議定書（この付録を含む。）に従い組織され及び任務を遂行する。
- 2 この付録において「事務総長」とは、常設仲裁裁判所事務総長をいう。

第2条

- 1 各締約国は、3人を限度とする仲裁人を指名することができるものとし、少なくとも1人は、当該締約国についてこの議定書が効力を生じた時から3箇月以内に指名される。これらの仲裁人は、南極問題についての経験及び国際法に関する十分な知識を有しており並びに公平であり、有能であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている者とする。指名された者の氏名は、仲裁人名簿に記載される。各締約国は、当該名簿に少なくとも1人の仲裁人の氏名が常に記載されていることを確保する。
- 2 締約国によって指名される仲裁人は、3の規定に従うことを条件として、1に規定する名簿に5年間記載されるものとし、更に5年の期間について当該締約国によって再指名されることができる。
- 3 仲裁人を指名した締約国は、1に規定する名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回することができる。仲裁人が死亡した場合又は締約国が何らかの理由で当該名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回する場合には、当該仲裁人を指名した締約国は、直ちに事務総長に通告する。指名を撤回された仲裁人は、自己がその仲裁人として任命されている仲裁裁判所において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。
- 4 事務総長は、この条の規定に従って指名された仲裁人について最新の名簿を保管するようにする。

第3条

- 1 仲裁裁判所は、次のとおり任命される3人の仲裁人により構成する。
 - (a) 手続を開始する紛争当事国は、前条に規定する名簿から1人の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該紛争当事国の国民とすることができる。その任命については、次条に規定する通告に含める。
 - (b) 他の紛争当事国は、次条の通告を受領した時から40日以内に、前条に

規定する名簿から第2の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該他の紛争当事国の国民とすることができる。

- (c) 紛争当事国は、第2の仲裁人の任命の時から60日以内に、前条に規定する名簿から第3の仲裁人を合意によって任命する。第3の仲裁人は、いずれの紛争当事国の国民でもあってはならず、紛争当事国により当該名簿に記載される者として指名された者であってはならず、かつ、最初の2人の仲裁人の有している国籍のいずれをも有してはならない。第3の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。
- (d) 第2の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合又は第3の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかった場合には、当該第2又は第3の仲裁人については、いずれかの紛争当事国の要請により、かつ、当該要請を国際司法裁判所長が受領した時から30日以内に(b)及び(c)に規定する条件に従い、前条に規定する名簿から、同所長が任命する。同所長は、この(d)に定める職務を遂行するに当たり、紛争当事国と協議する。
- (e) 国際司法裁判所長が(d)の規定によって与えられた職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務については、国際司法裁判所次長が遂行する。ただし、同次長が当該職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務は、その遂行が可能であり、かつ、紛争当事国の国籍を有しない国際司法裁判所の裁判官のうち同次長に次ぐ席次の者が遂行する。
- 2 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によって補充する。
- 3 2を超える紛争当事国が関係する紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、1(b)に規定する期間内に合意によって1人の仲裁人を任命する。

第4条

仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国及び事務総長に対し、書面により当該仲裁手続の開始について通告する。その通告には、請求及びその根拠も記載する。当該通告は、事務総長がすべての締約国に送付する。

第5条

- 1 仲裁は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、ハーグにおいて行い、仲裁裁判所の記録は、ハーグで保存される。仲裁裁判所は、その手続規則

を採択する。当該手続規則については、陳述し及び自己の立場を表明する十分な機会を紛争当事国に確保し、並びに仲裁手続が迅速に行われることを確保する。

- 2 仲裁裁判所は、紛争から生ずる反対請求を審理し及び決定することができる。

第6条

- 1 仲裁裁判所は、議定書に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、次のことを行うことができる。
 - (a) いずれかの紛争当事国の要請により、紛争当事国のそれぞれの権利を保全するために必要と認める暫定措置を示すこと。
 - (b) 南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めること。
- 2 紛争当事国は、第10条の規定に基づく仲裁判断が行われるまでの間、1 (b)の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従うものとする。
- 3 議定書第20条に規定する期間においても、紛争当事国は、いつでも、第4条の規定に従って行われる他の紛争当事国及び事務総長に対する通告により、この条の規定に基づく緊急の暫定措置を示し又は定めるために特に緊急に仲裁裁判所が組織されるよう要請することができる。この場合において、仲裁裁判所は、第3条1の(b)から(d)までに規定する期間をそれぞれ14日に短縮した上、同条の規定に従い、可能な限り速やかに組織されるものとする。仲裁裁判所は、その裁判長の任命の後2箇月以内に緊急の暫定措置に対する要請について決定する。
- 4 3の規定に基づく緊急の暫定措置の要請に応じて仲裁裁判所が決定を行った後、紛争の解決については、議定書第18条から第20条までの規定に従って行う。

第7条

いずれの締約国も、仲裁裁判所の仲裁判断によって実質的に影響を受け得る法的な利害関係（一般的であるか個別的であるかを問わない。）を有すると信ずる場合には、仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、仲裁手続に参加することができる。

第8条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、特に、自国の

法令に従い及びすべての可能な手段を利用して、すべての関連のある文書及び情報を提供し、並びに仲裁裁判所が、必要に応じ、証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにする。

第9条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。

第10条

- 1 仲裁裁判所は、自己に付託される紛争につき、議定書並びに議定書に反しない適用可能な国際法の他の規則及び原則に基づいて仲裁判断を行う。
- 2 仲裁裁判所は、紛争当事国が合意する場合には、付託された紛争につき衡平及び善に基づいて決定を行うことができる。

第11条

- 1 仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すること並びに請求又は反対請求が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。
- 2 仲裁判断には、その理由を付する。仲裁判断は、事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。
- 3 仲裁判断は、最終的なものとし、紛争当事国及び仲裁手続に参加するいかなる国も拘束する。これらの国は、その仲裁判断に速やかに従うものとする。仲裁裁判所は、1の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいずれかの国の要請により、仲裁判断について解釈を行う。
- 4 仲裁判断は、その特定の事件に関してのみ拘束力を有する。
- 5 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む。）については、紛争当事国が均等に負担する。

第12条

仲裁裁判所のすべての決定（第5条、第6条及び前条に規定する決定を含む。）は、仲裁人の多数決により行われるものとし、仲裁人は、投票に際し棄権することができない。

第13条

- 1 この付録は、南極条約第9条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後1年で南極

条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの付録の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書 I 環境影響評価

第 1 条 予備段階

- 1 議定書第 8 条に規定する計画された活動については、その開始の前に、当該活動が環境に及ぼす影響を適当な国内手続に従って検討する。
- 2 活動の影響が軽微な又は一時的な影響を下回ると判断される場合には、当該活動を直ちに実施することができる。

第 2 条 初期の環境評価書

- 1 活動の影響が軽微な若しくは一時的な影響を下回ると判断されている場合又は次条の規定に従い包括的な環境評価書が作成されている場合を除くほか、初期の環境評価書を作成する。当該環境評価書は、計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回る影響であるか否かを評価するため、十分に詳細なものとし、次の事項を含める。
 - (a) 計画された活動の記述（目的、場所、期間及び程度を含む。）
 - (b) 計画された活動の代替案の検討及び当該活動が及ぼすおそれのあるすべての影響の検討（既存の活動及び既知の計画されている活動を考慮した上での累積的な影響の検討を含む。）
- 2 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響にすぎないことを初期の環境評価書が示す場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための適当な手続（監視を含む。）を実施することを条件として、当該活動を実施することができる。

第 3 条 包括的な環境評価書

- 1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれがあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境評価書を作成する。
- 2 包括的な環境評価書には、次の事項を含める。
 - (a) 計画された活動の記述（目的、場所、期間及び程度を含む。）及び当該活動を実施しないことを含む可能な代替案の記述（当該代替案の影響を含む。）
 - (b) 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測
 - (c) 計画された活動の影響を予測するために用いられた方法及び資料の記述

- (d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価
 - (e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は二次的な影響の検討
 - (f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上での計画された活動の累積的な影響の検討
 - (g) 計画された活動の影響を最小にし又は緩和し及び予見することができない影響を探知するためにとることができる措置、当該活動のすべての悪影響についての早期の警告を行うための措置並びに迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。
 - (h) 計画された活動が及ぼす影響であって避けることのできないものの特
定
 - (i) 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地
域の他の価値に及ぼす影響の検討
 - (j) この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠
如及び不確実性の特定
 - (k) この2の規定により提供される情報の平易な要約
 - (l) 包括的な環境評価書を作成した者又は機関の氏名又は名称及び住所並
びに当該環境評価書についての意見の提出先
- 3 包括的な環境評価書の案については、一般に利用可能なものとし、すべ
ての締約国に対し、その意見を得るため送付する。これらの締約国も、そ
の案を一般に利用可能なものとする。締約国からの意見を受領する期間は、
90日とする。
- 4 包括的な環境評価書の案は、締約国に送付すると同時に、かつ、次の南
極条約協議国会議の120日前までに、適宜検討を行うため委員会に送付する。
- 5 委員会の助言に基づき南極条約協議国会議が包括的な環境評価書の案に
ついて検討を行うまでは、南極条約地域における計画された活動を実施す
るための最終的な決定は、行うことができない。ただし、計画された活動
を実施するための決定は、包括的な環境評価書の案を送付した日から15箇
月よりも長い期間、この5の規定の実施のために遅れることがあってはな
らない。
- 6 最終的な包括的な環境評価書は、包括的な環境評価書の案に関して受領

された意見についても取り扱い、及びこれを含め又は要約する。最終的な包括的な環境評価書、これに関連する決定についての通知及び計画された活動がもたらす利益との関連における予測される影響についての評価は、すべての締約国に対し、南極条約地域における活動計画を開始する60日前までに送付する。これらの締約国は、これを一般に利用可能なものとする。

第4条 包括的な環境評価書に基づく決定

前条の規定の適用を受ける計画された活動の実施が適当であるか否かの決定及び、当該活動の実施が適当と決定される場合には、原案に修正を加えるか否かの決定については、包括的な環境評価書及び他の関連する検討に基づいて行う。

第5条 監視

- 1 包括的な環境評価の完了の後に活動が実施される場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための手続（主要な環境上の指標の適当な監視を含む。）がとられるものとする。
- 2 1及び第2条2に規定する手続は、活動の影響について検証可能な定期的な記録を特に次のことのために得ることを目的とする。
 - (a) 影響が議定書の規定にどの程度適合するかを評価することを可能にすること。
 - (b) 影響を最小にし又は緩和するために有用な情報及び適当な場合には活動の停止、取りやめ又は修正の必要性に関する情報を提供すること。

第6条 情報の送付

- 1 次の情報については、締約国及び委員会に送付し並びに一般に利用可能なものとする。
 - (a) 第1条に規定する手続の記述
 - (b) 第2条の規定に従って行われた初期の環境評価書及びこれに基づいて行われた決定についての各年ごとの表
 - (c) 第2条2及び前条の規定に従って実施された手続から得られる重要な情報及びこれに基づいてとられた措置
 - (d) 第3条6に規定する情報
- 2 第2条の規定に従って行われた初期の環境評価書については、要請により、利用することができるようにする。

第7条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及

び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態であって、この附属書に規定する手続を完了することなしに活動を実施することが必要であるものについては、適用しない。

- 2 緊急事態において実施された活動であって、緊急事態でなかったならば包括的な環境評価書を作成すべきであったものについては、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報するものとし、当該活動の十分な説明は、その実施の後、90日以内に行う。

第 8 条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第 9 条 1 の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後 1 年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、1 又は 2 以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1 の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書Ⅱ 南極の動物相及び植物相の保存

第1条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「在来哺乳類」とは、哺乳綱に属する種の個体であって、南極条約地域に原産のもの又は自然の移動によって季節的に同地域に生息するものをいう。
- (b) 「在来鳥類」とは、鳥綱に属する種の個体（生活史のいずれの段階（卵の段階を含む。）にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のもの又は自然の移動によって季節的に同地域に生息するものをいう。
- (c) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上又は淡水で生育する植物（生活史のいずれの段階（種子及び胎芽の段階を含む。）にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のものをいう。
- (d) 「在来無脊椎動物」とは、陸上又は淡水に生息する無脊椎動物（生活史のいずれの段階にあるかを問わない。）であって、南極条約地域に原産のものをいう。
- (e) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附属書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。
- (f) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。
- (g) 「採捕」とは、在来哺乳類若しくは在来鳥類についてはこれを殺し、傷つけ、捕獲し若しくは苦しめること若しくはこれに触れること又は在来植物についてはその局地的分布若しくは豊度に著しく影響を及ぼすこととなる程度の量を除去し若しくは損傷することをいう。
- (h) 「有害な干渉」とは、次のことをいう。
 - (i) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法でヘリコプターその他の航空機を飛行させ又は着陸させること。
 - (ii) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法で車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）を用いること。
 - (iii) 鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱すような方法で爆発物又は火器を用いること。
 - (iv) 繁殖中若しくは換羽中の鳥類又は鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れについてその生息を人の歩行によって故意に乱すこと。

- (v) 航空機の着陸、車両の運転又は歩行その他の方法で陸上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。
- (vi) 在来哺乳類、在来鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の種又は個体群の生息地に対し著しく有害な変化をもたらす活動。
- (i) 「国際捕鯨取締条約」とは、1946年12月2日にワシントンで作成された条約をいう。

第2条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。
- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第3条 在来の動物相及び植物相の保護

- 1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。
- 2 1の許可証については、許可された活動（その時期、場所及び実施者を含む。）を明示するものとし、次のことを目的とする場合においてのみ発給する。
 - (a) 科学的研究又は科学的情報のために標本を提供すること。
 - (b) 博物館、植物標本館、動物園、植物園その他の教育的又は文化的な施設又は用途のために標本を提供すること。
 - (c) 科学的活動であって(a)若しくは(b)の規定によっては許可の対象とならないものを実施するに際し、避けることのできない影響に対し措置をとること又は科学的な支援施設の建設及び運営に際し、避けることのできない影響に対し措置をとること。
- 3 次のことを確保するため、1及び2の許可証の発給を制限する。
 - (a) 2に規定する目的のために真に必要な数以上に在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物を採捕しないこと。
 - (b) 殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を少数のみとすること及び、いかなる場合にも、地域的な個体群において殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を他に許可された採捕の数を勘案して次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上とはしないこと。
 - (c) 種の多様性、種の存続に不可欠な生息地及び南極条約地域内に存在する生態系の均衡を維持すること。
- 4 この附属書の付録Aに掲げる在来哺乳類、在来鳥類及び在来植物の種は、

- 「特別保護種」として指定され、締約国によって特別の保護を与えられる。
- 5 特別保護種を採捕するための許可証については、次の条件が満たされない限り、発給してはならない。
 - (a) 採捕がやむを得ない科学的目的のためであること。
 - (b) 採捕が種又は地域的な個体群の存続又は回復を妨げないこと。
 - (c) 適当な場合には、採捕が殺すに至ることのない方法により行われること。
 - 6 在来哺乳類及び在来鳥類のすべての採捕については、可能な限り、苦痛を最小限にするような方法で行う。

第4条 非在来種、寄生虫及び疾病の持込み

- 1 許可証による場合を除くほか、南極条約地域に在来でないいかなる動物又は植物の種も、同地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んで서는ならない。
- 2 犬については、陸地又は氷棚に持ち込んで서는ならないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、1994年4月1日までに除去しなければならない。
- 3 1の許可証については、この附属書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持込みを許可するために発給するものとし、種、数並びに適当な場合には年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在来の動物相及び植物相との接触を防ぐためにとるべき予防措置を明記する。
- 4 1及び3の規定により許可証が発給されている植物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の動物相若しくは植物相に対する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このような義務を明記する。同地域に持ち込まれた同地域に在来でない他の植物又は動物（これらの子孫を含む。）については、これらの植物又は動物が在来の植物相又は動物相に対しいかなる危険も及ぼさないと判断されない限り、除去し、又は生殖不能にするため焼却による処分若しくはこれと同様に効果的な方法による処分を行う。
- 5 この条のいかなる規定も、食物の南極条約地域への持込みについては、適用しない。ただし、いかなる生きている動物も、食用のため同地域に持ち込んで서는ならず、すべての植物並びに動物の部分及び製品は、慎重に管理された状態に保ち、並びに附属書Ⅲ及びこの附属書の付録Cに従って処分する。

- 6 各締約国は、在来の動物相及び植物相に存在しない微生物（例えば、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類）の持込みを防止するために予防措置（この附属書の付録Cに定める措置を含む。）がとられることを義務付ける。

第5条 情報

各締約国は、南極条約地域に滞在し又は同地域に入る意図を有するすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これらの者が利用することができるようにする。

第6条 情報の交換

- 1 締約国は、次の事項のための措置をとる。
 - (a) 在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物のそれぞれの種について南極条約地域において毎年採捕される数又は量に関する記録（許可証の記録を含む。）及び統計の収集及び交換
 - (b) 南極条約地域における在来哺乳類、在来鳥類、在来植物及び在来無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換
 - (c) 2の規定により締約国が提供する(a)及び(b)に規定する情報についての共通の書式の作成
- 2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年11月の末日までに、当該年の前年の7月1日から当該年の6月30日までの間に1の規定によってとった措置並びにこの附属書に基づき発給した許可証の数及び性質を通報する。

第7条 南極条約体制の範囲外の他の合意との関係

この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第8条 検討

締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

第9条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第9条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後1年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期

間内に1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対しこの期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

付録A 特別保護種

ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）

付録B 動物及び植物の持込み

次に掲げる動物及び植物については、第4条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

- (a) 栽培用の植物
- (b) 実験用の動物及び植物（ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。）

付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置

- 1 家きん。いかなる生きている家きんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んで서는ならない。調理用に処理された家きんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前に、ニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病の検査を受ける。消費されない家きん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。
- 2 滅菌されていない土壌の持込みについては、実行可能な限り、避ける。

附属書Ⅲ 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

第1条 一般的義務

- 1 この附属書は、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)について適用する。
- 2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響並びに科学的調査及び南極条約に適合する南極地域の他の利用への影響を最小にするため、実行可能な限り、削減する。
- 3 南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、廃棄物の保管、処分及び南極条約地域からの除去、その再使用又は再生利用並びにその発生源の削減については、不可欠な検討事項とする。
- 4 南極条約地域から除去される廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物を発生させた活動が組織された国に持ち帰り、又は関連する国際協定に従い当該廃棄物の処分についての取決めが行われているその他の国に持ち込む。
- 5 陸上における過去又は現在の廃棄物の処分場及び南極における活動のために使われ、遺棄された作業場については、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が浄化する。この義務については、次の事項を義務付けるものと解してはならない。
 - (a) 史跡又は歴史的記念物として指定された建造物の除去
 - (b) いかなる実行可能な方法によっても建造物又は廃棄物を除去することが当該建造物又は廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合において、当該建造物又は廃棄物を除去すること。

第2条 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分

- 1 次に掲げる廃棄物については、この附属書が効力を生じた後に発生した場合には、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
 - (a) 放射性物質
 - (b) 電池
 - (c) 液体燃料及び固体燃料
 - (d) 有害な量の重金属を含む廃棄物又は急性毒性の若しくは有害な持続性

の化合物を含む廃棄物

- (e) ポリ塩化ビニル（PVC）、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ゴム及び焼却した場合には有害物質を排出するおそれのある添加物を含有する潤滑油、処理された木材その他の物質
- (f) (e)に規定するものを除くすべてのプラスチック廃棄物（次条1の規定に従って焼却される場合には、低密度ポリエチレン容器（例えば、廃棄物保管用の袋）を除く。）
- (g) 燃料貯蔵用ドラム缶
- (h) その他の固形の不燃性廃棄物

ただし、(g)及び(h)に規定するドラム缶及び固形の不燃性廃棄物を除去する義務は、いかなる実行可能な方法によっても当該廃棄物を除去することが当該廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合には、適用しない。

2 汚水、生活排水及び1に規定していない液体状の廃棄物については、実行可能な最大限度まで、これらの廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

3 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

- (a) 持ち込まれた動物の死体
- (b) 微生物及び植物病原体の実験用培養物
- (c) 鳥類を用いた製品（持ち込まれたもの）

第3条 焼却による廃棄物の処分

1 2の規定に従う場合を除くほか、前条1に規定していない可燃性廃棄物であって南極条約地域から除去されないものについては、焼却炉（有害物質の排出を実行可能な最大限度まで削減できるもの）で焼却する。この場合において、特に委員会及び南極研究科学委員会が勧告する排出基準及び設備に関する指針を考慮する。焼却による固形の残滓については、南極条約地域から除去する。

2 廃棄物の焼却炉を用いないすべての焼却については、できる限り速やかに、1999年の南極の夏の終わりまでに段階的に廃止する。その廃止が完了するまでの間、焼却炉を用いない焼却により廃棄物を処理することが必要な場合には、ばいじんのたい積を制限し及び生物学上、科学上、歴史上、

芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域、特に南極条約により保護されている地域においてばいじんが堆積することを避けるため、風向及び風速並びに焼却される廃棄物の種類を考慮する。

第4条 廃棄物の陸上におけるその他の処分

- 1 前2条の規定に従って除去し又は処分されない廃棄物については、露岩地域又は淡水の陸水において処分してはならない。
- 2 第2条の規定に従って南極条約地域から除去されない汚水、生活排水その他液体状の廃棄物については、実行可能な限り、海水、氷棚又は着底氷床の上で処分してはならない。ただし、氷棚又は着底氷床の上の内陸部に位置する基地から発生した当該廃棄物を深い氷の穴の中において処分することが唯一の実行可能な方法である場合には、そのような方法で処分することができる。露岩地域又は氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上にこのような穴を掘ってはならない。
- 3 野営地において発生した廃棄物については、実行可能な最大限度まで当該廃棄物の発生者がこの附属書に従って処分するため、支援基地又は船舶に持ち帰る。

第5条 海洋における廃棄物の処分

- 1 汚水及び生活排水については、その影響を受ける海洋環境の同化能力を考慮して及び次のことを条件として、海洋に直接排出することができる。
 - (a) 実行可能な場合には、初期希釈及び急速な拡散のための条件が存在する場所で排出が行われること。
 - (b) 大量の汚水及び生活排水（南半球の夏の週間の平均の滞在者がおよそ30人以上である基地において発生したもの）については、少なくともこれらに含まれる固形状の物をふやかす処理を行うこと。
- 2 回転円板処理装置による処理又はこれと類似の過程による処理によって生じた污泥については、海洋へ処分することができる。ただし、その処分が行われる地域の環境に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、かつ、海洋におけるいずれの当該処分も、附属書Ⅳに従うものとする。

第6条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。

第7条 持込禁止品

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、滅菌されていない土壌、ポリスチレン・ビ

ーズ、ポリスチレン・チップ若しくはこれと類似の包装材料又は駆除剤（科学上、医学上又は衛生上の目的のために必要とされるものを除く。）については、南極条約地域の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではいない。

第8条 廃棄物の管理計画の立案

1 南極条約地域において活動を実施する各締約国は、これらの活動に関して、廃棄物を記録するための基礎とするため並びに科学的活動及びこれに関連する後方支援活動の環境に対する影響を評価することを目的とした研究に資するため、廃棄物の処分の分類制度を作成する。このため、発生した廃棄物は、次のとおり分類される。

- (a) 汚水及び生活排水（グループ1）
- (b) その他の液体状の廃棄物並びに燃料及び潤滑油を含む液体状の化学物質（グループ2）
- (c) 可燃性の固形物（グループ3）
- (d) その他の固形廃棄物（グループ4）
- (e) 放射性物質（グループ5）

2 各締約国は、廃棄物が南極の環境に及ぼす影響を更に削減するため、自国の廃棄物の管理計画（廃棄物の削減、保管及び処分を含む。）を作成し、毎年検討し及び状況に応じて改定する。この管理計画は、各固定地点、野営地一般及び各船舶（船舶に関する既存の管理計画を考慮するものとし、固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。）について、次の事項を明示する。

- (a) 廃棄物の既存の処分場及び遺棄された作業場の浄化計画
- (b) 廃棄物についての現行の及び計画されている管理措置（最終処分を含む。）
- (c) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を分析するための現行の及び計画されている措置
- (d) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を最小にするためのその他の活動

3 各締約国は、実行可能な限り、過去における活動の場所（例えば、調査旅行の経路、燃料貯蔵地及び野外拠点の場所、航空機の墜落地点）が将来の科学的計画（例えば、雪の化学的性質、地衣類中の汚染物質又は氷の柱状試料の掘削についてのもの）の立案に当たり考慮されるよう、その場所に関する情報が失われる以前に当該場所の目録を作成する。

第9条 廃棄物の管理計画の送付及び検討

- 1 前条の規定に従って作成された廃棄物の管理計画、その実施に関する報告書及び同条3に規定する目録については、南極条約の第3条及び第7条の規定並びに同条約第9条の規定に基づく関連する勧告に従い毎年の情報交換に含める。
- 2 各締約国は、委員会に対し、自国の廃棄物の管理計画の写し並びにその実施及び検討に関する報告書の写しを送付する。
- 3 委員会は、廃棄物の管理計画並びにその実施及び検討に関する報告書を検討することができるものとし、締約国に対し、当該締約国の検討のため、意見（影響を最小にするための提案並びに管理計画の修正及び改善についての提案を含む。）を提出することができる。
- 4 締約国は、特に、利用可能な廃棄物低減技術、既存の施設の再使用、流体状の排出物に関する特別の要件並びに適当な処分及び排出の方法に関し、情報を交換し及び助言を行うことができる。

第10条 管理の方法

各締約国は、

- (a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所においては、当該管理計画についての責任は、それぞれの場所における適当な者に委任する。
- (b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附属書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。
- (c) ポリ塩化ビニル（PVC）製品の使用を抑制し、及びこの附属書に従ってポリ塩化ビニル（PVC）製品を事後に除去することができるようにするため南極条約地域に持ち込む可能性があるすべてのポリ塩化ビニル（PVC）製品につき自国の探検隊に周知させることを確保する。

第11条 検討

この附属書については、廃棄物の処分の技術及び方法の改善を反映させることによって最新のものとすることを確保するため並びにこれにより南極の環境を最大限に保護することを確保するため、定期的に検討する。

第12条 緊急事態

- 1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。

- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第13条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第9条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後1年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書IV 海洋汚染の防止

第1条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶からのすべての流出をいい、いかなる流失、処分、漏出、吸排又は放出も含む。
- (b) 「廃物」とは、船舶の通常の運航中に食事、生活及び運航に関連して生ずるあらゆる種類の廃棄物（生鮮魚及びその一部を除く。）をいう。ただし、第3条及び第4条に規定する物質を除く。
- (c) 「MARPOL 73/78」とは、1978年の議定書及び他の改正で効力を有しているものによって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約をいう。
- (d) 「有害液体物質」とは、MARPOL 73/78附属書IIに定義する有害液体物質をいう。
- (e) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油（第4条の規定の適用を受ける石油化学物質を除く。）をいう。
- (f) 「油性混合物」とは、油を含有する混合物をいう。
- (g) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクション船、潜水船、浮遊機器及び固定され又は浮いているプラットフォームを含む。

第2条 適用

この附属書は、各締約国に対し、当該締約国を旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶について、これらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第3条 油の排出

- 1 MARPOL 73/78附属書Iにより認められている場合を除くほか、油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。南極条約地域を運航している間、船舶は、スラッジその他の油性残留物及び汚れたバラスト、タンク洗浄水その他の油性混合物であって海洋に排出してはならないものを船内に保留する。船舶は、南極条約地域の外においてのみこれらの残留物を排出する。この場合において、その排出は、受入施設で又は同附属書により認められているその他の方法で行う。
- 2 この条の規定は、次の排出については、適用しない。

- (a) 船舶又はその設備の損傷に起因する油又は油性混合物の海洋への排出。ただし、次のことを条件とする。
- (i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていること。
 - (ii) 船舶所有者又は船長が損傷をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動することのなかったこと。
- (b) 特定の汚染事件に対応することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出。

第4条 有害液体物質の排出

すべての有害液体物質、その他のいずれかの化学薬品その他これらに類する物質については、海洋環境に有害な量を又は有害な濃度で海洋へ排出することを禁止する。

第5条 廃物の処分

- 1 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。
- 2 その他のすべての廃物（紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器、焼却灰、ダンネージ、ライニング及び包装材料を含む。）の海洋への投入による処分は、禁止する。
- 3 食物くずの海洋への投入による処分については、粉碎装置又は圧砕装置を使用し、かつ、MARPOL 73/78附属書Vにより認められている場合を除くほか、陸地及び氷棚からできる限り離れて行く（最も近い陸地又は氷棚からの距離が12海里以上でなければならない。）ときに認めることができる。海洋への投入による処分を認める場合には、粉碎され又は圧砕された食物くずは、25ミリメートルの網目を有する網を通過することのできるものでなければならない。
- 4 この条に規定する物質が処分又は排出の要件を異にする他の物質と混在して排出又は処分される場合には、最も厳しい処分又は排出の要件を適用する。
- 5 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (a) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

(b) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防止するためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

6 締約国は、適当な場合には、廃物記録簿の使用を義務付ける。

第6条 汚水の排出

1 南極活動に著しい支障を来す場合を除くほか、

(a) 各締約国は、陸地又は氷棚から12海里以内の海洋において未処理の汚水（「汚水」とは、MARPOL 73/78附属書IVに定義するものをいう。）を排出してはならない。

(b) 陸地又は氷棚から12海里を超える距離の場所において、貯留タンク内の汚水は、一度に排出してはならないものとし、実行可能な場合には、船舶が4ノット以上の速度で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。

この1の規定は、最大搭載人員が10人を超えない船舶については、適用しない。

2 締約国は、適当な場合には、汚水記録簿の使用を義務付ける。

第7条 緊急事態

1 第3条から前条までの規定は、船舶及び乗船者の安全又は海上における人命の救助に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第8条 南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす影響

この附属書の実施に当たり、南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす有害な影響を回避する必要性につき、南極条約地域の外においても妥当な考慮を払う。

第9条 船舶の保留能力及び受入施設

1 各締約国は、自国を旗国とするすべての船舶及び締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な容量のタンクを備えること、廃物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な収容能力を有すること並びにこれらの油性残留物及び廃物を同地域を出た後に受入施設で排出するための取決めを締結することを確保することを約束する。これらの船舶は、更

に、有害液体物質を船内に保留するための十分な収容能力を有するものとする。

- 2 各締約国は、自国の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自国の港に到着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラストすべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並びに船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であって、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。
- 3 南極条約地域に隣接する他の締約国の港から同地域へ向けて出航し又は同地域から当該他の締約国の港に到着する船舶を運航する締約国は、港湾の受入施設の設置が当該他の締約国に不公平な負担を生じさせないことを確保するため、当該他の締約国と協議する。

第10条 船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備

各締約国は、南極活動に従事し又はこれを支援する船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備の備付けを行うに当たり、この附属書の目的を考慮する。

第11条 主権免除

- 1 この附属書は、軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの附属書に即して行動することを確保する。
- 2 1の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。
- 3 各締約国は、他の締約国に対し、この条の規定の実施方法を通報する。
- 4 議定書第18条から第20条までに規定する紛争解決のための手続は、この条については、適用しない。

第12条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

- 1 締約国は、南極条約地域における海洋汚染の緊急事態又はその脅威に対し一層効果的に対応するため、議定書第15条の規定に従い、同地域における海洋汚染への対応に関する緊急時計画を作成する。この緊急時計画には、同地域を運航する船舶（固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。）、特に油を貨物として輸送する船舶に関する計画及

び沿岸施設に起因する海洋環境への油の漏出に関する計画を含める。このため、締約国は、

- (a) 当該緊急時計画の作成及び実施について協力する。
- (b) 委員会及び国際海事機関その他の国際機関の助言を参考とする。

2 締約国は、更に、汚染に関する緊急事態について協力して対応するための手続を定めるものとし、当該手続に従い、適当な対応措置をとる。

第13条 検討

締約国は、この附属書の目的を達成するため、この附属書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL 73/78について採択される改正及び新たな規則を含む。)を絶えず検討する。

第14条 MARPOL 73/78との関係

MARPOL 73/78の締約国である議定書の締約国に関しては、この附属書のいかなる規定も、MARPOL 73/78に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL 73/78に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

第15条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第9条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後1年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

1991年10月4日にマドリッドで作成した。

附属書V 地区の保護及び管理

第1条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附属書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。
- (b) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。
- (c) 「管理計画」とは、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動を管理し及びこれらの地区の特別の価値を保護するための計画をいう。

第2条 目的

この附属書の適用上、いかなる地域（海域を含む。）も、南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。これらの地区における活動は、この附属書に基づいて採択された管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されるものとする。

第3条 南極特別保護地区

- 1 いかなる地域（海域を含む。）も、環境上、科学上、歴史上、芸術上若しくは原生地域としての顕著な価値若しくはこれらの価値の組合せ又は実施中若しくは計画中の科学的調査を保護するため、南極特別保護地区として指定することができる。
- 2 締約国は、環境上の及び地理的な観点から系統的な検討を行った上で、次のものを特定し、南極特別保護地区に含めるよう努める。
 - (a) 人間活動によって影響を受けた場所との将来の比較を可能にするような人為的干渉を受けていない地区
 - (b) 主要な陸上（氷河及び陸水を含む。）生態系及び海洋生態系の代表的な例
 - (c) 種の重要な又は珍しい集合のある地区（在来鳥類又は在来哺乳類の主な集団繁殖地を含む。）
 - (d) 基準産地又はいずれかの種について唯一知られている生息地
 - (e) 実施中又は計画中の科学的調査に特に関係のある地区
 - (f) 地質学上、氷河学上又は地形学上の顕著な特性を有する場所の例
 - (g) 芸術上及び原生地域としての顕著な価値を有する地区

- (h) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
 - (i) 1に規定する価値を保護するために適当であるその他の地区
- 3 過去の南極条約協議国会議により特別保護地区及び特別科学的関心地区として指定された地区は、ここに南極特別保護地区として指定され、かつ、これに応じて名称及び番号が変更されるものとする。
- 4 南極特別保護地区への立入りは、第7条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第4条 南極特別管理地区

- 1 活動が行われているか又は将来行われる可能性のあるいかなる地域（海域を含む。）も、活動を計画し及び調整することを補助し、生ずることのある紛争を回避し、締約国間の協力を一層推進させ又は環境への影響を最小にするため、南極特別管理地区として指定することができる。
- 2 南極特別管理地区には、次のものを含めることができる。
- (a) 活動が互いに干渉するおそれがあり又は累積的な環境への影響をもたらすおそれがある地区
 - (b) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
- 3 南極特別管理地区への立入りについては、許可証を必要としない。
- 4 南極特別管理地区が1又は2以上の南極特別保護地区を含む場合には、3の規定にかかわらず、当該保護地区への立入りは、第7条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第5条 管理計画

- 1 締約国、委員会、南極研究科学委員会又は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会は、管理計画案を南極条約協議国会議に提出することにより、いずれかの地域を南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定する提案を行うことができる。
- 2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値を保護するために十分な大きさを有するものとする。
- 3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。
- (a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値についての記述
 - (b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明
 - (c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動

- (d) 指定の期間
- (e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述
 - (i) 当該地区の位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴
 - (ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路（海洋からの進入路及びびょう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む。）
 - (iii) 当該地区内及び当該地区の付近にある建造物（科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む。）の位置
 - (iv) 当該地区内若しくは当該地区の付近にあるこの附属書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区の位置又は当該地区内若しくは当該地区の付近にある南極条約体制の他の構成要素の下でとられた措置に従って指定されたその他の保護地区の位置
- (f) (b)に規定する目的を達成するため、1の指定を提案された地区内において活動が禁止され、制限され又は管理される区域の特定
- (g) 1の指定を提案された地区の重要な特徴及びその周囲の特徴との関連において当該地区の境界を明らかに示す地図及び写真
- (h) 裏付けとなる文書
- (i) 南極特別保護地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関し適当な当局によって許可証が発給されるための条件についての明確な記述
 - (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
 - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動（時期及び場所に関する制限を含む。）
 - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
 - (iv) 野営地の位置
 - (v) 当該地区に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限
 - (vi) 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
 - (vii) 許可証の所持者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
 - (viii) 廃棄物の処分
 - (ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

- (x) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
- (j) 南極特別管理地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関する行動規範
 - (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
 - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動（時期及び場所に関する制限を含む。）
 - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
 - (iv) 野営地の位置
 - (v) 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
 - (vi) 立入りをを行う者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
 - (vii) 廃棄物の処分
 - (viii) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
- (k) 締約国が計画中の活動を実施する前に情報を交換すべき事態に関する規定

第6条 指定の手続

- 1 管理計画案については、委員会、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会に送付する。南極条約協議国会議に対する助言を行うに当たって、委員会は、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会によって提出されたすべての意見を考慮に入れる。その後、南極条約協議国は、南極条約第9条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、管理計画を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、管理計画は、措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後90日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 議定書の第4条及び第5条の規定を考慮し、いかなる海域も、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の事前の承認を得ることなく南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができない。

- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区の指定については、管理計画に別段の定めがない限り、無期限とする。管理計画については、少なくとも5年ごとに検討を行う。管理計画は、必要に応じて改定する。
- 4 管理計画は、1の規定に従って改正し又は廃止することができる。
- 5 寄託政府は、管理計画の承認の後、すべての締約国に対し当該管理計画を速やかに送付する。寄託政府は、その時点で承認されているすべての管理計画の記録を保管する。

第7条 許可証

- 1 各締約国は、南極特別保護地区に立ち入り、かつ、当該保護地区内で活動を行うための許可証を当該保護地区に関する管理計画に定める要件に従い発給する適当な当局を指定する。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものとし、当該保護地区の範囲及び場所、認められた活動、発給日、発給場所、発給した者又は機関並びに管理計画によって課される他の条件を明記する。
- 2 過去の南極条約協議国会議で指定された管理計画を有しない特別保護地区については、適当な当局は、その他の場所では達成することができず、かつ、当該保護地区の自然の生態系を害さないやむを得ない科学的目的のための活動について許可証を発給することができる。
- 3 各締約国は、許可証の所持者が南極特別保護地区にいる間、当該所持者が許可証の写しを携帯するよう義務付ける。

第8条 史跡及び歴史的記念物

- 1 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区に指定され又はこれらの地区内に所在するものについては史跡及び歴史的記念物として一覧表に掲げる。
- 2 各締約国は、歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定されず、かつ、これらの地区内に所在しないものを史跡又は歴史的記念物として一覧表に掲げるための提案を行うことができる。南極条約協議国は、南極条約第9条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、当該提案を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、当該提案は、措置がとられる同会議の終了の後90日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認するこ

とができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

- 3 過去の南極条約協議国会議で一覧表に掲げられた現存する史跡及び歴史的記念物については、この条に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に含める。
- 4 一覧表に掲げられる史跡及び歴史的記念物については、損傷し、除去し又は破壊してはならない。
- 5 史跡及び歴史的記念物の一覧表については、2の規定に従って改正することができる。寄託政府は、最新の史跡及び歴史的記念物の一覧表を保管する。

第9条 情報及び公表

- 1 各締約国は、南極地域に立ち入り又は立ち入ろうとするすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、特に次の事項に関する情報を利用することができるようにする。
 - (a) 南極特別保護地区及び南極特別管理地区の位置
 - (b) (a)の一覧表及び地図
 - (c) (a)の地区の管理計画(それぞれの地区において禁止されている事項の一覧表を含む。)
 - (d) 史跡及び歴史的記念物の位置並びに関連する禁止又は制限
- 2 各締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の位置及び可能な場合にはこれらの境界が、地形図へ海図及び他の適当な出版物に表示されることを確保する。
- 3 締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の境界が、適当な場合には、適切に現場に標示されることを確保するために協力する。

第10条 情報の交換

- 1 締約国は、次の事項のための措置をとる。
 - (a) 記録(許可証の記録、南極特別保護地区への立入り(査察のための立入りを含む。)の報告書及び南極特別管理地区への査察のための立入りの報告書を含む。)の収集及び交換
 - (b) あらゆる南極特別管理地区、南極特別保護地区又は史跡若しくは歴史的記念物の著しい変化又は損傷に関する情報の入手及び交換
 - (c) 2の規定により締約国が提供する記録及び情報についての共通の書式の作成

- 2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年11月の末日までに、当該年の前年の7月1日から当該年の6月30日までの間にこの附属書に基づき発給された許可証の数及び性質を通報する。
- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区における研究その他の活動を実施し若しくは認め又はこれらの活動について資金供与を行う各締約国は、これらの活動の記録を保管するものとし、自国の管轄の下にある者がこれらの地区内において前年に実施した活動の要約を南極条約に従って行われる毎年の情報交換の中で提供する。
- 4 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年11月の末日までに、この附属書を実施するためにとった措置（すべての査察及び南極特別保護地区又は南極特別管理地区の承認された管理計画に反する活動に関してとったすべての措置を含む。）を通報する。

第11条 緊急事態

- 1 この附属書により定められ、かつ、認められた制限は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用されない。
- 2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第12条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第9条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後1年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に1又は2以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

「環境保護に関する南極条約議定書に基づく附属書VI：環境上の緊急事態から生じる責任（仮訳）」については、2005年6月14日に南極条約協議国会議で採択されたが、2007年2月現在、まだ批准はされておらず未発効の状況である。日本語の正訳はなく、また仮訳も公開されていない。このため原文を掲載するものとする。

Annex VI to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty Liability Arising From Environmental Emergencies

Preamble

The Parties,

Recognising the importance of preventing, minimising and containing the impact of environmental emergencies on the Antarctic environment and dependent and associated ecosystems;

Recalling Article 3 of the Protocol, in particular that activities shall be planned and conducted in the Antarctic Treaty area so as to accord priority to scientific research and to preserve the value of Antarctica as an area for the conduct of such research;

Recalling the obligation in Article 15 of the Protocol to provide for prompt and effective response action to environmental emergencies, and to establish contingency plans for response to incidents with potential adverse effects on the Antarctic environment or dependent and associated ecosystems;

Recalling Article 16 of the Protocol under which the Parties to the Protocol undertook consistent with the objectives of the Protocol for the comprehensive protection of the Antarctic environment and dependent and associated ecosystems to elaborate, in one or more Annexes to the Protocol, rules and procedures relating to liability for damage arising from activities taking place in the Antarctic Treaty area and covered by the Protocol;

Noting further Decision 3 (2001) of the XXIVth Antarctic Treaty Consultative Meeting regarding the elaboration of an Annex on the liability aspects of environmental emergencies, as a step in the establishment of a liability regime in accordance with Article 16 of the Protocol;

Having regard to Article IV of the Antarctic Treaty and Article 8 of the Protocol;

Have agreed as follows:

Article 1
Scope

This Annex shall apply to environmental emergencies in the Antarctic Treaty area which relate to scientific research programmes, tourism and all other governmental and non-governmental activities in the Antarctic Treaty area for which advance notice is required under Article VII(5) of the Antarctic Treaty, including associated logistic support activities. Measures and plans for preventing and responding to such emergencies are also included in this Annex. It shall apply to all tourist vessels that enter the Antarctic Treaty area. It shall also apply to environmental emergencies in the Antarctic Treaty area which relate to other vessels and activities as may be decided in accordance with Article 13.

Article 2
Definitions

For the purposes of this Annex:

- (a) “Decision” means a Decision adopted pursuant to the Rules of Procedure of Antarctic Treaty Consultative Meetings and referred to in Decision 1 (1995) of the XIXth Antarctic Treaty Consultative Meeting;
- (b) “Environmental emergency” means any accidental event that has occurred, having taken place after the entry into force of this Annex, and that results in, or imminently threatens to result in, any significant and harmful impact on the Antarctic environment;
- (c) “Operator” means any natural or juridical person, whether governmental or non-governmental, which organises activities to be carried out in the Antarctic Treaty area. An operator does not include a natural person who is an employee, contractor, subcontractor, or agent of, or who is in the service of, a natural or juridical person, whether governmental or non-governmental, which organises activities to be carried out in the Antarctic Treaty area, and does not include a juridical person that is a contractor or subcontractor acting on behalf of a State operator;

- (d) “Operator of the Party” means an operator that organises, in that Party’s territory, activities to be carried out in the Antarctic Treaty area, and:
- (i) those activities are subject to authorisation by that Party for the Antarctic Treaty area; or
 - (ii) in the case of a Party which does not formally authorise activities for the Antarctic Treaty area, those activities are subject to a comparable regulatory process by that Party.

The terms “its operator”, “Party of the operator”, and “Party of that operator” shall be interpreted in accordance with this definition;

- (e) “Reasonable”, as applied to preventative measures and response action, means measures or actions which are appropriate, practicable, proportionate and based on the availability of objective criteria and information, including:
- (i) risks to the Antarctic environment, and the rate of its natural recovery;
 - (ii) risks to human life and safety; and
 - (iii) technological and economic feasibility;
- (f) “Response action” means reasonable measures taken after an environmental emergency has occurred to avoid, minimise or contain the impact of that environmental emergency, which to that end may include clean-up in appropriate circumstances, and includes determining the extent of that emergency and its impact;
- (g) “The Parties” means the States for which this Annex has become effective in accordance with Article 9 of the Protocol.

Article 3 **Preventative Measures**

1. Each Party shall require its operators to undertake reasonable preventative measures that are designed to reduce the risk of environmental emergencies and their potential adverse impact.

2. Preventative measures may include:
 - (a) specialised structures or equipment incorporated into the design and construction of facilities and means of transportation;
 - (b) specialised procedures incorporated into the operation or maintenance of facilities and means of transportation; and
 - (c) specialised training of personnel.

Article 4
Contingency Plans

1. Each Party shall require its operators to:
 - (a) establish contingency plans for responses to incidents with potential adverse impacts on the Antarctic environment or dependent and associated ecosystems; and
 - (b) co-operate in the formulation and implementation of such contingency plans.
2. Contingency plans shall include, when appropriate, the following components:
 - (a) procedures for conducting an assessment of the nature of the incident;
 - (b) notification procedures;
 - (c) identification and mobilisation of resources;
 - (d) response plans;
 - (e) training;
 - (f) record keeping; and
 - (g) demobilisation.
3. Each Party shall establish and implement procedures for immediate notification of, and co-operative responses to, environmental emergencies, and shall promote

the use of notification procedures and co-operative response procedures by its operators that cause environmental emergencies.

Article 5
Response Action

1. Each Party shall require each of its operators to take prompt and effective response action to environmental emergencies arising from the activities of that operator.
2. In the event that an operator does not take prompt and effective response action, the Party of that operator and other Parties are encouraged to take such action, including through their agents and operators specifically authorised by them to take such action on their behalf.
3. (a) Other Parties wishing to take response action to an environmental emergency pursuant to paragraph 2 above shall notify their intention to the Party of the operator and the Secretariat of the Antarctic Treaty beforehand with a view to the Party of the operator taking response action itself, except where a threat of significant and harmful impact to the Antarctic environment is imminent and it would be reasonable in all the circumstances to take immediate response action, in which case they shall notify the Party of the operator and the Secretariat of the Antarctic Treaty as soon as possible.

(b) Such other Parties shall not take response action to an environmental emergency pursuant to paragraph 2 above, unless a threat of significant and harmful impact to the Antarctic environment is imminent and it would be reasonable in all the circumstances to take immediate response action, or the Party of the operator has failed within a reasonable time to notify the Secretariat of the Antarctic Treaty that it will take the response action itself, or where that response action has not been taken within a reasonable time after such notification.

(c) In the case that the Party of the operator takes response action itself, but is willing to be assisted by another Party or Parties, the Party of the operator shall coordinate the response action.
4. However, where it is unclear which, if any, Party is the Party of the operator or

it appears that there may be more than one such Party, any Party taking response action shall make best endeavours to consult as appropriate and shall, where practicable, notify the Secretariat of the Antarctic Treaty of the circumstances.

5. Parties taking response action shall consult and coordinate their action with all other Parties taking response action, carrying out activities in the vicinity of the environmental emergency, or otherwise impacted by the environmental emergency, and shall, where practicable, take into account all relevant expert guidance which has been provided by permanent observer delegations to the Antarctic Treaty Consultative Meeting, by other organisations, or by other relevant experts.

Article 6 **Liability**

1. An operator that fails to take prompt and effective response action to environmental emergencies arising from its activities shall be liable to pay the costs of response action taken by Parties pursuant to Article 5(2) to such Parties.
2. (a) When a State operator should have taken prompt and effective response action but did not, and no response action was taken by any Party, the State operator shall be liable to pay the costs of the response action which should have been undertaken, into the fund referred to in Article 12.

(b) When a non-State operator should have taken prompt and effective response action but did not, and no response action was taken by any Party, the non-State operator shall be liable to pay an amount of money that reflects as much as possible the costs of the response action that should have been taken. Such money is to be paid directly to the fund referred to in Article 12, to the Party of that operator or to the Party that enforces the mechanism referred to in Article 7(3). A Party receiving such money shall make best efforts to make a contribution to the fund referred to in Article 12 which at least equals the money received from the operator.
3. Liability shall be strict.
4. When an environmental emergency arises from the activities of two or more operators, they shall be jointly and severally liable, except that an operator which establishes that only part of the environmental emergency results from its

activities shall be liable in respect of that part only.

5. Notwithstanding that a Party is liable under this Article for its failure to provide for prompt and effective response action to environmental emergencies caused by its warships, naval auxiliaries, or other ships or aircraft owned or operated by it and used, for the time being, only on government non-commercial service, nothing in this Annex is intended to affect the sovereign immunity under international law of such warships, naval auxiliaries, or other ships or aircraft.

Article 7 **Actions**

1. Only a Party that has taken response action pursuant to Article 5(2) may bring an action against a non-State operator for liability pursuant to Article 6(1) and such action may be brought in the courts of not more than one Party where the operator is incorporated or has its principal place of business or his or her habitual place of residence. However, should the operator not be incorporated in a Party or have its principal place of business or his or her habitual place of residence in a Party, the action may be brought in the courts of the Party of the operator within the meaning of Article 2(d). Such actions for compensation shall be brought within three years of the commencement of the response action or within three years of the date on which the Party bringing the action knew or ought reasonably to have known the identity of the operator, whichever is later. In no event shall an action against a non-State operator be commenced later than 15 years after the commencement of the response action.
2. Each Party shall ensure that its courts possess the necessary jurisdiction to entertain actions under paragraph 1 above.
3. Each Party shall ensure that there is a mechanism in place under its domestic law for the enforcement of Article 6(2)(b) with respect to any of its non-State operators within the meaning of Article 2(d), as well as where possible with respect to any non-State operator that is incorporated or has its principal place of business or his or her habitual place of residence in that Party. Each Party shall inform all other Parties of this mechanism in accordance with Article 13(3) of the Protocol. Where there are multiple Parties that are capable of enforcing Article 6(2)(b) against any given non-State operator under this paragraph, such Parties should consult amongst themselves as to which Party should take enforcement action. The mechanism referred to in this paragraph shall not be invoked later

than 15 years after the date the Party seeking to invoke the mechanism became aware of the environmental emergency.

4. The liability of a Party as a State operator under Article 6(1) shall be resolved only in accordance with any enquiry procedure which may be established by the Parties, the provisions of Articles 18, 19 and 20 of the Protocol and, as applicable, the Schedule to the Protocol on Arbitration.
5. (a) The liability of a Party as a State operator under Article 6(2)(a) shall be resolved only by the Antarctic Treaty Consultative Meeting and, should the question remain unresolved, only in accordance with any enquiry procedure which may be established by the Parties, the provisions of Articles 18, 19 and 20 of the Protocol and, as applicable, the Schedule to the Protocol on Arbitration.

(b) The costs of the response action which should have been undertaken and was not, to be paid by a State operator into the fund referred to in Article 12, shall be approved by means of a Decision. The Antarctic Treaty Consultative Meeting should seek the advice of the Committee on Environmental Protection as appropriate.
6. Under this Annex, the provisions of Articles 19(4), 19(5), and 20(1) of the Protocol, and, as applicable, the Schedule to the Protocol on Arbitration, are only applicable to liability of a Party as a State operator for compensation for response action that has been undertaken to an environmental emergency or for payment into the fund.

Article 8 **Exemptions from Liability**

1. An operator shall not be liable pursuant to Article 6 if it proves that the environmental emergency was caused by:
 - (a) an act or omission necessary to protect human life or safety;
 - (b) an event constituting in the circumstances of Antarctica a natural disaster of an exceptional character, which could not have been reasonably foreseen, either generally or in the particular case, provided all reasonable preventative measures have been taken that are designed to reduce the risk of environmental

emergencies and their potential adverse impact;

- (c) an act of terrorism; or
 - (d) an act of belligerency against the activities of the operator.
2. A Party, or its agents or operators specifically authorised by it to take such action on its behalf, shall not be liable for an environmental emergency resulting from response action taken by it pursuant to Article 5(2) to the extent that such response action was reasonable in all the circumstances.

Article 9
Limits of Liability

1. The maximum amount for which each operator may be liable under Article 6(1) or Article 6(2), in respect of each environmental emergency, shall be as follows:
- (a) for an environmental emergency arising from an event involving a ship:
 - (i) one million SDR for a ship with a tonnage not exceeding 2,000 tons;
 - (ii) for a ship with a tonnage in excess thereof, the following amount in addition to that referred to in (i) above:
 - for each ton from 2,001 to 30,000 tons, 400 SDR;
 - for each ton from 30,001 to 70,000 tons, 300 SDR; and
 - for each ton in excess of 70,000 tons, 200 SDR;
 - (b) for an environmental emergency arising from an event which does not involve a ship, three million SDR.
2. (a) Notwithstanding paragraph 1(a) above, this Annex shall not affect:
- (i) the liability or right to limit liability under any applicable international limitation of liability treaty; or
 - (ii) the application of a reservation made under any such treaty to exclude

the application of the limits therein for certain claims;

provided that the applicable limits are at least as high as the following: for a ship with a tonnage not exceeding 2,000 tons, one million SDR; and for a ship with a tonnage in excess thereof, in addition, for a ship with a tonnage between 2,001 and 30,000 tons, 400 SDR for each ton; for a ship with a tonnage from 30,001 to 70,000 tons, 300 SDR for each ton; and for each ton in excess of 70,000 tons, 200 SDR for each ton.

- (b) Nothing in subparagraph (a) above shall affect either the limits of liability set out in paragraph 1(a) above that apply to a Party as a State operator, or the rights and 8 obligations of Parties that are not parties to any such treaty as mentioned above, or the application of Article 7(1) and Article 7(2).
3. Liability shall not be limited if it is proved that the environmental emergency resulted from an act or omission of the operator, committed with the intent to cause such emergency, or recklessly and with knowledge that such emergency would probably result.
 4. The Antarctic Treaty Consultative Meeting shall review the limits in paragraphs 1(a) and 1(b) above every three years, or sooner at the request of any Party. Any amendments to these limits, which shall be determined after consultation amongst the Parties and on the basis of advice including scientific and technical advice, shall be made under the procedure set out in Article 13(2).
 5. For the purpose of this Article:
 - (a) “ship” means a vessel of any type whatsoever operating in the marine environment and includes hydrofoil boats, air-cushion vehicles, submersibles, floating craft and fixed or floating platforms;
 - (b) “SDR” means the Special Drawing Rights as defined by the International Monetary Fund;
 - (c) a ship’s tonnage shall be the gross tonnage calculated in accordance with the tonnage measurement rules contained in Annex I of the International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969.

Article 10
State Liability

A Party shall not be liable for the failure of an operator, other than its State operators, to take response action to the extent that that Party took appropriate measures within its competence, including the adoption of laws and regulations, administrative actions and enforcement measures, to ensure compliance with this Annex.

Article 11
Insurance and Other Financial Security

1. Each Party shall require its operators to maintain adequate insurance or other financial security, such as the guarantee of a bank or similar financial institution, to cover liability under Article 6(1) up to the applicable limits set out in Article 9(1) and Article 9(2).
2. Each Party may require its operators to maintain adequate insurance or other financial security, such as the guarantee of a bank or similar financial institution, to cover liability under Article 6(2) up to the applicable limits set out in Article 9(1) and Article 9(2).
3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2 above, a Party may maintain self-insurance in respect of its State operators, including those carrying out activities in the furtherance of scientific research.

Article 12
The Fund

1. The Secretariat of the Antarctic Treaty shall maintain and administer a fund, in accordance with Decisions including terms of reference to be adopted by the Parties, to provide, *inter alia*, for the reimbursement of the reasonable and justified costs incurred by a Party or Parties in taking response action pursuant to Article 5(2).
2. Any Party or Parties may make a proposal to the Antarctic Treaty Consultative Meeting for reimbursement to be paid from the fund. Such a proposal may be approved by the Antarctic Treaty Consultative Meeting, in which case it shall be approved by way of a Decision. The Antarctic Treaty Consultative Meeting may seek the advice of the Committee of Environmental Protection on such a proposal,

as appropriate.

3. Special circumstances and criteria, such as: the fact that the responsible operator was an operator of the Party seeking reimbursement; the identity of the responsible operator remaining unknown or not subject to the provisions of this Annex; the unforeseen failure of the relevant insurance company or financial institution; or an exemption in Article 8 applying, shall be duly taken into account by the Antarctic Treaty Consultative Meeting under paragraph 2 above.
4. Any State or person may make voluntary contributions to the fund.

Article 13

Amendment or Modification

1. This Annex may be amended or modified by a Measure adopted in accordance with Article IX(1) of the Antarctic Treaty.
2. In the case of a Measure pursuant to Article 9(4), and in any other case unless the Measure in question specifies otherwise, the amendment or modification shall be deemed to have been approved, and shall become effective, one year after the close of the Antarctic Treaty Consultative Meeting at which it was adopted, unless one or more Antarctic Treaty Consultative Parties notifies the Depositary, within that time period, that it wishes any extension of that period or that it is unable to approve the Measure.
3. Any amendment or modification of this Annex which becomes effective in accordance with paragraph 1 or 2 above shall thereafter become effective as to any other Party when notice of approval by it has been received by the Depositary.

環境保護に関する南極条約議定書の効力発生に関する件

(平成9年12月18日外務省告示第585号)

日本国政府は、平成3年11月4日にマドリッドで作成された「環境保護に関する南極条約議定書」の受諾書を平成9年12月15日にアメリカ合衆国政府に寄託していたところ、同議定書は、その第23条1の規定に従い、平成10年1月14日に効力を生ずる。

なお、同議定書の締約国は、平成9年11月19日現在、次のとおりである。

アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブラジル連邦共和国、チリ共和国、中華人民共和国、エクアドル共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、インド、イタリア共和国、大韓民国、オランダ王国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ロシア連邦、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国

環境保護に関する南極条約議定書へのブルガリアの加入に関する件

(平成10年11月24日外務省告示第526号)

ブルガリア共和国政府は、平成3年10月4日にマドリッドで作成された「環境保護に関する南極条約議定書」の加入書を平成10年4月21日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同議定書は、その第23条2の規定に従い、平成10年5月21日にブルガリア共和国について効力を生じた。

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの当事国等

(平成14年12月18日外務省告示第435号)

日本国政府は、平成3年10月17日にボンで作成された「環境保護に関する南極条約議定書の附属書V」の受諾書を平成9年12月15日に寄託していたところ、同附属書は、環境保護に関する南極条約議定書第9条の2の規定に従い、平成14年5月24日に効力を生じた。

なお、同附属書の締約国は、平成14年9月5日現在次のとおりである。

(平成14年9月5日付け米国国務省作成文書)

アルゼンティン共和国、オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、チリ共和国、中華人民共和国、エクアドル共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インド、イタリア共和国、日本国、大韓民国、オランダ王国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ロシア連邦、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国

南極地域の環境の保護に関する法律

平成9年5月28日法律第 61号

改正 平成11年12月22日法律第160号

平成12年5月31日法律第 91号

平成16年5月19日法律第 48号

目 次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 南極地域活動計画の確認（第5条—第12条）

第3章 南極地域における行為の制限

第1節 鉱物資源活動の制限（第13条）

第2節 動物相及び植物相の保存のための制限（第14条）

第3節 廃棄物の適正な処分及び管理（第15条—第18条）

第4節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限
（第19条・第20条）

第4章 監督（第21条—第23条）

第5章 雑則（第24条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第33条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境（これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。）の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書（同議定書の附属書Ⅰから附属書Ⅴまでを含む。以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この法律は、日本国民及び日本国の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び日本国内に事務所を有する外国の法人（当該事務所に所属する従業者が当該法人の業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る。）に適用する。

(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 南極地域 南緯60度以南の陸域（氷棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。）及び海域（氷棚の区域については、その下の海中の部分に限る。以下同じ。）をいう。
- 二 南極地域の固有の価値 南極地域の科学上、歴史上若しくは芸術上の価値又は原生の状態を維持していることの価値をいう。
- 三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動（一定の目的のためにする一連の行為をいう。）をいう。
- 四 南極地域活動計画 1又は2以上の南極地域活動に係る1の計画をいう。
- 五 南極特別保護地区 議定書附属書V第3条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であって、環境省令で定めるものをいう。
- 六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動（次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるものを除く。）をいう。
 - イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限し、又は禁止する法令の規定（政令で定めるものに限る。）に反することなく行われるもの及びこれに付随する環境省令で定める行為
 - ロ 船舶の航行又は航空機の飛行（南極特別保護地区への立入りを除く。）及びこれらに付随する環境省令で定める行為
 - ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの（イに掲げるものを除く。）
- 七 南極環境構成要素 南極地域の大气、南極地域の水、南極地域に生息し、又は生育する動植物その他の南極地域の環境の構成要素（南極地域の気象その他のこれらの構成要素の現象又は状態を含む。）であつて、環

境省令で定めるものをいう。

- 八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。
- 九 鉱物資源活動 鉱物（石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。）の探鉱及び採鉱をいう。
- 十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして環境省令で定めるもの生きている個体をいう。
- 十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして環境省令で定めるもの生きている個体をいう。
- 十二 廃棄物 南極地域の陸域（上空を除く。以下この号において同じ。）において発生し、又は南極地域の陸域に持ち込まれた固形状又は液状の不要物をいう。
- 十三 南極史跡記念物 議定書附属書V第8条5後段に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に掲げられた史跡及びびで歴史的記念物であつて、環境省令で定めるものをいう。

（基本的な配慮事項の公表）

- 第4条** 環境大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次条第1項に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰する者（以下「主宰者」という。）及び南極地域活動の行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項（以下この条において「基本的な配慮事項」という。）を定めて公表するものとする。
- 2 環境大臣は、基本的な配慮事項を定めようとするときは、文部科学大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 前2項の規定は、基本的な配慮事項の変更について準用する。

第2章 南極地域活動計画の確認

（確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限）

- 第5条** 何人も、南極地域においては、第7条第1項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認（次項を除き、以下単に「確認」という。）を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし特定活動についてはこの限りでない。
- 2 議定書の締約国たる外国（以下「締約国」という。）の法令であつてこの法律に相当するもの（以下「締約国の相当法令」という。）の規定により当該締約国において前項に規定する確認に類する許可その他の行政処分を受

けてする南極地域活動又は当該処分を受けることを要しないとされている南極地域活動については、同項の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する南極地域活動をしようとする者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。
(南極地域活動計画の確認の申請)

第6条 南極地域活動計画の確認についての申請（以下この条から第10条までにおいて単に「申請」という。）は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を環境大臣に提出して行わなければならない。

一 主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

二 当該南極地域活動計画の目的

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の人数

四 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の氏名が確定している場合にあつては、当該氏名

五 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者が当該南極地域活動をその業務に関してする法人がある場合にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名

六 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所及び実施方法

七 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（次条第1項第一号から第三号までに掲げる要件に関連するものに限る。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合にあつては、当該氏名

- 2 南極地域活動を主宰しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、確認を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

- 3 第1項の規定により申請書を環境大臣に提出する者（以下「申請者」という。）は、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響について環境大臣が定めるところにより調査、予測及び評価

を行い、その結果を記載した図書を当該申請書とともに環境大臣に提出することができる。

- 4 申請書の様式、記載要領その他の必要な事項は、環境省令で定める。
(南極地域活動計画の確認の基準)

第7条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第9条に規定する手続きに従い確認をするものとする。

- 一 当該南極地域活動を構成する行為中に第13条、第14条第1項、第16条、第18条及び第20条の規定に違反するものがないこと。
- 二 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第14条第2項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該の区分ごとに環境省令で定めるもの（科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。）であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。
- 三 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書V第6条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）
- 四 次項の規定に適合すること。
- 五 前三号に掲げる南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあつては、これらの号に規定するところに適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

2 南極地域活動は、次に掲げるものであつてはならない。

- 一 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼすおそれのある南極地域活動
- 二 南極地域の大気 of 著しい汚染、水質の著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となるおそれのある南極地域活動
- 三 南極地域の大気の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは水床

の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼすおそれのある南極地域活動

四 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させるおそれのある南極地域活動、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる南極地域活動その他のその種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼすおそれのある南極地域活動

五 南極地域の固有の価値であって重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずるおそれのある南極地域活動

(南極地域活動計画の確認)

第8条 環境大臣は、申請書が提出された場合において、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が前条第1項各号に掲げる要件に該当するかどうかの審査を適正に行うため必要があると認めるときは、申請書に対し、相当な期限を付して、書面をもって、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、当該書面には、当該措置をとるべき理由を付さなければならない。

一 申請書を訂正すること。

二 第6条第3項に規定する図書を提出すること。

三 第6条第3項に規定する図書の記載事項の修正又は補充を行うこと。

2 前項の規定による命令があつた場合において、申請者が同項の期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、環境大臣は、当該申請を却下しなければならない。

3 環境大臣は、申請書が提出された場合において、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第1項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第1項第一号から第四号までに該当し、かつ、それに含まれる南極地域活動の全部又は一部が同項第五号に掲げる要件に該当しないおそれがあることから締約国の政府並びに日本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって

申請者に通知すること。

- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 当該南極地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。
- 4 環境大臣は、前項の規定による措置をとろうとする場合において必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。
- 5 環境大臣は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第3項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動（その南極環境影響が極めて軽微なものを除く。）について南極環境構成要素（あらかじめ環境大臣が通知する南極環境影響に係るものに限る。）の観測又は測定を環境省令で定めるところにより行いその結果を環境大臣に報告すること、南極地域において環境大臣の権限を行う職員との間の連絡手段を確保することその他の条件を付することができる。
- 6 第3項第二号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。
- 7 申請者は、申請に係る南極地域活動計画について確認をし、又は確認を拒否した旨の通知を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

（南極地域活動計画の縦覧等）

- 第9条** 環境大臣は、前条第3項第二号に定める措置をとった日から起算して2週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して30日間、当該南極地域活動計画に係る申請書及び第6条第3項に規定する図書を縦覧に供し、並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため議定書附属書1第3条2に規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び議定書第11条の環境保護委員会に送付する手続きをとらなければならない。
- 2 何人も、前項の規定により縦覧に供された南極地域活動計画について、同項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、環境大臣に対し、南極地域の環境の保護の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができる。

- 3 環境大臣は、第1項に規定する包括的な環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは前項の意見の内容に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は議定書附属書I第3条5若しくは6の規定に従うため必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもって、当該南極地域活動計画について必要な修正を行うべきことを命ずることができる。この場合において、当該書面には、当該修正を行うべき理由を付さなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第2項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第9条第3項の規定による命令に係る修正を行わない」と読み替えるものとする。
- 5 環境大臣は、第3項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあつては、第1項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第7条第1項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知しなければならない。
- 6 前条第5項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

(承継)

第10条 申請者に代わって申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰しようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に届け出て、その申請者の地位を引き継ぐことができる。

- 2 申請者について相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該申請の手續を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設定された法人又は分割により当該業務を継承した法人は、その申請者の地位を承継する。
- 3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者となろうとする者について、第2項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者について準用する。この場合において、第1項中「環境大臣に届け出て」とあるのは「環境大臣の承認を受けて」と、第2項中「その申請者」

とあるのは「環境大臣の承認を受けて、その主宰者」と、「承継する」とあるのは「承継することができる」と読み替えるものとする。

(行為者証の交付等)

- 第11条** 申請書を提出した時に第6条第1項第四号又は第七号に規定する氏名が確定していなかった場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始される日（当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が2以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。）の30日前までに、当該氏名を確定し、これを環境大臣に届け出なければならない。
- 2 第6条第1項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更があった場合には、申請者又は主宰者は、計画開始日の30日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる一の南極地域活動が開始される日が計画開始日から起算して6月を経過した日以後の日である場合における当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第6条第1項第五号に掲げる事項については、適用しない。
- 4 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の30日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第6条第1項第五号に掲げる事項を環境大臣に届け出なければならない。
- 5 環境大臣は、主宰者から申請があったときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。
- 6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。
- 7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第5項の行為者証を携帯しなければならない。

(主宰者の責務)

- 第12条** 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第6

条第1項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行わなければならない。

第3章 南極地域における行為の制限

第1節 鉱物資源活動の制限

第13条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であつてその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第2節 動物相及び植物相の保存のための制限

第14条 何人も、環境省令で定める検査を受けている場合その他環境省令で定める場合を除き、生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。）を南極地域に持ち込んで서는ならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは、殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること（特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする行為を含む。次号及び第三号において「確認行為」という。）に該当するものを除く。）。

二 次に掲げる場合以外の場合において、生きている生物（ウイルスを含む。）を南極地域に持ち込むこと（確認行為に該当するものを除く。）。

イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合

ロ イに掲げるもののほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定める場合

三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為（特定活動に係る行為又は確認行為を除く。）

3 南極地域に動植物（これらの個体の一部及び加工品を含む。）を持ち込んだ者は、南極地域の動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないように、当該動植物を適切に管理するように努めなければならない。

第3節 廃棄物の適正な処分及び管理

(廃棄物の発生の抑制等)

第15条 何人も、南極地域においては、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、発生した廃棄物を南極地域から除去するように努めなければならない。

(廃棄物の処分の制限)

第16条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

- 一 固形状の廃棄物であって可燃性のもの（政令で定めるものを除く。）の陸域における焼却による処分であって、環境省令で定める焼却の方法に関する基準に従ってするもの
- 二 液状の廃棄物（ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。）であって、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方向に遠く隔たった地域として環境省令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であって、環境省令で定める埋立ての方法に関する基準に従ってするもの
- 三 液状廃棄物であって人の日常生活に伴って生ずるものその他の政令で定めるものの陸域から海域への排出であって、環境省令で定める排出の方法に関する基準に従ってするもの
- 四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥（環境省令で定めるものに限る。）の船舶から海域への排出であって、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定に従ってするもの
- 五 廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合における当該廃棄物その場への遺棄
- 六 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物の陸域における処分又は陸域から海域への排出であって、南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるものとして環境省令で定めるもの

(廃棄物の適切な保管)

第17条 何人も、廃棄物が南極地域から除去され、又は前条各号に掲げる廃棄物の処分がされるまでの間は、廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸

透しないよう、適切な場所又は施設において適切に保管するように努めなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル等の持込みの禁止)

第18条 何人も、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定める場合を除き、ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）その他廃棄物となった場合における除去又は処分の南極環境影響の程度が著しい物として政令で定めるものを南極地域に持ち込んで서는ならない。

第4節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限

(南極特別保護地区への立入りの制限)

第19条 何人も、特別活動としてする立入り、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る立入り及び締約国の相当法令の規定により当該締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該立入りに関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

(南極史跡記念物の除去等の禁止)

第20条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

第4章 監督

(報告徴収)

第21条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主宰者又は南極地域において行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 議定書第14条2に規定する監視員は、議定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第1項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第1項の規定による権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

- 第23条** 環境大臣は、南極地域において行為をする者が第13条、第14条第1項若しくは第2項、第16条若しくは第18条から第20条までの規定に違反し、又は第7条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 環境大臣は、確認の時には予想することができなかつた南極地域の環境の変化又は確認の時になかつた南極地域の環境の科学的知見の充実により、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が第7条第2項各号のいずれかに該当することとなつた場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。
- 3 環境大臣は、第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべきことを命じた場合において、当該命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第5章 雑則

(適用除外等)

- 第24条** この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大气の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壤の汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。

- 2 南極地域の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却については、第22条第1項の規定は、適用しない。
- 3 緊急時における人の生命又は身体の保護のため行う行為その他緊急やむを得ない事由があるものとして環境省令で定める行為に該当する行為については、第5条第1項及び第3項、第11条第7項、第14条第1項及び第2項、第16条並びに第18条から第20条までの規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する行為をした者は、環境省令で定めるところにより、当該行為が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、当該行為をした旨及びその実施状況を報告しなければならない。

(周知)

第25条 国は、南極地域において行為をする者その他の関係者に議定書及びこの法律（これに基づく命令及び環境大臣の定めるを含む。）の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

(権限の委任)

第26条 環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域においては、第11条第5項若しくは第6項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による権限を行わせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(経過措置)

第27条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(環境省令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第6章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の処する。

- 一 第13条、第14条第1項若しくは第2項（第三号を除く。）、第18条又は

第20条の違反した者

二 第16条の規定に違反する行為（南極地域の海域における船舶及び航空機からの当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却を除く。）をした者

三 第19条の規定に違反した者

四 第23条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第5条第1項の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた南極地域活動（同条第2項に規定する南極地域活動を含む。）をすべきこととされている場所以外の場所に立ち入り、又は当該南極地域活動をすべきこととされている時期以外の時期に当該南極地域活動に係る場所に立ち入り、若しくは残留する行為（前条第三号に該当する行為を除く。）をした者

二 偽りその他不正の手段により確認を受けた者

第31条 第5条第3項の規定による届出をしないで同条第2項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入った者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第8条第5項（第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により確認に付された条件に違反した者

二 第11条7項の規定に違反した者

三 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第22条第1項又は第2項の規定による立入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第1章（第4条を除く。）、第2章（第5条第1項及び第11条第7項を除く。）、第25条、第27条、第28条、第30条第二号、次条並びに附則第3条、第8条及び第10条から第12条までの規定 議定書（議定書附属書Vを除く。）が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書発効日」という。）（平成10年1月14日）

二 第20条、第29条第一号（第20条に係る部分に限る。）及び附則第5条の規定 議定書附属書Vが日本国について効力を生ずる日から起算して6月を経過した日

三 第5条第1項、第11条第7項、第14条第2項、第19条、第29条第一号（第14条第2項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第3条第一号、第32条第二号並びに附則第6条及び第7条の規定 議定書発効日から起算して1年を経過した日（平成11年1月14日）

四 前三号に掲げる規定以外の規定 議定書発効日から起算して6月を経過した日（平成10年7月14日）

（南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律の廃止）

第2条 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律（昭和57年法律第58号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第3条第1項各号に掲げる行為及び同条第2項に規定する行為については、旧法第2条から第4条まで、第5条（第2項を除く。）、第6条及び第9条から第11条までの規定は、附則第1条第三号に定める日の前日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「外務大臣」とあるのは「環境庁長官」と、「外務省令」とあるのは「総理府令」とする。

2 附則第1条第一号に掲げる規定の施行の際現に受けている旧法の規定による許可その他の処分は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定による許可その他の処分とみなす。

3 附則第1条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第5条第1項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第5条第1項の規定により環境庁長官に提出された

ものとみなす。

第4条 附則第1条第四号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間における前条第1項の規定の適用については、同条中「旧法第2条から第4条まで」とあるのは「旧法第2条第4項、第3条、第4条」と、「規定中」とあるのは「規定中「南極地域」とあるのは「南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号。以下「南極環境保護法」という。）第3条第一号に規定する南極地域」と、「南極哺乳類」とあるのは「南極環境保護法第3条第10号に規定する南極哺乳類」と、「南極鳥類」とあるのは「南極環境保護法第3条第11号に規定する南極鳥類」と、とする。

第5条 附則第1条第二号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間における前条の規定の適用については、同条中「旧法第2条第4項、第3条」とあるのは「旧法第3条」と、「南極鳥類」と、とあるのは「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは「南極環境保護法第3条第五号に規定する南極特別保護地区」と、とする。

第6条 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域においてする南極地域活動については、第5条第1項及び第11条第7項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者が附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第4条第三号の許可（附則第3条第2項の規定によりみなされたものを含む。）を現に受けている場合における当該許可に係る行為及び前項に規定する者がする旧法第4条第一号及び第二号に掲げる行為については、第14条第2項及び第19条の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、環境省令で定める事項を報告しなければならない。

4 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第7条 附則第1条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間のこの法律の規定の適用については、第3条第五号中「議定書附属書V第3条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であって、」とあるのは「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第1条（C）の南

極条約協議国会議が指定した地区で」と、第7条第1項第三号中「議定書附属書V第6条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）」とあるのは「南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないことその他の環境省令で定める条件に適合すること」とする。

第8条 附則第2条及び次条の規定の施行前にした行為並びに附則第2条の規定の施行後附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第9条から第11条までの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年5月31日法律第91号）
（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）附則第8条の規定の施行の前日である場合には、第31条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の5の2、第19条の6第1項第四号及び第27条の改正規定中「第27条」とあるのは、「第26条」とする。

附 則（平成16年4月21日法律第36号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成16年5月19日法律第48号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（抄）

平成16年5月19日法律第48号

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日^{（※）}から施行する。〔以下略〕

（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）

第4条 南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）の一部を次のように改正する。

第16条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（※）平成19年4月1日〔平成17年政令第208号〕

南極地域の環境の保護に関する法律案に対する附帯決議

〔平成9年4月2日
参議院環境特別委員会〕

南極地域の環境保護の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境省職員の出遣など審査及び監督体制の確立を図ること。
- 2 環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察と本法に基づく審査及び監督との効果的な連携を図り、本法及び議定書の実効性の確保に努めること。
- 3 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。
- 4 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。
- 5 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に対する適切な指導を行うこと。

なお、指導に当たっては、1994年の南極条約協議会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

- 6 ペンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

右決議する。

衆議院附帯決議

〔平成9年5月16日〕
〔衆議院環境委員会〕

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成9年5月16日

環境委員長 佐藤謙一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎 殿

南極地域の環境の保護に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 環境保護に関する南極条約議定書の実施状況の検討など環境保護委員会の重要な任務が十分達成されるよう我が国として積極的な役割を果たすこと。
- 2 南極地域活動に係る環境影響評価の審査体制の充実・強化を図るとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。
- 3 本法に基づく規制の実効性を確保するため、南極地域に環境省職員を必要に応じ派遣する体制の確立を図るとともに、環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察制度との効果的な連携に努めること。
- 4 南極地域における観測活動に伴い基地周辺に集積・保管されている雪上車、ドラム缶等の廃棄物の早急な除去及び生活排水の適切な処理等を行うなど観測活動を行う際の環境保全体制の確立に努めること。
- 5 南極地域の環境保全のため、南極観測活動に必要なエネルギー供給源として風力発電、太陽光発電等の自然エネルギーの利用を推進すること。
- 6 南極地域活動を行うすべての者に対し、本法に規定する「基本的な配慮事項」を周知するとともに、特に、観光活動については、国際的に共通する効果的な環境教育プログラム及び普及啓発のためのパンフレット等の作成に積極的に協力するとともに、観光業者及び旅行参加者に対し、当該観光が南極地域の生態系等に及ぼす影響を最小限とするよう万全の措置を講ずるよう指導すること。

- 7 南極地域においてオゾン層の破壊によるオゾンホールの拡大や地球温暖化によるとの指摘もある棚氷の崩落が観測されていることにかんがみ、国際的な連携を図りつつ、地球規模で原因物質の排出を抑制する等の地球環境保全対策の一層の推進を図ること。

南極地域の環境の保護に関する法律施行令

平成9年7月9日政令第244号

改正 平成12年6月7日政令第313号

内閣は南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）第3条第6号イ、第16条第一号から第三号まで及び第18条の規定に基づき、この政令を制定する。

（水産動植物の採捕の制限又は禁止に関する法令の規定）

第1条 南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という）第3条六号イの政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業法（昭和24年法律第267号）第52条第1項の規定
- 二 漁業法第65条第1項の規定に基づく農林水産省令の規定（同項第一号に掲げる事項に関するものに限る）であって、環境省令で定めるもの
- 三 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づく農林水産省令の規定（同項第一号に掲げる事項に関するものに限る）であって、環境省令で定めるもの

（処分が禁止される固形状の廃棄物）

第2条 法第16条第一号の政令で定める固形状の廃棄物であって可燃性のものは、次に掲げるものとする。

- 一 固形状の廃油
- 二 石炭及び練炭豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものであって不要物であるもの
- 三 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤及びその有効成分である化学物質として製造されたもの（次条第二号及び第5条第二号において「駆除剤」という）であって、固形状の不要物であるもの
- 四 廃プラスチック類（廃棄物の包装に用いられているポリエチレンフィルム製の袋を除く。）
- 五 ゴムくず
- 六 木くず（防腐剤、防虫剤又はかび防止剤が含まれ、又は塗布されたものに限る。）

（処分が禁止される液状の廃棄物）

第3条 法第16条第二号の政令で定める液状の廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 液状の廃油
- 二 駆除剤であつて、液状の不要物であるもの
- 三 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に規定する物質を含む液状の廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 四 廃培養液（微生物（ウイルスを含む）の培養に用いたものに限るものとし、滅菌されたものを除く。）

（海域への排出ができる液状廃棄物）

第4条 法第16条第三号の政令で定める液状廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 人の日常生活に伴つて生ずる液状廃棄物
- 二 前号に掲げるもののほか、科学的調査、医療又は車両、発電機その他の南極地域における生活に必要な機械の維持若しくは修理に伴つて生ずる液状廃棄物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

（持ち込みが禁止される物）

第5条 法第18条の政令で定める廃棄物となつた場合における除去又は処分
の南極環境影響の程度が著しい物は、次に掲げるものとする。

- 一 ポリスチレン製、ポリエチレン製又はポリプロピレン製のこん包用材料（ビーズ状、チップ状その他これらに類する形状のものに限る。）
- 二 駆除剤（科学的調査又は人の保健のために使用されるものを除く。）

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、法附則第1条第一号に定める日から施行する。ただし、
第2条から第5条までの規定は、法附則第1条第四号に定める日から施行
する。

（法附則第1条第一号に定める日 平成10年1月14日）

（法附則第1条第四号に定める日 平成10年7月14日）

附 則（平成12年6月7日政令第313号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）
の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

平成9年9月29日総理府令第53号

最終改正 平成18年9月21日環境省令第26号

平成26年8月6日環境省令第24号

目 次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 南極地域活動計画の確認（第9条—第19条）

第3章 南極地域における行為の制限（第20条—第31条）

第4章 監督（第32条）

第5章 雑則（第33条—第35条）

附 則

第1章 総則

（南極特別保護区）

第1条 南極地域の環境に関する法律（以下「法」という。）第3条第五号の環境省令で定める南極特別保護地区は、別記のとおりとする。

（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定）

第2条 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第二号及び第三号の環境省令で定める農林水産省の規定は、次に掲げるものとする。

一 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第79条

二 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第80条

三 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第81条

（特定活動に該当する行為）

第3条 法第3条第六号イの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 南極水産動植物採捕（南極地域の海域の生息し、又は生息する水産動植物（以下この号において単に「水産動植物」という。）の採捕をいう。

以下同じ。）に伴う水産動植物の混獲

二 南極水産動植物採捕に付随する探索及び集魚

三 南極水産動植物採捕を目的とした船舶の航行並びに当該航行に付随する物品の運搬及び船舶への補給

四 前三号に掲げるもののほか、前号に規定する船舶内のある者が当該船舶内においてする行為

第4条 法第3条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給

二 前号に掲げるもののほか、南極地域の海域にある船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為

(南極環境構成要素)

第5条 法第3条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第1の上欄に掲げるものとする。

(南極哺乳類)

第6条 法第3条第十号の環境省令で定める哺乳綱ほに属する種は、別表第2に掲げる種とする。

(南極鳥類)

第7条 法第3条第十一号の環境省令で定める鳥綱ほに属する種は、別表第3に掲げる種とする。

(南極史跡記念物)

第8条 法第3条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第4に掲げるものとする。

第2章 南極地域活動計画の確認

(締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出)

第9条 法第5条第3項の規定により環境大臣に対し行う届出は、次に掲げる事項を届け出で行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名

二 届出者がする南極地域活動について許可その他の行政処分をした国及び当該行政処分をした機関又は当該処分を受けることを要しないとしている国の名称

三 南極地域に立ち入る際に使用する船舶の名称、船籍及び出発地又は航

空機の名称、便名及び出発地

四 南極地域活動の目的及び時期

五 南極地域活動の場所

2 前項の規定にかかわらず、前項第五号に掲げる事項については、同号に掲げる事項を説明した図面の提出により行うことができる。

(南極地域活動計画の確認の申請書)

第10条 法第6条第1項の規定により環境大臣に対し行う申請は、様式第1の申請書により行う。

2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第6条第2項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

(南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件)

第11条 法第7条第1項第二号の行為の区分は別表第5の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(南極特別保護地区ごとの要件)

第12条 法第7条第1項第三号の環境省令で定める要件は、別表第6の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(学識経験のある者からの意見聴取)

第13条 環境大臣は、法第8条第4項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員会名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

(南極地域活動計画確認検討委員会名簿)

第14条 環境大臣は、南極地域に関し専門の学識経験のある者のうちから、南極地域活動計画確認委員を委属して南極地域活動計画確認検討委員会名簿を作成し、これを公表するものとする。

(南極環境構成要素の観測又は測定の方法)

第15条 法第8条第5項の規定により行う南極環境構成要素の観測又は測定は、別表第1の上欄に掲げる南極環境構成要素の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる対象から環境大臣があらかじめ指定するものにつき、同表の下欄に掲げる方法から環境大臣があらかじめ指定するものにより、南極地域の環境の保護の観点から必要な限度において環境大臣があらかじめ

指定する頻度で行うものとする。

(公告の方法)

第16条 法第9条第1項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。

(公告する事項)

第17条 法第9条第1項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第6条第1項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 申請書及び法第6条第3項に規定する図書の縦覧の場所
- 三 法第9条第2項の意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先
- 四 その他環境大臣が縦覧を適正に行うため必要と認める事項

(継承の届出)

第18条 法第10条第1項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第2の1の届出書により行う。

2 法第10条第3項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第2の1の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。

- 一 申請者について相続があった場合、相続があったことを証する書面
- 二 申請者について合併が有った場合、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

3 第1項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続又は合併により継承しようとする者について準用する。この場合において、第1項及び前項中の「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第2の1の届出書」とあるのは「第2の2の申請書」と前項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」読み替えるものとする。

(行為者証の交付等)

第19条 法第11条第5項の規定による行為者証の交付の申請は、主宰者が次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主宰する南極地域活動に係る南極地域活動計画について確認を受けた年月日

- 三 主宰する南極地域活動の名称
 - 四 主宰する南極地域活動の行為者の氏名
 - 五 主宰する南極地域活動の行為者が当該南極地域活動をその業務に関し
てする法人がある場合にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏
名
 - 六 主宰する南極地域活動を構成する行為に法第14条第2項各号に掲げる
行為又は南極特別保護地区への立入りがある場合には、当該行為の行為
者の氏名
- 2 法第11条第5項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」とい
う。）の様式は、様式第3のとおりとする。
- 3 法第11条第6項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区
分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅
失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとす
る。
- 一 申請をしようとする者が主宰者である場合
 - イ 第1項第一号及び第二号に掲げる事項
 - ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
 - ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
 - 二 申請をしようとする者が行為者である場合
 - イ 当該行為者の住所及び氏名
 - ロ 亡失又は滅失した行為者の番号及び交付年月日

第3章 南極地域における行為の制限

（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）

第20条 法第14条第1項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の
各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（こ
れらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。以下この条に
おいて同じ。）が家きんのものである場合とする。

- 一 ニューカッスル病、結核病及び真菌病の有無について動物検疫所の検
査を受けている場合
 - 二 環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国
において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合
- 2 法第14条第1項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が

家さん又はカニス属の種の個体以外のものである場合とする。
(生きている生物の持ち込みが禁止されない場合)

第21条 法第14条第2項第二号のロの環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 南極地域に持ち込む生きている生物（ウイルスを含む。以下この条において同じ。）が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合
- 二 南極水産動植物採捕の用に供するために持ち込む場合
- 三 人体内に通常あり、又は人体若しくは船舶その他の物件に通常付着している生きている生物を持ち込む場合

(焼却の方法に関する基準)

第22条 法第16条第一号の環境省令で定める焼却の方法に関する基準は、焼却設備の排出口から火炎及び環境大臣が定める方法により測定した汚染度が50パーセントを超える黒煙を出さない焼却方法により焼却することとする。

(処分が禁止される液状の廃棄物の基準)

第23条 令第3条第三号の環境省令で定める基準は、別表第7の上欄に掲げる物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値を超えないこととする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(内陸の方向に遠く隔たった地域)

第24条 法第16条第二号の環境省令で定める地域は、海岸又は氷棚の先端から内陸に向かって5キロメートル以上離れた地域であって、氷床に覆われたもの（当該地域にある氷床に囲まれた露岩地域を含む。）とする。

(埋立ての方法に関する基準等)

第25条 法第16条第二号の環境省令で定める埋立ての方法に関する基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 前条で規定する地域にある常設の建築物内においてする行為又は当該建築物を拠点としてする行為に伴って生ずる液状廃棄物以外の液状廃棄物を埋め立てるものでないこと。
- 二 前条で規定する地域にある氷床に囲まれた露岩地域に埋め立てるものでないこと。
- 三 当該液状廃棄物が流出しないように埋め立てること。

2 法第16条第二号の規定により液状廃棄物を処分するに当たっては、氷の

消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上を避けるよう努めるものとする。

(海域への排出ができる液状廃棄物の基準)

第26条 令第4条第二号の環境省令で定める基準は、別表第8の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準値に適合することとする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(海域への排出の方法に関する基準等)

第27条 法第16条第三号で定める排出の方法に関する基準は、液状廃棄物に含まれる固形状の物が溶解するまで貯留する処理を行い排出することとする。

2 法第16条第三号の規定により液状廃棄物を南極地域の陸域から海域に排出するに当たっては、液状廃棄物の初期希釈及び急速な拡散のための条件を備えている海域に排出するよう努めるものとする。

(液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥)

第28条 法第16条第四号の環境省令で定める液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥は、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式による処理に伴って生ずる汚泥とする。

(廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合)

第29条 法第16条第五号に規定する廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 建築物（燃料、衣類、食料その他当該建築物の中にある物品を含む。）機械又はドラム缶の全体が氷雪に埋もれた場合

二 ラジオゾンデ、測風気球その他の気象測器並びに電離層の諸現象並びに宇宙線の観測に用いる器具、器械及び装置（以下この号において「気象測器等」という。）を気象、電離層の諸現象又は宇宙線の観測の用に供するために南極地域において飛ばせ、当該気象測器等の回収のために探索する必要がある場合

(やむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微な場合等)

第30条 法第16条第六号に規定する南極地域において行為をする上でやむを

得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるとして環境省令で定めるものは、南極地域の陸域（常設の建築物内を除く。）において生ずるし尿の処分とする。

2 前項のし尿については、できる限り活動の拠点である常設の建築物又は船舶に持ち帰るよう努めるものとする。

（持込みに伴う南極環境影響の程度が軽微な場合）

第31条 法第18条の環境省令で定める南極環境影響の程度が軽微な場合は、同条に規定する南極地域への持込みが禁止される物が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合とする。

第4章 監督

（法第22条第3項の証明書の様式）

第32条 法第22条第3項の証明書の様式は、様式第4のとおりとする。

第5章 雑則

（やむを得ない事由がある行為）

第33条 法第24条第3項の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 南極地域にある建築物又は船舶、航空機、車両若しくは発電器その他の機械であって、南極地域における生活に必要なものを維持又は修理するために緊急時においてやむを得ずする行為

二 次の各号のいずれかに掲げる事態が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、当該事態を除去し、又は当該事態の発生回避するために緊急時においてやむを得ずする行為

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼす事態

ロ 南極地域の大気著しい汚染、水質著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となる事態

ハ 南極地域の大気の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼす事態

ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させる事態、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる事態その他のその種の

個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼす事態

ホ 南極地域の固有の価値であつて重要なものを有する地域において、
当該価値を著しく減ずる事態

2 法第24条第4項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第5の報告書により行う。

(法第26条第2項の証明書の様式)

第34条 法第26条第2項の証明書の様式は、様式第6のとおりとする。

(書類の経由)

第35条 この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあつては領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)を経由して提出することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この府令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第1章(第8条を除く)、第2章、第35条及び附則第4条の規定法附則第1条第一号に定める日

(平成10年1月14日)

二 第8条の規定議定書付属書Vが日本国について効力を生ずる日

三 第21条及び附則第3条の規定法附則第1条第三号に定める日

(平成11年1月14日)

四 前三号に掲げる規定以外の規定法附則第1条第四号に定める日

(平成10年7月14日)

(南極特別保護地区に関する経過規定)

第2条 法附則第1条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「別記のとおり」とあるのは、「別記第1南極特別保護地区から第14南極特別保護地区までのとおり」とする。

(法附則第6条第3項で定める事項等)

第3条 法附則第6条第3項の環境省令で定める事項は、同条第2項に規定する南極地域活動の目的、時期、場所及び内容とする。

2 法附則第6条第3項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第附一に定める報告書により行う。

(議定書附属書V発行前の南極特別保護地区に係る条件)

第4条 法附則第7条の規定により読み替えて適用することとされた法第7条第1項第三号の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないこと。
- 二 科学的調査のため欠くことができないものであること。

附 則 (平成12年8月14日総理府令第94号)

- 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。
- 2 この府令の施行の日の前日において従前の環境庁の臨時水俣病認定審査会の委員である者の任期は、第1条の規定による廃止前の臨時水俣病認定審査会の組織等に関する総理府令第2条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成13年3月30日環境省令第12号)

この省令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月19日環境省令第23号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成15年10月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行日前にされた法第6条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第3条 この省令の施行前にした法第7条の規定による確認は、法第7条第1項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年8月16日環境省令第19号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年9月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行日前にされた法第6条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第3条 この省令の施行前にした法第7条の規定による確認は、法第7条第1項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日環境省令第3号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

附 則（平成17年9月20日環境省令第27号）

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行日前にされた法第6条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第3条 この省令の施行前にした法第7条の規定による確認は、法第7条第1項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月22日環境省令第28号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第48号）の施行の日（平成19年4月1日）から

施行する。

附 則（平成18年9月21日環境省令第26号）

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号。次条において「法」という。）第6条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第3条 この省令の施行前にした法第7条の規定による確認は、法第7条第1項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記（第1条関係）

南極特別保護地区は別記。

附 則（平成26年8月6日環境省令第24号）

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

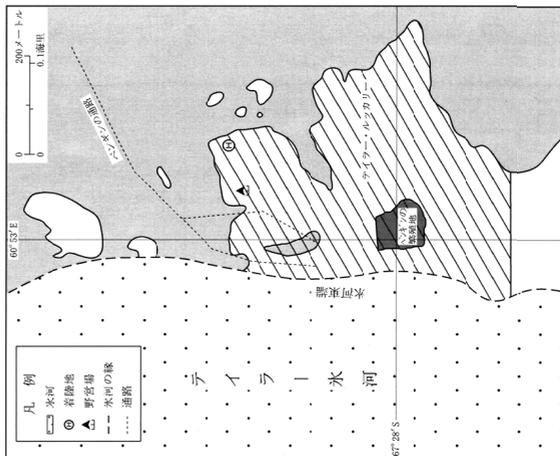
第3条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1 南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルツカリー
 この地区は、テイラー氷河の東海岸にある南緯67度27分49秒東経60度52分55秒の地点を起点とし、同地点からテイラー・ルツカリーの東海岸線を南東に進み、南緯67度28分8秒東経60度53分12秒の地点に至り、同地点から南緯67度28分8秒の緯度線を西に進み、南緯67度28分8秒東経60度52分50秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の東端の線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部分)

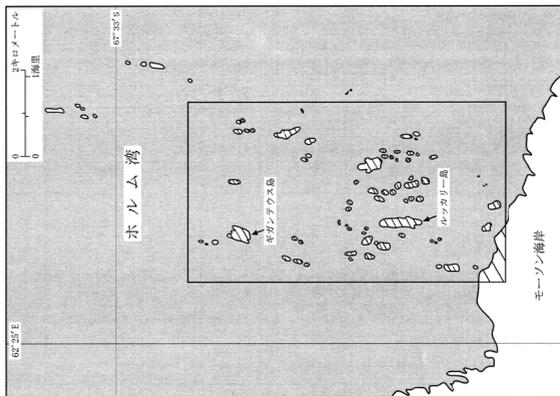
(地図)



第2 南極特別保護地区

ホルム湾のルツカリー諸島
 この地区は、南緯67度33分55秒の緯度線、東経62度32分47秒の経度線、南緯67度38分1秒の緯度線及び東経62度27分13秒の経度線により囲まれた区域にある諸島及び岩場から成る。(次の地図の斜線部分)

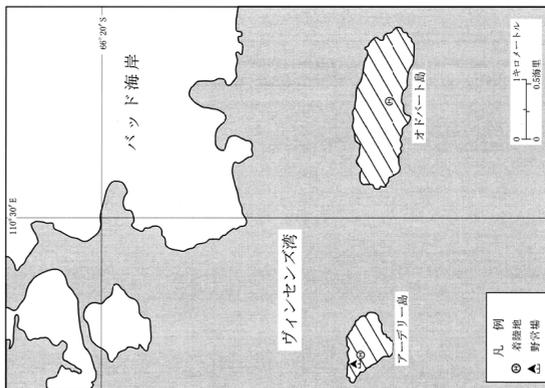
(地図)



第3 南極特別保護地区

バッド海岸のアーデリー島及びオドバート島
 この地区は、ヴァインセンズ湾の沖合にあるアーデリー島及びオドバート島から成る。(次の地図の斜線部分)

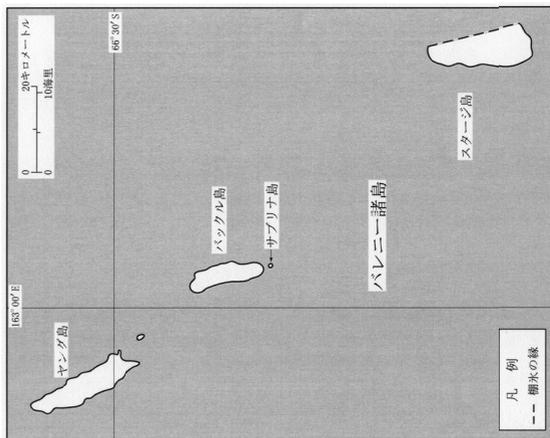
(地図)



第4 南極特別保護地区

バレーニー諸島のサブリーナ島
 この地区は、バレーニー諸島の中のバックル島の南約3キロメートルのところにあるサブリーナ島から成る。

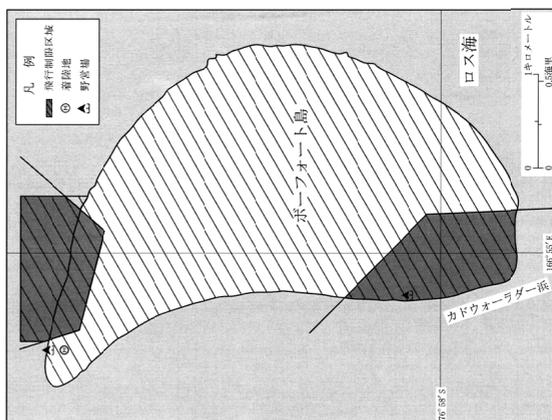
(地図)



第5 南極特別保護地区

ロシアのボーフオート島
この地区は、ロス島の北約37キロメートルのところにあるボーフオート島並びに同島の北海岸線、東経166度52分50秒の経度線、南緯76度55分36秒の緯度線及び東経166度56分26秒の経度線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

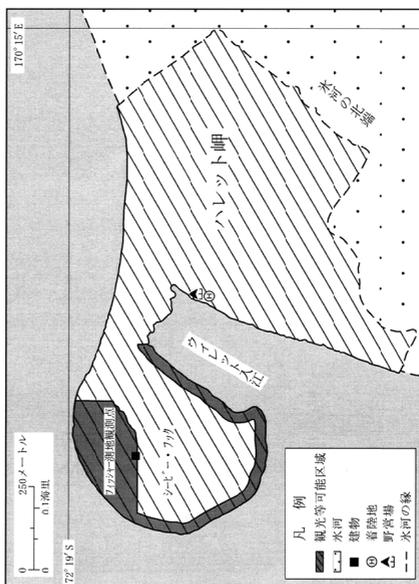
(地図)



第6 南極特別保護地区

ウイクトリア・ランドのハレット岬
この地区は、ハレット岬の北海岸にある南緯72度19分55秒東経170度14分35秒の地点を起点とし、同地点から氷河の北端の線を南西に進み、南緯72度19分33秒東経170度13分10秒の地点に至り、同地点からハレット岬の海岸線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部分)

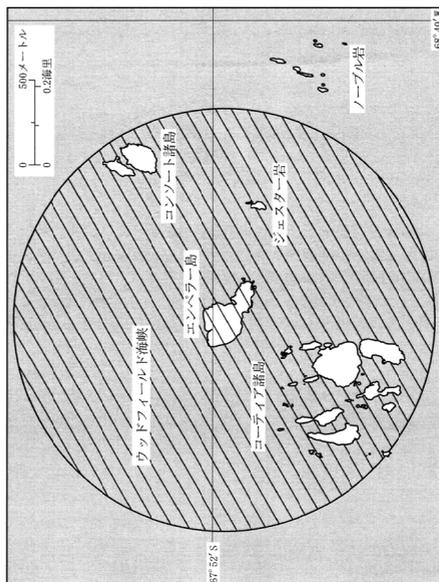
(地図)



第7南極特別保護地区

南極半島のマルグリット湾のデイヨン諸島のエンペラー島
この地区は、アデレイド島の南西端から南約13.5キロメートルのところにあるエンペラー島及び同島の中心（南緯67度52分2秒西経68度42分31秒）から1,250メートル以内の海域から成る。（次の地図の斜線部分）

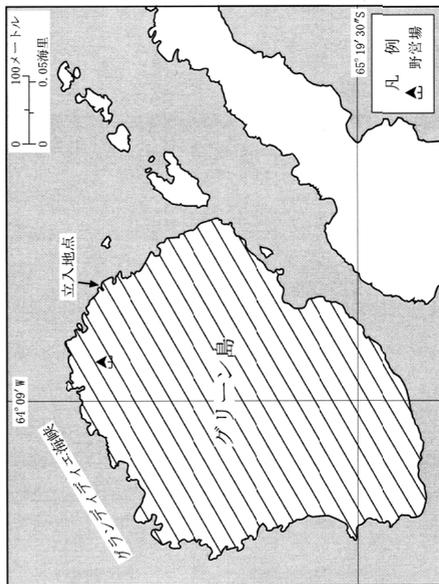
（地図）



第8南極特別保護地区

南極半島のベルトロ諸島のグリーン島
この地区は、南極半島のグレアム海岸から西約3キロメートルのところにあるベルトロ諸島の中のグリーン島の低潮線により囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

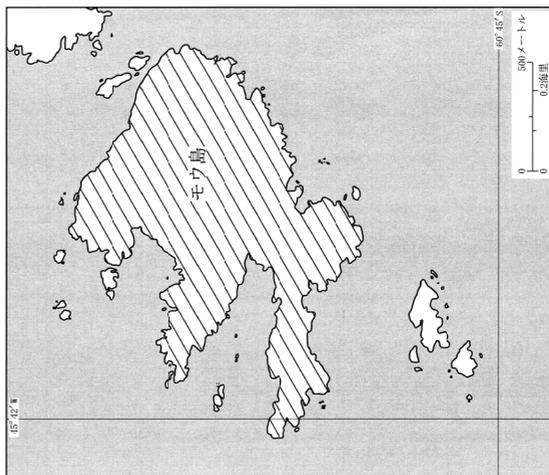
（地図）



第9 南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のモウ島
この地区は、サウス・オークニー諸島の中のシグニー島の南西約300メートルのところにあるモウ島から成る。(次の地図の斜線部分)

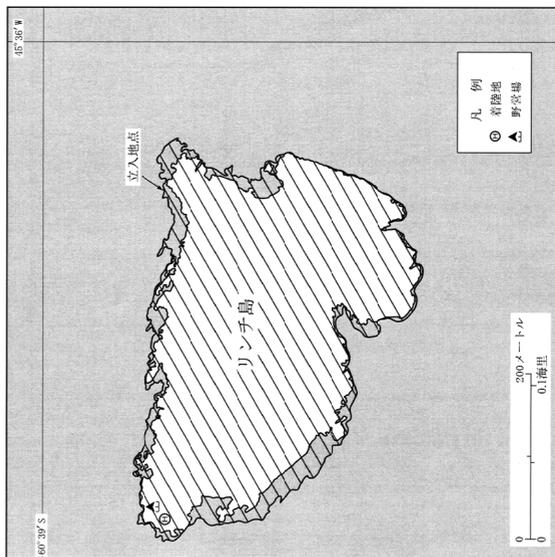
(地図)



第10 南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のリンチ島
この地区は、サウス・オークニー諸島の中のコロネーション島の南約200メートルのところにあるリンチ島の低潮線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部分)

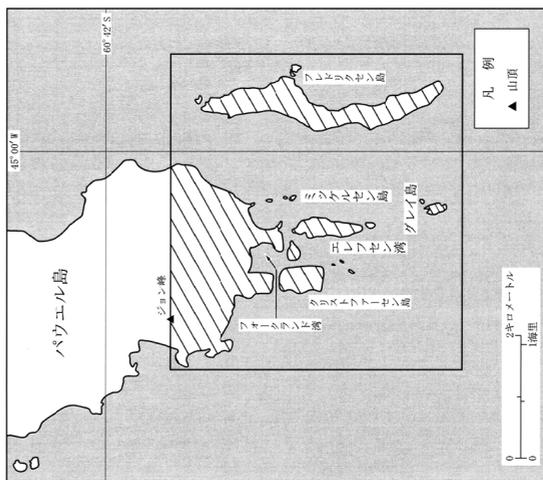
(地図)



第11南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のバウエル島南部及びその近隣の諸島
この地区は、南緯60度42分35秒の緯度線、西経44度58分20秒の経度線、
南緯60度45分20秒の緯度線及び西経45度3分47秒の経度線により囲まれ
た区域にあり、ジョン峰の南側の山頂を通る南緯60度42分35秒の緯度線
より南にあるバウエル島の部分、フレドリックセン島、ミックルセン島、
クリスタファアーセン島及びグレイ島並びに名前のない諸島から成る。
(次の地図の斜線部分)

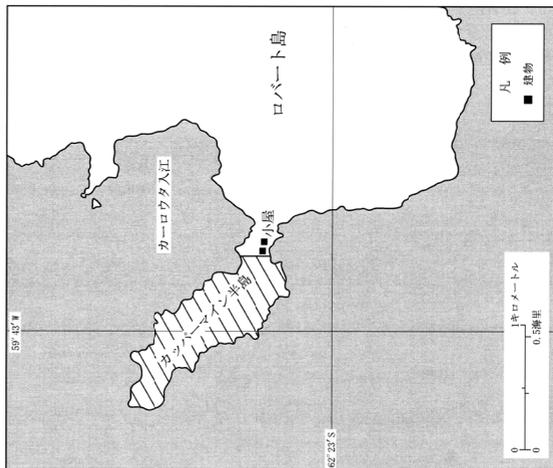
(地図)



第12南極特別保護地区

ロバート島のカッパーマイン半島
この地区は、カッパーマイン半島南東部の地味にある二つの小屋のう
ち、西側のもので西端から西約100メートルの地点を通る西経59度42分18
秒の経度線及びカッパーマイン半島の海苔線により囲まれた区域から成
る。(次の地図の斜線部分)

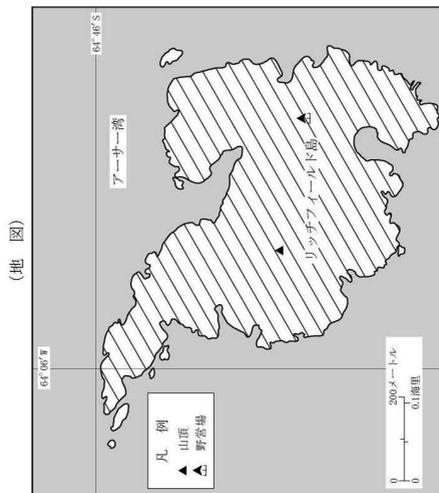
(地図)



第14南極特別保護地区
サウス・オークニー諸島のココロネーション島北部

(2014年 削除)

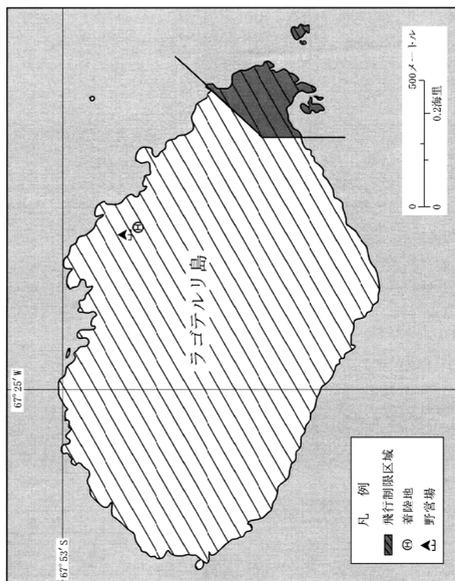
第13南極特別保護地区
バーマー群島のアーサー湾のリッチフィールド島
この地区は、アングァース島の南西の沖合にあるリッチフィールド島から成る。(次の地図の斜線部分)



第15南極特別保護地区

グレアム・ランドのマルグリット湾のラゴテルリ島
この地区は、マルグリット湾のホースシュー島南端から西約3キロメートルのところにあるラゴテルリ島及びラゴテルリ島の海岸線から200メートル以内の区域にある島々から成る。(次の地図の斜線部分)

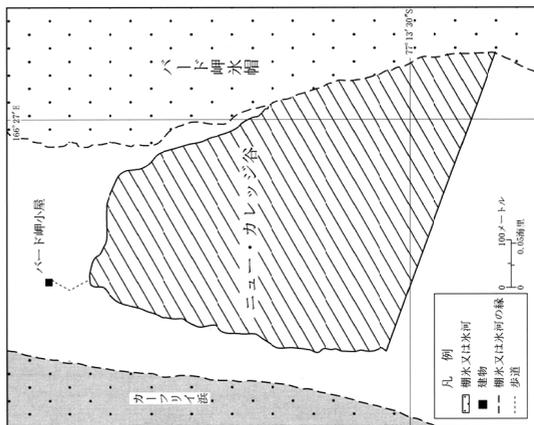
(地図)



第16南極特別保護地区

ロス島のバード岬のカーフリー浜のニュー・カレッジ谷
この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点(南緯77度13分8秒東経166度26分9秒)を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分20秒東経166度27分5秒の地点に至り、同地点からバード岬水端の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分36秒東経166度27分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方向に引いた直線を西北西に進み、カーフリー浜の東の崖にある地点(南緯77度13分28秒東経166度25分49秒)に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部)

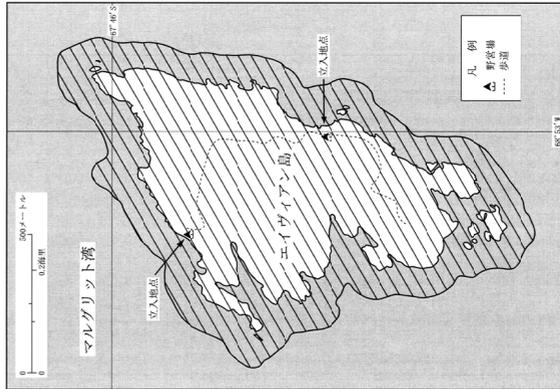
(地図)



第17南極特別保護地区

南極半島のマルグリット湾北西部のエイヴィアン島
この地区は、マルグリット湾北西部にあるアデレイド島南西端から南
約400メートルのところにあるエイヴィアン島及び同島の海岸線から100
メートル以内の海域から成る。(次の地図の斜線部)

(地図)



第18南極特別保護地区

ウイクトリア・ランドのメルボルン山頂部

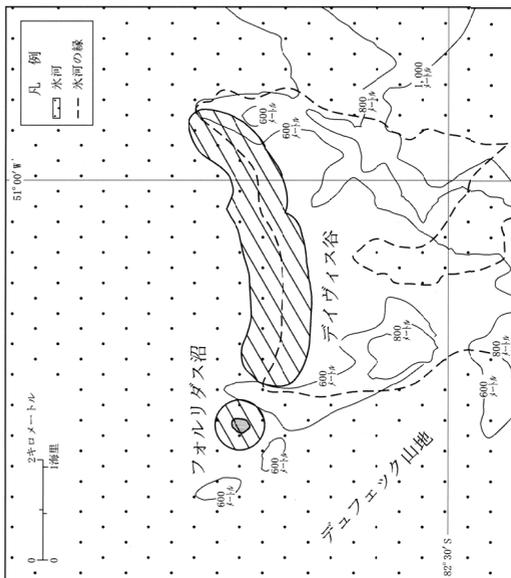
(2014年 削除)

第19南極特別保護地区

フォルリダス沼及びデイヴィス谷

この地区は、デイヴィス谷の北西約1キロメートルの中心から500メートル以内の区域及び南緯81度27分20秒西経51度21分)の中心から500メートル以内の区域及び南緯81度27分20秒西経50度59分55秒の地点と南緯81度28分西経51度16秒の地点を結ぶデイヴィス谷の北にある氷河の南端の線に点在している雪解け沼の縁から500メートル以内の区域から成る。(次の地図の斜線部分)

(地図)

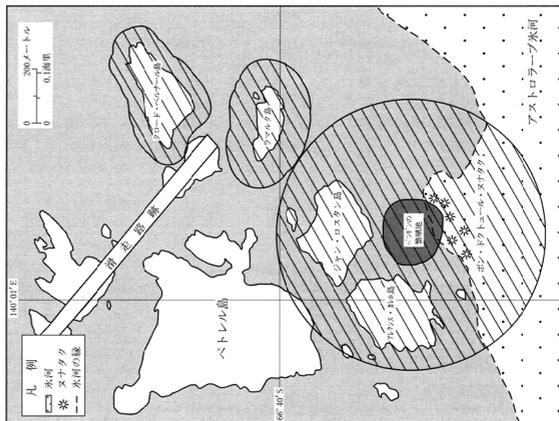


第20南極特別保護地区

ポイント・ジオロジ一群島

この地区は、ポイント・ジオロジ一群島にあり、クロード・ベルナル島及び同島の海岸線から沖に約60メートル以内の海域(諸島及び岩場を含む)、ラマルク島及び同島の海岸線から沖に約100メートル以内の海域(諸島及び岩場を含む。)並びにジャン・ロスタン島、アレクシス・カレル島及びボン・ドクチュール・ヌナタクに囲まれたペンギンの繁殖地の中心、(南緯66度40分17秒東経140度1分6秒)から500メートル以内の区域から成る。(次の地図の斜線部分)

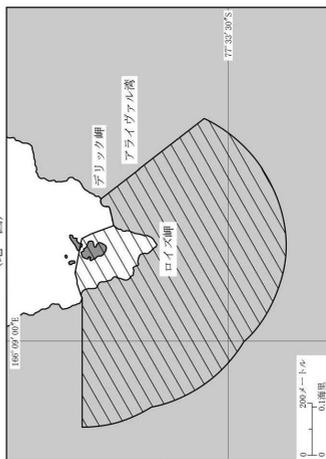
(地図)



第21南極特別保護地区
ロス島のロイス岬

この地区は、南緯77度33分12秒東経166度9分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分33秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分35秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度9分39秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分15秒東経166度10分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分16秒東経166度10分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分14秒東経166度10分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度11分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)

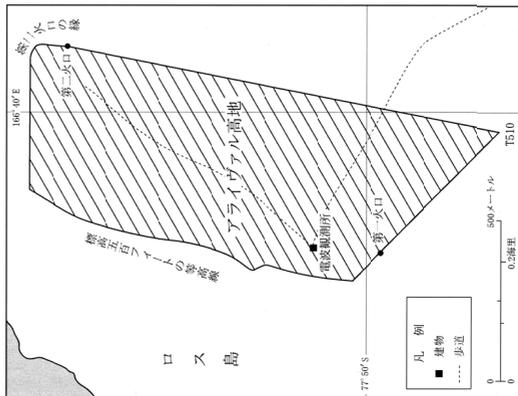


第22南極特別保護地区

ロス島のハット半島のアライヴァル高地

この地区は、T51.0地点（南緯77度50分13秒東経166度39分53秒）を起点とし、同地点から第一火口の南側に接する直線を北西に進み、南緯77度49分58秒東経166度38分36秒の地点に至り、同地点から標高500フィートの等高線を北北東に進み、南緯77度49分24秒東経166度39分21秒の地点に至り、同地点から南緯77度49分24秒の緯度線を東に進み、第二火口の北端（南緯77度49分24秒東経166度40分24秒）に至り、同地点から第二火口の縁の線を南に進み、第二火口の東端（南緯77度49分28秒東経166度40分33秒）に至り、同地点と起点を結ぶ直線を南南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

(地図)

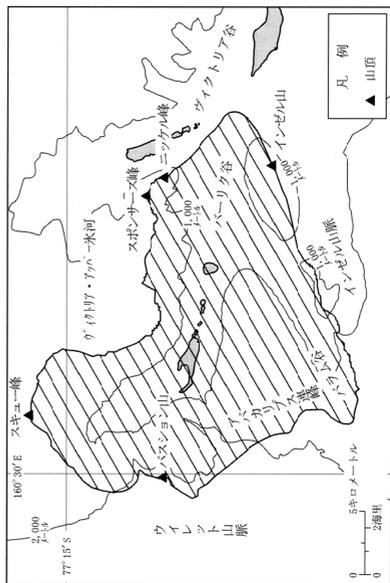


第23南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのバリーク谷

この地区は、ヴィクトリア・ランドのバリーク谷の東端（南緯77度22分7秒東経161度40分18秒）を起点とし、バリーク谷の東端（南緯77度22分7秒東経161度40分18秒）を起点とし、同地点からインゼルス山脈の稜線を南西に進み、インゼルス山頂（南緯77度23分51秒東経161度30分）を經由し、バラム谷の西端（南緯77度27分10秒東経160度40分）に至り、同地点からバラム谷の崖線を北東に進み、アバカリアス連峰の西端（南緯77度25分12秒東経160度42分42秒）の地点に至り、同地点からウィレット山脈の稜線を北西に進み、バスシオン山（南緯77度19分8秒東経160度29分21秒）に至り、同地点からウィレット山脈の稜線を北東に進み、スキュー峰（南緯77度13分22秒東経160度41分36秒）に至り、同地点から稜線を南東に進み、ツッパ氷河の分水線を東に進み、スボンサース峰（南緯77度18分東経161度24分）に至り、同地点からバリーク谷の分水線を南東に進み、ニックル峰（南緯77度19分11秒東経161度28分）を經由し、起点に至る線に囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

(地図)

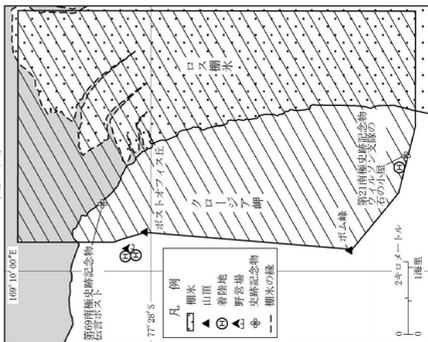


第24南極特別保護地区

ロス島のクローリア岬

この地区は、クローリア岬の北海岸にある地点（南緯77度27分27秒東経169度12分）を起点とし、同地点から東経169度12分の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度12分の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から西方、北から75度の方向に引いた直線を西西北西に進み、南緯77度31分45秒東経169度25分23秒の地点に至り、同地点から西方、北から52度の方向に引いた直線を北西に進み、ボム嶺（南緯77度31分東経169度11分30秒）に至り、同地点から東方、北から5度の方向に引いた直線を北北東に進み、ボスト・オプイス山（南緯77度27分55秒東経169度12分40秒）に至り、同地点から西方、北から16度の方向に引いた直線を北北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

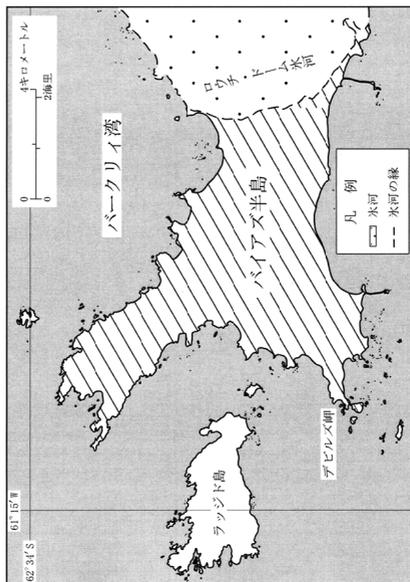
(地図)



第26南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のリヴィングストーン島のバイアズ半島、サウス・シェトランド諸島のロウチ・ドーム氷河の縁及びバイアズ半島の低潮線により囲まれた区域並びにデビルズ岬の南西約350メートルのところにある2つの小島から成る。(次の地図の斜線部分)

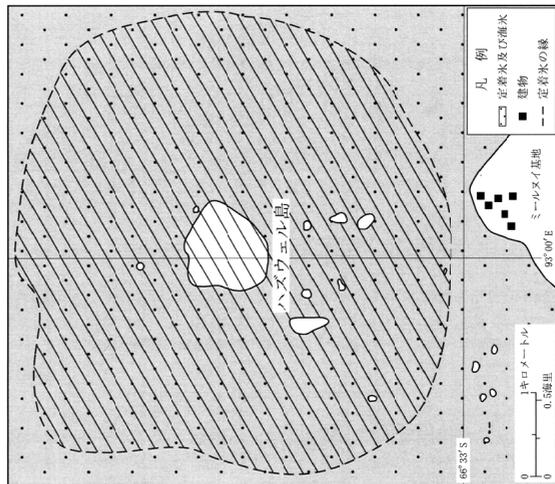
(地図)



第27南極特別保護地区

ハズウェル島
この地区は、ミールズイ基地から北約2キロメートルにあるハズウェル島(低潮線から水深20メートルまでの範囲を含む。)及び同島の定着氷上の区域から成る。(次の地図の斜線部分。ただし、定着氷の範囲は季節及び年によって変動する。)

(地図)

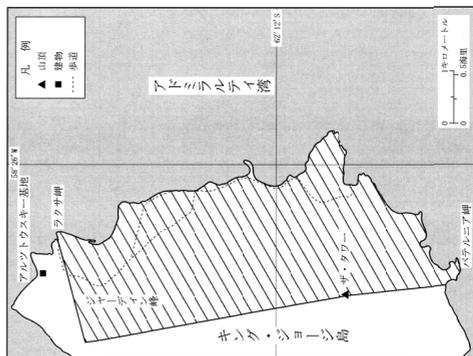


第28南極特別保護地区

サウス・シエラランド諸島のキング・ジョージ島のアドミラルティ湾西岸

この地区は、キング・ジョージ島の南西部にあり、パテルニア岬の西端（南緯62度13分47秒西経58度28分37秒）を起点として、同地点から西方、北から8度の方向に引いた直線を北北西に進み、ザ・タワーの山頂（南緯62度12分55秒西経58度28分48秒）に至り、同地点から西方、北から10度の方向に引いた直線を北北西に進み、ジャードイン峰の北西の麓にある地点（南緯62度10分3秒西経58度29分54秒）に至り、同直線から東方、北から75度の方向に引いた直線を東北東に進み、南緯62度9分51秒西経58度28分3秒の地点に至り、同地点から東方、北から41度の方向に引いた直線を北東に進み、南緯62度9分44秒西経58度27分49秒の地点に至り、同地点からキング・ジョージ島の海岸線を南に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)

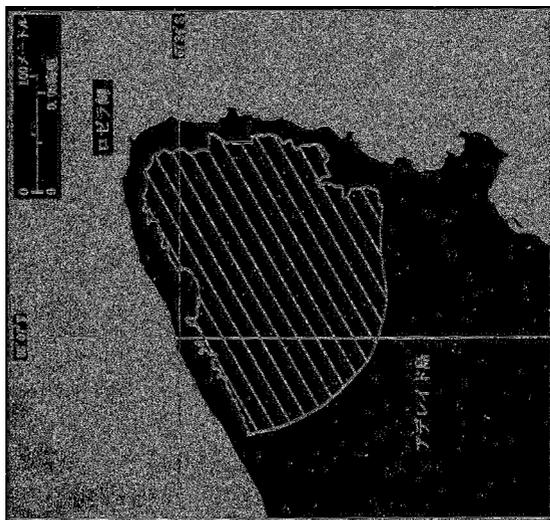


第29南極特別保護地区

アデレイド島のロゼラ岬

この地区は、アデレイド島東部のロゼラ岬の北東端（南緯67度33分59秒西経68度6分50秒）から230メートル以内であり、かつ、標高5メートル以上の区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)

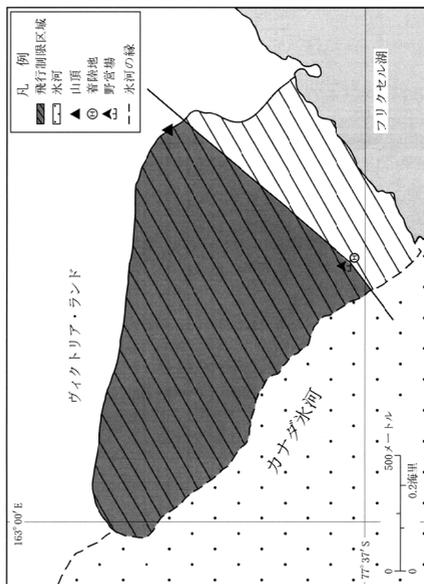


第30南極特別保護地区
 ロス島のエレバス山のトラムウェー尾根
 (2014年 削除)

第31南極特別保護地区

ワイクトリア・ランドのテイライー谷のカナダ氷河
 この地区は、カナダ氷河の東にあり、南緯77度36分26秒東経162度59分53秒の地点を起点とし、同地点から稜線を東南東に進み、南緯77度36分33秒東経163度4分16秒の地点に至り、同地点から分水線を南東に進み、南緯77度36分50秒東経163度4分51秒の地点に至り、同地点からプリケセル湖岸線を南西に進み、カナダ氷河の東端（南緯77度37分7秒東経163度3分4秒）に至り、同地点から当該氷河の北端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。（次の地区の斜線部分）

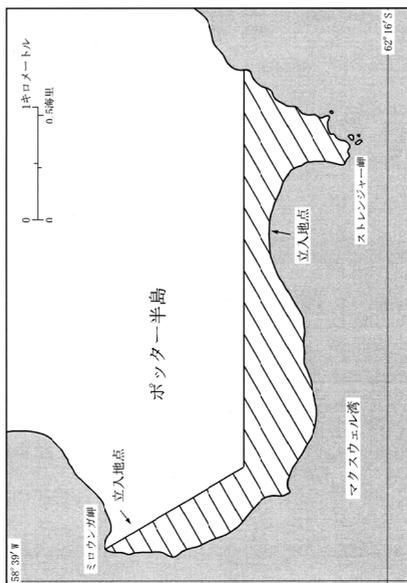
(地 図)



第22南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のポッター半島
この地区は、キング・ジョージ島の西部のポッター半島の南部にあり、
南緯62度15分7秒西経58度33分53秒の地点と南緯62度15分7秒西経58度
37分50秒の地点を結ぶ直線、同地点とミロウガ岬の先端（南緯62度14
分15秒西経58度38分41秒）を結ぶ直線及びポッター半島の海岸線により
囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

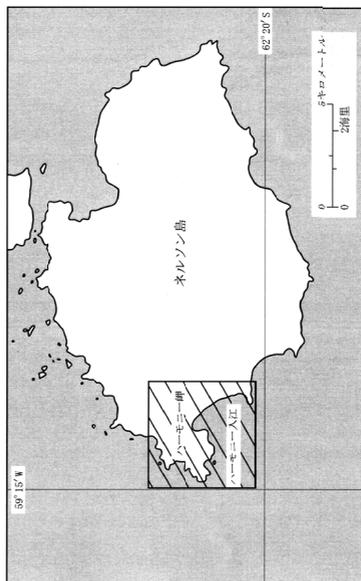
(地図)



第33南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のネルソン島西海岸のハーモニー岬
この地区は、ネルソン島の西部にあり、南緯62度17分の緯度線、西経
59度8分45秒の経度線、南緯62度19分52秒の緯度線及び西経59度15分の
経度線により囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

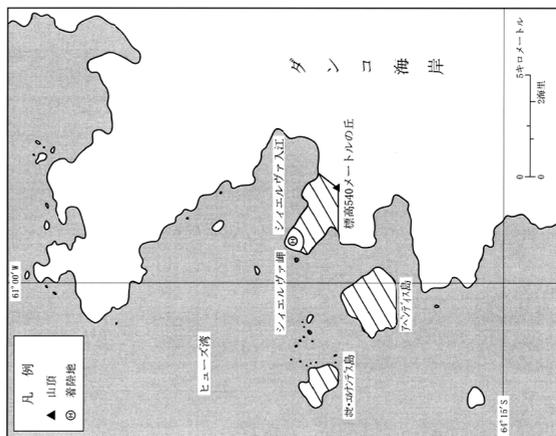
(地図)



第34南極特別保護地区

南極半島のダンココ海岸のシイエルヴァ岬
この地区は、ヒュース湾の北部にあり、アベンデイス島、ホセ・エルナンデス島並びに南緯64度10分1秒の緯度線、シイエルヴァ岬の標高540メートルの丘の頂上（南緯64度10分1秒西経60度54分43秒）と南緯64度9分37秒西経60度53分34秒の地点を結ぶ直線及びシイエルヴァ岬の海岸線により囲まれた区域から成る。ただし、シイエルヴァ岬の北西端（南緯64度9分西経60度57分50秒）から200メートル以内の区域は除く。（次の地図の斜線部分）

(地図)



第35南極特別保護地区

ワイルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半島北東部の
この地区は、南緯66度16分52秒東経110度32分7秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度16分51秒東経110度32分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分52秒東経110度32分16秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分53秒東経110度32分19秒の地点を結ぶ直線、東経110度32分19秒の緯度線、南緯66度16分55秒東経110度32分24秒の地点と南緯66度16分53秒東経110度32分25秒の地点を結ぶ直線、南緯66度16分54秒東経110度32分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分5分東経110度33分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分6秒東経110度33分11秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分9秒東経110度33分2秒の地点を結ぶ直線、南緯66度17分11秒の緯度線、南緯66度17分11秒東経110度32分50秒の地点と南緯66度17分11秒東経110度32分41秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分7秒東経110度32分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分6秒東経110度32分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分2秒東経110度32分18秒の地点を結ぶ直線、南緯66度17分2秒東経110度32分18秒の緯度線、南緯66度17分東経110度32分14秒の地点と南緯66度16分56秒東経110度32分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分54秒東経110度32分8秒の地点を結ぶ直線、南緯66度16分54秒の緯度線及び南緯66度16分54秒東経110度32分5秒の地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

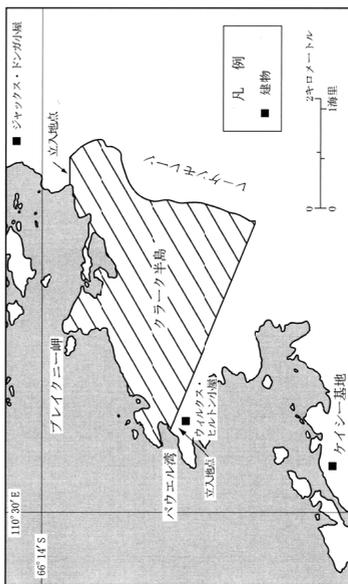
(地図)



第36南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島
この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点（南緯66度14分15秒東経110度38分6秒）を起点とし、同地点とレーケモンレーンの北端（南緯66度14分15秒東経110度38分46秒）を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分6秒東経110度37分11秒の地点を結ぶレーケモンレーンの西端の線、同地点と南緯66度15分43秒東経110度34分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分37秒東経110度34分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分24秒東経110度35分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分21秒東経110度34分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分29秒東経110度33分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分15秒東経110度31分59秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶクラーク半島の海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

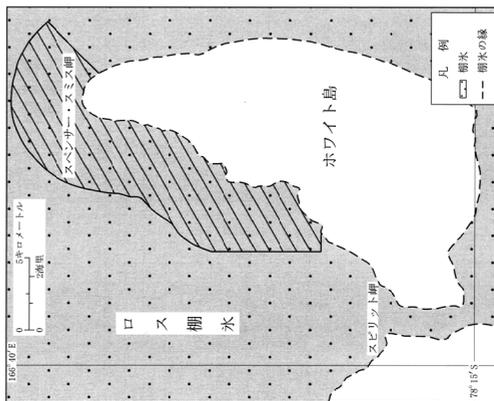
(地図)



第37南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域
この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スマイス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分12秒東経167度5分の地点に至り、同地点から南緯78度9分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度5分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から5キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分37秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

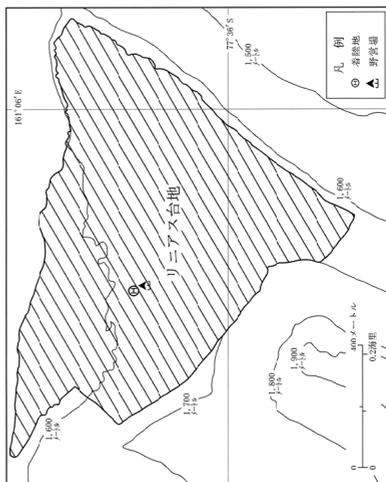
(地図)



第38南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのアスガート山脈のリアス台地
この地区は、アスガート山脈の東端から北約1.5キロメートルのところにあり、リアス台地の西端（南緯77度35分38秒東経161度3分9秒）を起点とし、同地点から当該台地の北崖の稜線を東南東に進み、当該台地の東端（南緯77度35分44秒東経161度6分45秒）に至り、同地点から標高1,615メートルの等高線を南南西に進み、南緯77度36分13秒東経161度5分7秒の地点に至り、同地点から当該台地の南東にある斜面の稜線を北西に進み、標高1,700メートルの地点から標高1,700メートルの等高線を北西度4分42秒の地点に至り、同地点から標高1,700メートルの等高線を北西に進み、南緯77度36分東経161度4分5秒の地点に至り、同地点から当該台地の南にある斜面の稜線を北西に進み、南緯77度35分55秒東経161度3分43秒の地点を經由し、当該台地の南西の斜面にある南緯77度35分49秒東経161度3分25秒の地点に至り、同地点から当該斜面の稜線を北東に進み、南緯77度35分44秒東経161度3分43秒の地点に至り、同地点から当該台地の南崖の基部に沿う線に沿う線に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地区の斜線部分)

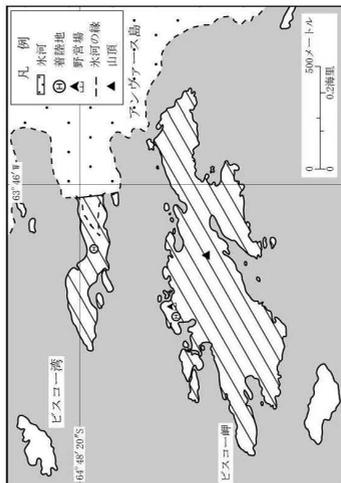
(地 図)



第39南極特別保護地区

アンヴァース島のピスコウ岬
この地区は、バーマー群島のアンヴァース島南部にあり、南緯66度48分15秒西経63度47分52秒の地点と南緯66度48分15秒西経63度46分34秒の地点を結ぶ直線、西経63度46分34秒の経度線、南緯66度49分8秒の緯度線、南緯66度49分8秒西経63度48分50秒の地点と南緯66度48分38秒西経63度48分50秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯66度48分15秒西経63度47分52秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域から成る。(次の地区の斜線部分)

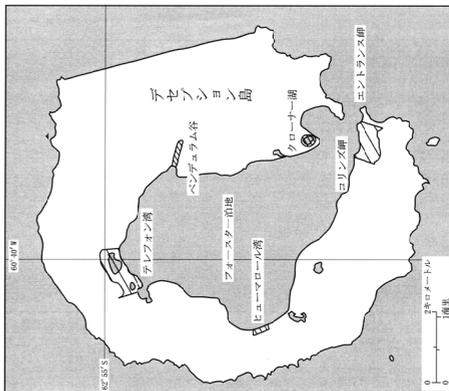
(地 図)



第40南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のデゼプション島
この地区は、デゼプション島のフォースター岬地周辺にあり、エントランス岬の西端（南緯63度4秒西経60度34分9秒）からコリンズ岬の先端（南緯62度59分50秒西経60度35分34秒）までの海岸線から内陸に500メートル以内の区域、ヒュマロール湾の周辺にある南緯62度58分11秒西経60度42分56秒の地点から南緯62度57分53秒西経60度43分17秒の地点までの海岸線から内陸に100メートル以内の区域、テレフォン湾の周辺にある南緯62度55分38秒西経60度41分30秒の地点から南緯62度55分16秒西経60度39分30秒の地点までの海岸線から内陸に500メートル以内の区域（湖沼を含む。）、海岸線から左右50メートル以内の区域並びにクローナー湖（南緯62度58分38秒西経60度35分）及び同湖岸線から50メートル以内の区域から成る。（次の地図の斜線部分）

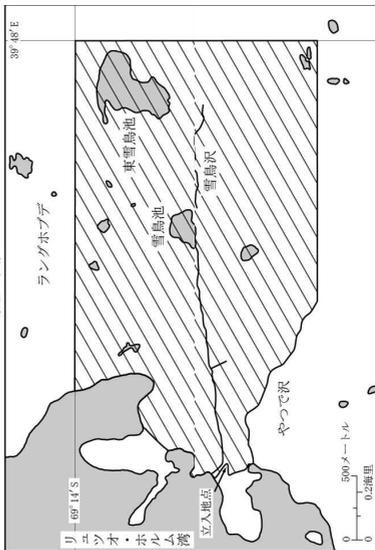
(地図)



第41南極特別保護地区

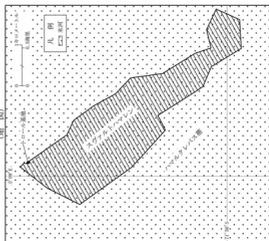
リュット・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢
この地区は、リュット・ホルム湾東岸のラングホブデにあり、南緯69度14分の緯度線、東経39度48分の経度線、南緯69度15分の緯度線、南緯69度15分東経39度45分20秒の地点と南緯69度14分32秒東経39度43分1秒の地点を結ぶやつで沢の右岸線、同地点と南緯69度14分31秒東経39度42分57秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線、同地点と南緯69度14分17秒東経39度43分12秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線、同地点と南緯69度14分13秒東経39度43分23秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線及び同地点と南緯69度14分東経39度44分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



第42南極特別保護地区
スヴァールトハマルネン

この地区は、ドロンイェング・モード・ランドのブリンセス・アストトリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところにある、南緯71度54分3秒東経5度7分47秒の地点を起点とし、同地点からスヴァールトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度53分16秒東経5度9分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東に進み、南緯71度55分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から77度の方向に引いた直線を東北東に進み、南緯71度55分16度の方向に引いた直線を東南東に進み、南緯71度55分11秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から西方、北から156度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯71度56分10秒東経5度15分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から92度の方向に引いた直線を西北西に進み、南緯71度56分11秒東経5度14分24秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方向に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分47秒東経5度13分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から68度の方向に引いた直線を西北西に進み、南緯71度55分41秒東経5度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方向に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分48秒東経5度11分34秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方向に引いた直線を西南西に進み、南緯71度55分11秒東経5度10分58秒の地点に至り、同地点と起点を結ぶハマルクレパス帯の端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。ただし、トロール基地（南緯71度53分22秒東経5度9分34秒）の外縁から10メートル以内の区域は除く。

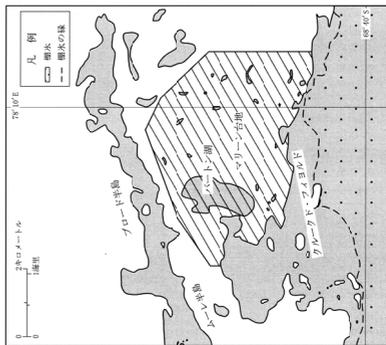


第43南極特別保護地区

ブリンセス・エリサベス・ランドのヴェステトフォール丘陵のマリーネ台地

この地区は、ムーレ半島の南海岸のところにある地点（南緯68度57分41秒東経78度3分）を起点とし、同地点から東経78度3分の経度線を北に進み、南緯68度37分30秒東経78度3分の地点に至り、同地点から東方、北から56度の方向に引いた直線を北東に進み、バートン湖の北西約500メートルのところにある地点（南緯68度37分東経78度5分）に至り、同地点から東方、北から71度の方向に引いた直線を東北東に進み、バートン湖の北東約1,500メートルのところにある地点（南緯68度36分30秒東経78度9分）に至り、同地点から東方、北から112度の方向に引いた直線を東南東に進み、南緯68度36分45秒東経78度10分30秒の地点に至り、同地点から東方、北から135度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯68度37分30秒東経78度12分30秒の地点に至り、同地点から東経78度12分30秒の地点に進み、南緯68度37分30秒の地点に進み、南緯68度39分8秒東経78度12分30秒の地点に至り、同地点からマリーネ台地の南側の低潮線を北西に進み、起点に至る線により囲まれている区域から成る。（次の地図の斜線部分）

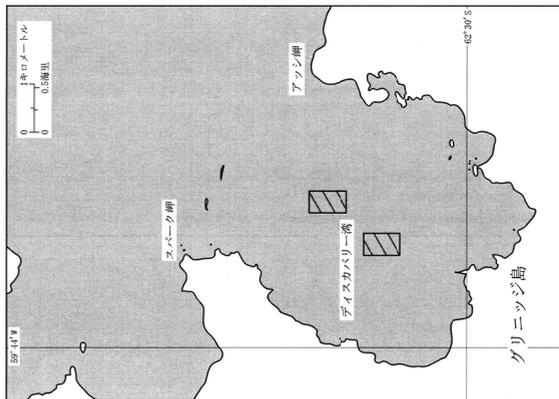
(地 図)



第44南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のグリニッジ島のデイスカバリー湾
この地区は、グリニッジ島のデイスカバリー湾にあり、南緯62度28分45秒の緯度線、西経59度41分5秒の経度線、南緯62度29分15秒の緯度線及び西経59度41分45秒の経度線により囲まれた海域並びに南緯62度28分5秒の緯度線、西経59度40分5秒の経度線、南緯62度28分35秒の緯度線及び西経59度40分45秒の経度線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

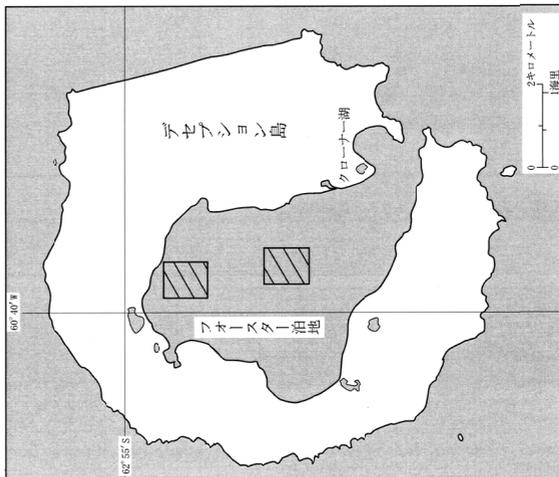
(地図)



第45南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のデゼプション島のフォースター泊地
この地区は、デゼプション島のフォースター泊地にあり、南緯62度55分40秒の緯度線、西経60度38分15秒の経度線、南緯62度56分25秒の緯度線及び西経60度39分30秒の経度線により囲まれた海域並びに南緯62度57分20秒の緯度線、西経60度37分40秒の経度線、南緯62度58分5秒の緯度線及び西経60度38分55秒の経度線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

(地図)

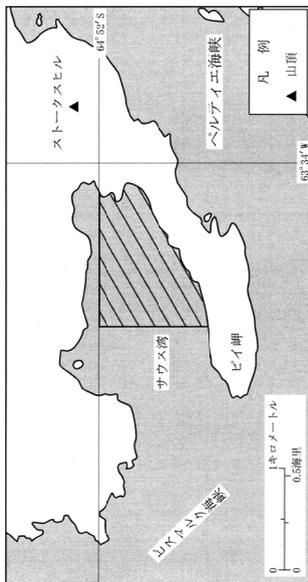


第46南極特別保護地区

ハーマラー群島のドゥームール島のサウス湾

この地区は、南緯64度52分2分の緯度線、ビー岬の北海岸線及び西経63度36分の経度線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

(地図)

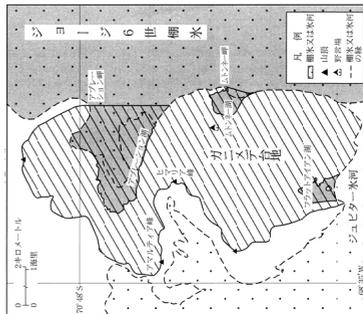


第47南極特別保護地区

アレキサンダー島のアブレシヨング及びガニメデ台地

この地区は、アブレシヨ岬の南端(南緯70度48分11秒西経68度20分)を起点とし、同地点から西経68度20分の経度線を南に進み、ガニメデ台地の北海岸にある地点(南緯70度50分22秒西経68度20分)に至り、同地点から当該台地の海岸線を南に進み、ムトネー岬の南端(南緯70度52分3秒西経68度18分26秒)に至り、同地点から西方、北から166度の方角に引いた直線を南南西に進み、ムトネー湖の南端(南緯70度48秒西経68度18分56秒)に至り、同地点から当該台地の海岸線を南に進み、ジェビター氷河の東端(南緯70度55分12秒西経68度19分21秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を西に進み、ガニメデ台地の南西(南緯70度55分30秒西経68度27分51秒)に至り、同地点から稜線を北北西に進み、南緯70度50分50分西経68度32分21秒の地点を經由し、ヒマリア峰(南緯70度50分32秒西経68度26分13秒)に至り、同地点から稜線を西に西に進み、アマルティア峰(南緯70度50分12秒西経68度32分56秒)に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯70度46分22秒西経68度25分17秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部分)

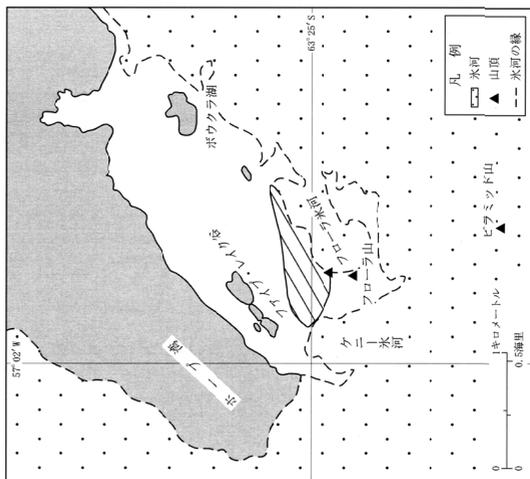
(地図)



第48南極特別保護地区

南極半島のホープ湾のフロラー山この地区は、ホープ湾の南岸から約750メートルのところにあるフロラー山の北部斜面にあり、ケニー氷河の北端（南緯63度24分58秒西経57度1分39秒）を起点とし、同地点からファイブ・レイク谷の南にある崖線を東北東に進み、フロラー氷河の北東端（南緯63度24分48秒西経57度11秒）に至り、同地点から当該氷河の北端の線を南西に進み、フロラー山の北側の山頂（南緯63度25分4秒西経57度1分9秒）に至り、同地点から稜線を西西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

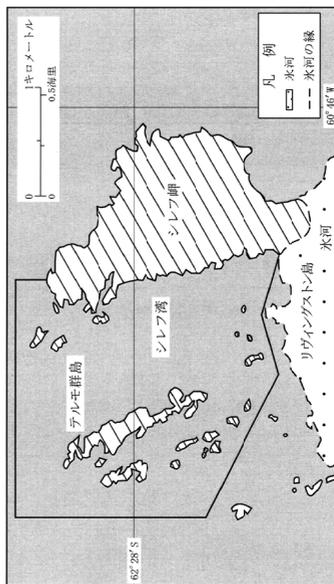
(地図)



第49南極特別保護地区

サウス・シェットランド諸島のリヴィングストーン島のシレフ岬この地区は、リヴィングストーン島にある氷河の北端より北側にあるシレフ岬の区域及び当該岬の北端（南緯62度27分34秒西経60度47分53秒）を起点とし、同地点から当該岬の西海岸線を南に進み、当該岬の南西端（南緯62度28分46秒西経60度47分35秒）に至り、同地点から西方、北から71度の方向に引いた直線を西西北西に進み、南緯62度28分41秒西経60度48分13秒の地点に至り、同地点から西方、北から110度の方向に引いた直線を西南西に進み、南緯62度28分46秒西経60度48分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から61度の方向に引いた直線を西西北西に進み、南緯62度28分21秒西経60度50分23秒の地点に至り、同地点から西経60度50分23秒の経度線を北に進み、南緯62度27分25秒西経60度50分23秒の地点に至り、同地点から南緯62度27分25秒の緯度線を東に進み、南緯62度27分25秒西経60度47分53秒の地点に至り、同地点から西経60度47分53秒の経度線を南に進み、起点に至る線により囲まれた区域にある諸島及び岩場から成る。（次の地図の斜線部分）

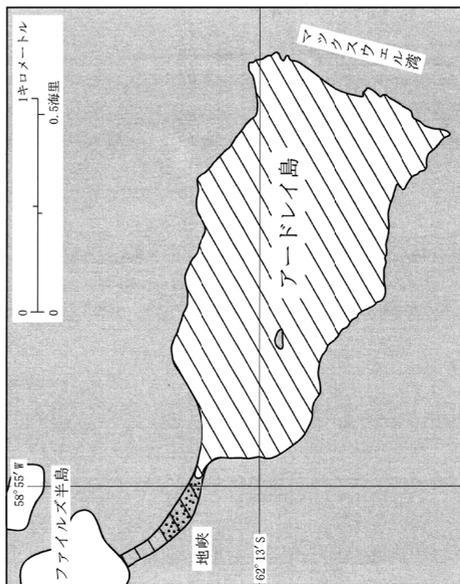
(地図)



第50南極特別保護地区

キング・ジョージ島のマックスウェル湾のアードレイ島
 この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から約500
 メートルのところにあるアードレイ島の海岸線により囲まれた区域から
 同島の北東の海岸線及び南緯62度12分34秒西経58度55分34秒の地点と南
 緯62度12分40秒西経58度55分4秒の地点を結ぶ標高1メートルの等高線
 により囲まれた区域を除いた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

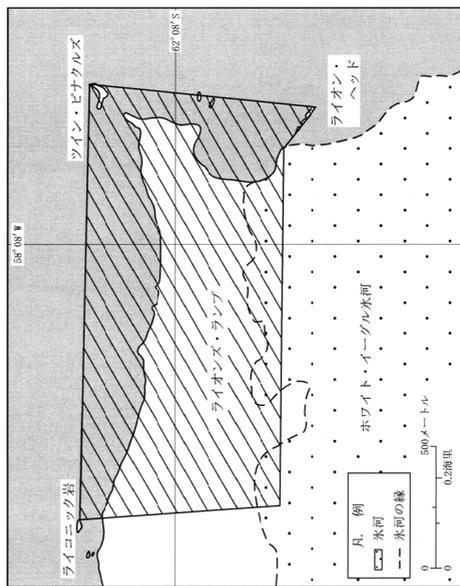
(地 図)



第51南極特別保護地区

サウス・シエトラント諸島のキング・ジョージ島のライオンズ・ラン
 プ
 この地区は、ライコニック岩の東端（南緯62度7分48秒西経58度9分
 17秒）を起点とし、同地点とツイン・ピナクルズの北端（南緯62度7分
 49秒西経58度7分14秒）を結ぶ直線、同地点とライオン・ヘッドの東端
 （南緯62度8分19秒西経58度7分19秒）を結ぶ直線、同地点と南緯62度
 8分16秒西経58度7分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度8分16
 秒西経58度9分15秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線によ
 り囲まれた区域から成る。（次の地図の斜線部分）

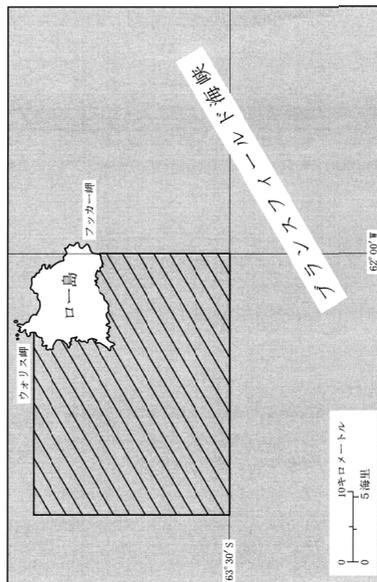
(地 図)



第52南極特別保護地区

ブランスフィールド海峡の西部
この地区は、サウス・シエトランド諸島のブランズフィールド海峡の西部にあり、南緯63度15分西経62度15分西経62度13分17秒の地点を結ぶ直線、ロー島の海岸線、南緯63度20分西経62度の地点と南緯63度30分西経62度の地点を結ぶ直線、南緯63度30分西経62度45分の経度線及び西経62度45分の経度線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

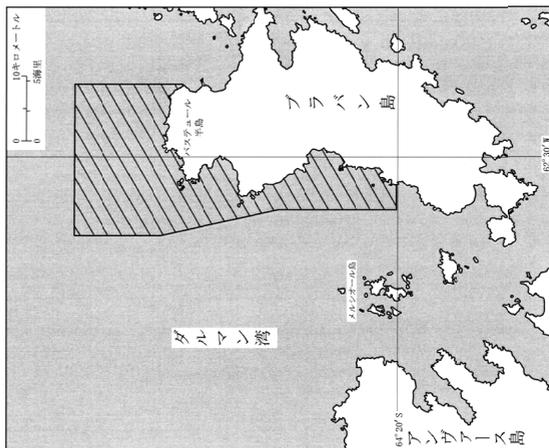
(地図)



第53南極特別保護地区

ダルマン湾の東部
この地区は、南緯63度53分の緯度線、西経62度16分の経度線、南緯64度2分西経62度16分の地点と南緯64度20分西経62度40分西経62度40分の西海岸線、南緯64度20分の緯度線、南緯64度20分西経62度40分の地点と南緯64度10分西経62度40分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯64度西経62度45分の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯63度53分西経62度45分の地点を結ぶ直線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

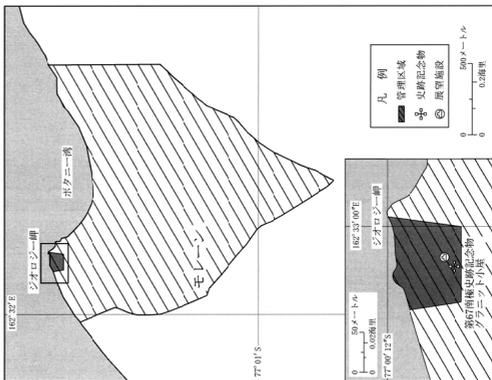
(地図)



第54南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのジオロジエ岬のボタニー湾
この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロジエ岬の南西約400メートルのところにある地点（南緯77度19分東経162度31分53秒）を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯77度13分東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から東経162度36分10秒の経度線を南に進み、南緯77度13分東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み南緯77度1分16秒東経162度34分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯77度59分東経162度33分22秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

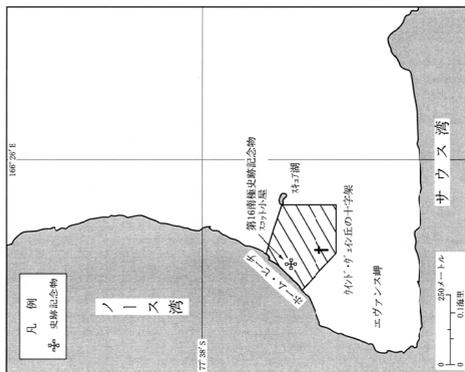
(地図)



第55南極特別保護地区

ロス島のエヴァンス岬
この地区は、ロス島西部にあり、ロス島の西海岸線、南緯77度38分5秒東経166度25分13秒の地点と南緯77度38分6秒東経166度25分36秒の地点を結ぶ直線、東経166度25分36秒の経度線、南緯77度38分15秒の緯度線及び南緯77度38分15秒東経166度25分39秒の地点と南緯77度38分12秒東経166度24分49秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

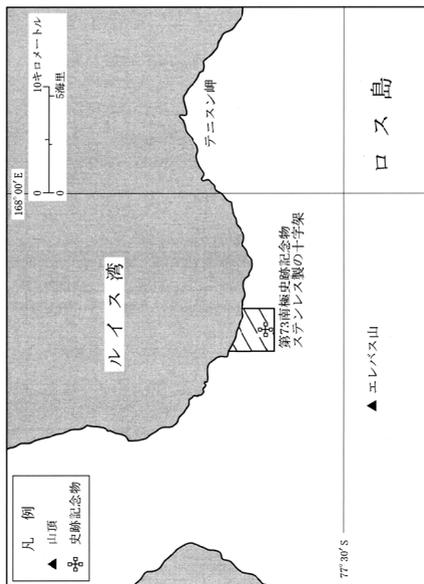
(地図)



第56南極特別保護地区

ロス島のエレバス山のルイス湾
この地区は、ロス島の北部にあり、ロス島の北海岸線、東経167度33分27秒の経度線、南緯77度26分33秒の緯度線及び東経167度23分33秒の経度線により囲まれた区域から成る。(次の地区の斜線部分)

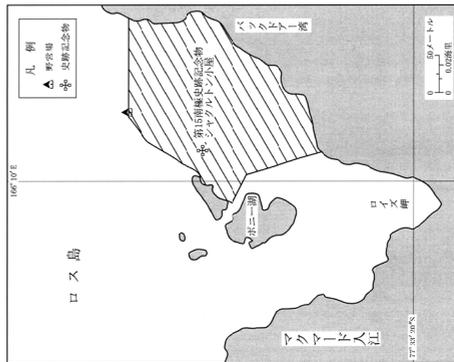
(地図)



第57南極特別保護地区

ロス島のロイズ岬のバスケットアード一湾
この地区は、ロス島の西岸にあり、ボニー湖の北東にある地点(南緯77度33分12秒東経166度9分56秒)を起点とし、同地点からボニー湖の北東にある湖の東湖岸線を通り、野営地点(南緯77度33分8秒東経166度10分13秒)に向かう谷線を北東に進み、南緯77度33分8秒東経166度10分13秒の地点に至り、同地点から南緯77度33分8秒の緯度線を東に進み、南緯77度33分8秒東経166度10分33秒の地点に至り、同地点からロイズ岬の東海岸線を南西に進み、シャクルトン小屋の地点(南緯77度33分16秒東経166度10分6秒)に至り、同地点から西方、北から17度の方向に引いた直線を北北西に進み、ボニー湖の西25メートルのところにある地点(南緯77度33分13秒東経166度10分1秒)に至り、同地点から西方、北から63度の方向に引いた直線を西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域から成る。(次の地区の斜線部分)

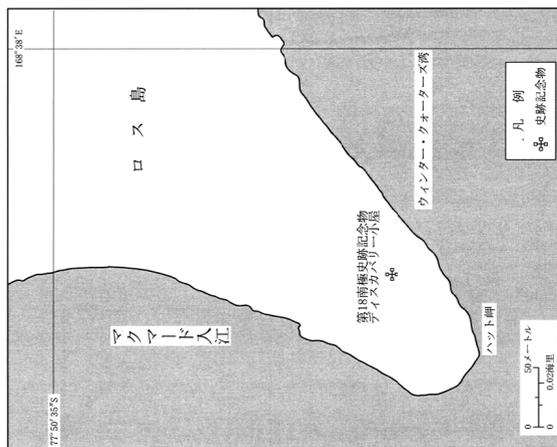
(地図)



第58南極特別保護地区

ロス島のハット岬のデイスカバリー小屋
この地区は、ロス島西部のハット岬にあるデイスカバリー小屋から成る。

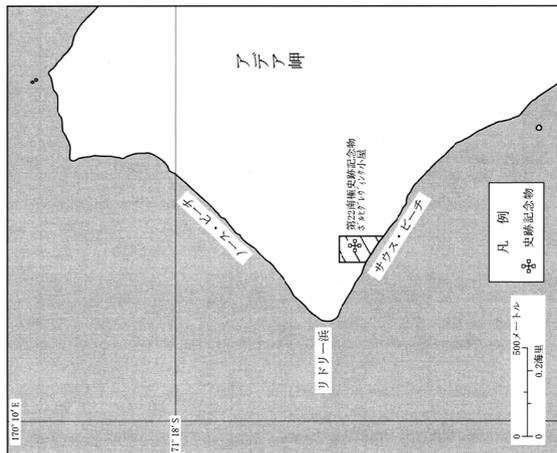
(地図)



第59南極特別保護地区

アデア岬
この地区は、ヴィクトリア・ランドのアデア岬の北西部にあり、南緯71度18分30秒の緯度線、東経170度11分45秒の経度線、リドリー浜サウス・ビーチの海岸線及び東経170度11分30秒の経度線により囲まれた区域から成る。(次の地図の斜線部分)

(地図)

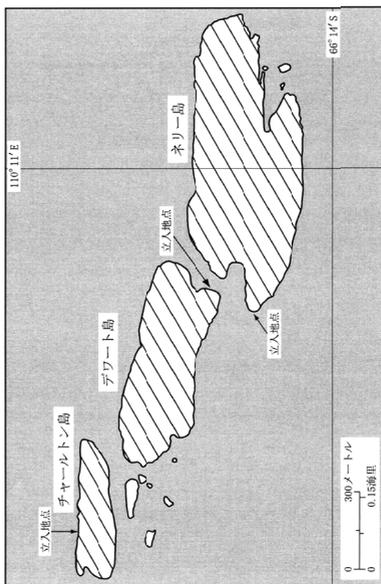


第60南極特別保護地区

フレイヤー諸島

この地区は、ウイルクス・ランドの沖合にあるフレイヤー諸島のチャールトン島、デワート島及びネリー島から成る。(次の地図の斜線部分)

(地図)

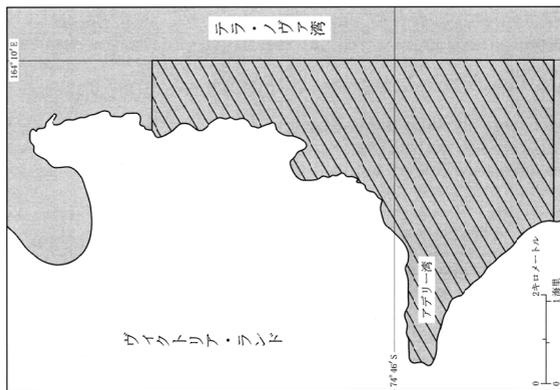


第61南極特別保護地区

ロス海のテラ・ノヴァ湾

この地区は、ガイクトリア・ランドの南西部にあり、南緯74度42分57秒の緯度線、東経164度10分の経度線、南緯74度48分の緯度線及びびグイクトリア・ランドの海岸線により囲まれた海域から成る。(次の地図の斜線部分)

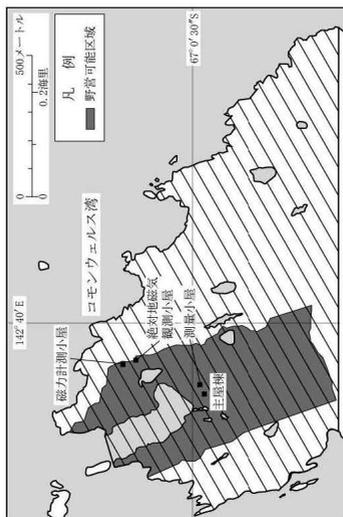
(地図)



第62南極特別保護地区

デニソン岬のモーソン小屋群
この地区は、南緯67度31分東経142度39分39秒に位置する主屋棟、南緯67度30分東経142度39分42秒に位置する測量小屋、南緯67度23分東経142度39分48秒に位置する絶対地磁気観測小屋及び南緯67度21分東経142度39分37秒に位置する磁力計測小屋並びにこれらの外縁から5メートル以内の区域から成る。

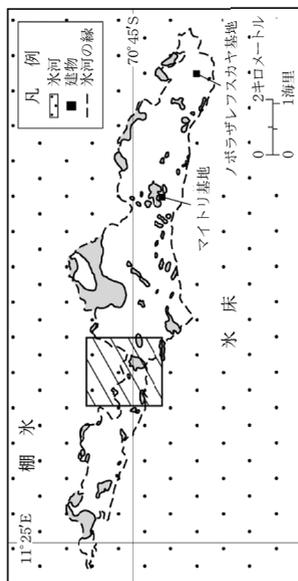
(地図)



第63南極特別保護地区

ドロニンング・モード・ランドのダクシン・ガンゴトリ氷河
この地区は、南緯70度44分10秒の緯度線、東経11度36分30秒の経度線、南緯70度45分30秒の緯度線及び東経11度33分30秒の経度線により囲まれた区域（次の斜線部分）から成る。

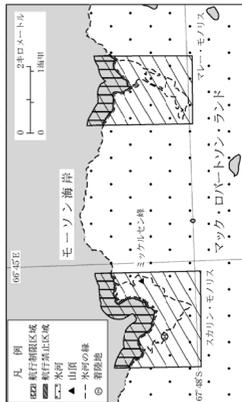
(地図)



第64南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのスカリン・モノリス及びマレー・モリスの地区は、スカリン・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある地点（南緯67度46分38秒東経66度40分31秒）を起点とし、同地点からスカリン・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある線を東進し、南緯67度46分21秒東経66度44分37秒の地点に至り、同地点から東経66度46分37秒の経度線を南進し、スカリン・モノリスの海岸線から東経66度46分54秒東経66度44分37秒）に至り、同地点から西方、北から88度の方位に引いた直線を東進し、南緯67度48分3秒東経66度40分46秒の地点に至り、モノリスの西方、北から2度の方位に引いた直線を北進し、スカリン・モノリスの海岸線から東経66度46分29秒東経66度53分59秒の地点に至り、同地点から東経66度53分59秒の経度線を南進し、マレー・モノリスの海岸線から東経66度53分59秒の地点に至り、同地点から西方、北から88度の方位に引いた直線を西進し、南緯67度48分3秒東経66度50分59秒の地点に至り、同地点から東方、北から1度の方位に引いた直線を北進し、マレー・モノリスの海岸線から東経66度51分1秒の地点に至り、同地点から東経66度51分1秒の経度線を北進し、起点に至る点により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

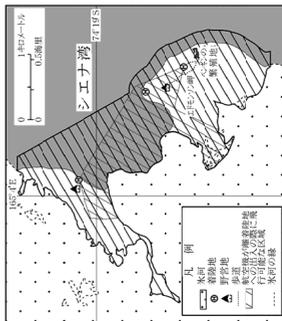
(地 図)



第65南極特別保護地区

ヒクトリア・ラングのエドモントン岬の地区は、シエナ湾の海岸にある地点（南緯74度18分20秒東経165度4分49秒）を起点とし、同地点から南緯74度18分20秒の緯度線を東進し、シエナ湾上の海岸線から200メートル離れたところにある地点（南緯74度18分20秒東経165度5分12秒）に至り、同地点から東方、北から151度の方位に引いた直線を南東に進み、エドモントン岬の海岸線から200メートル離れたところにある地点（南緯74度19分16秒東経165度7分11秒）に至り、同地点からエドモントン岬の海岸線から200メートル離れたところにある線を南東に進み、南緯74度20分27秒東経165度8分28秒の地点に至り、同地点から南緯74度20分27秒の緯度線を西進し、エドモントン岬の海岸線にある地点（南緯74度20分27秒東経165度8分3秒）に至り、同地点から北西の縁を北西に進み、南緯74度20分13秒東経165度6分41秒の地点に至り、同地点の方位に引いた直線を北東に進み、南緯74度20分8秒東経165度6分52秒の地点に進み、氷河の縁を北進し、南緯74度20分8秒東経165度5分40秒の地点に至り、同地点から西方、66度の方位に引いた直線を北西に進み、氷河の縁にある地点（南緯74度20分5秒東経165度5分17秒）に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯74度20分東経165度4分56秒の地点に至り、同地点から西方、北から24度の方位に引いた直線を北西に進み、氷河の縁にある地点（南緯74度19分57秒東経165度4分51秒）に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、シエナ湾の海岸線にある地点（南緯74度19分36秒東経165度5分59秒）に至り、同地点からシエナ湾の海岸線から北西に進み、南緯74度19分5秒東経165度4分22秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

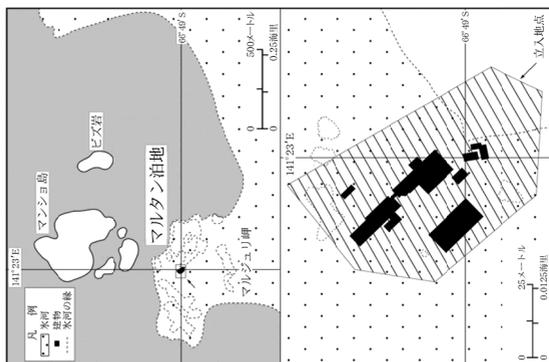
(地 図)



第66南極特別保護地区

テール・アデリーのマルタン泊地
 この地区は、南緯66度48分58秒東経141度22分59秒の地点を起点とし、
 同地点と南緯66度49分東経141度23分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南
 緯66度49分1秒東経141度23分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南
 緯66度49分1秒東経141度22分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66
 度49分東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯66度48分
 59秒東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図
 の斜線部分)から成る。

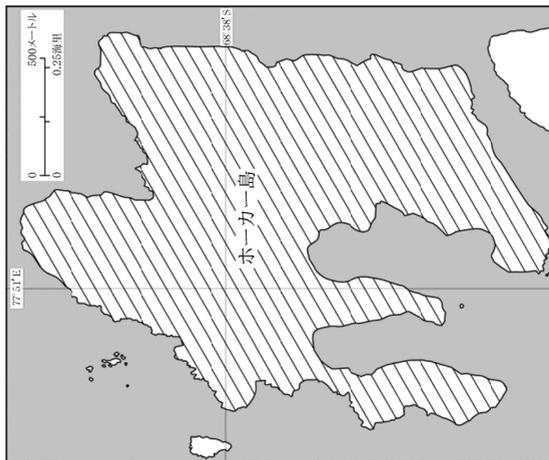
(地図)



第67南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海
 岸のホーカー島
 この地区は、ホーカー島(次の地図の斜線部分)から成る。

(地図)

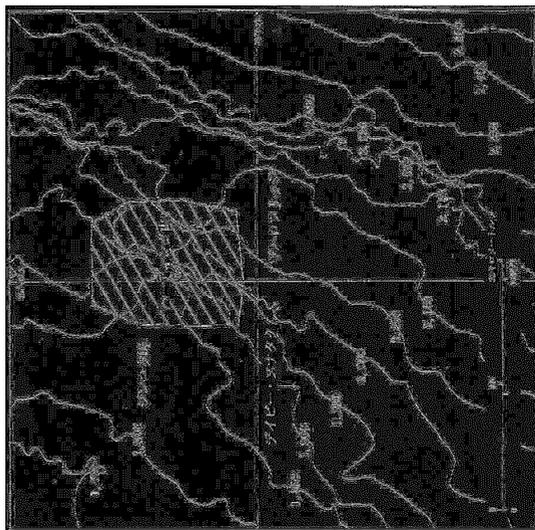


第88南極特別保護地区

クローブ山脈のハーデイング山

この地区は、南緯72度51分東経74度57分の地点を起点とし、同地点と南緯72度51分東経75度8分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度52分東経75度11分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度55分東経75度12分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度57分東経75度10分の地点を結ぶ直線、南緯72度57分の緯度線、南緯72度57分東経74度54分の地点と南緯72度55分東経74度53分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度53分東経74度54分の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)

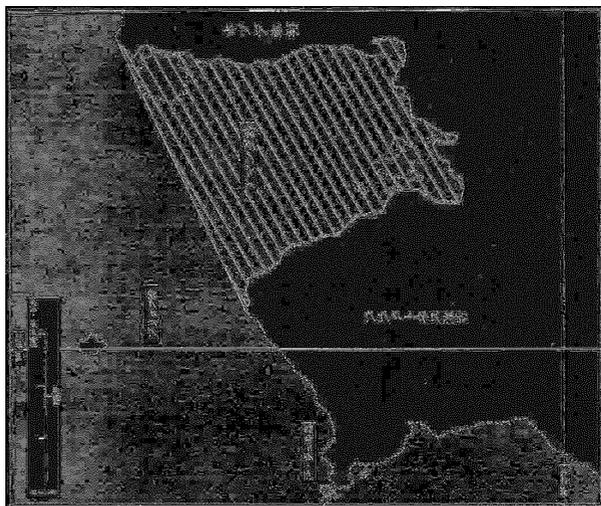


第69南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のアマンダ湾

この地区は、アマンダ湾の海岸線及び南緯69度14分44秒東経76度46分41秒の地点と南緯69度13分26秒東経76度53分54秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

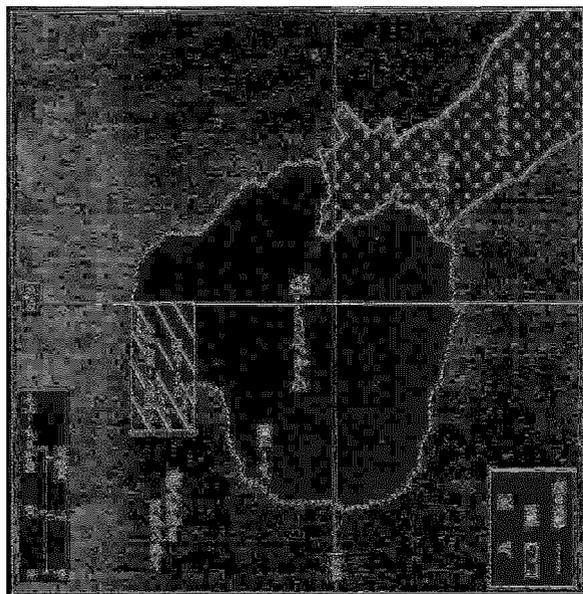
(地図)



第70南極特別保護地区

シヤルコー島のマリオン・スナタク
この地区は、南緯69度43分の緯度線、西経75度の経度線、南緯69度48分の緯度線及び西経75度30分の経度線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

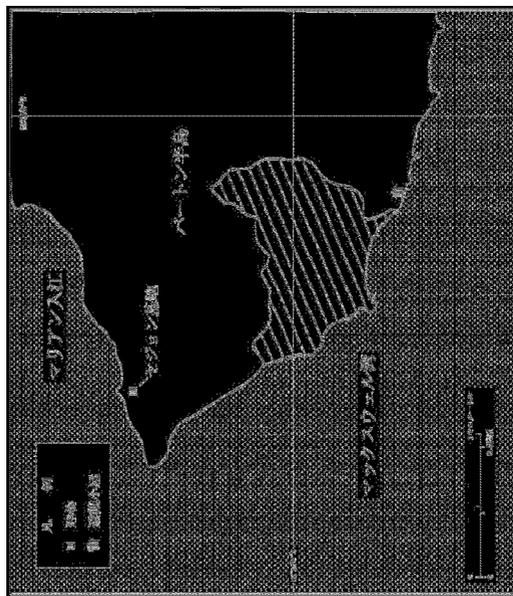
(地 図)



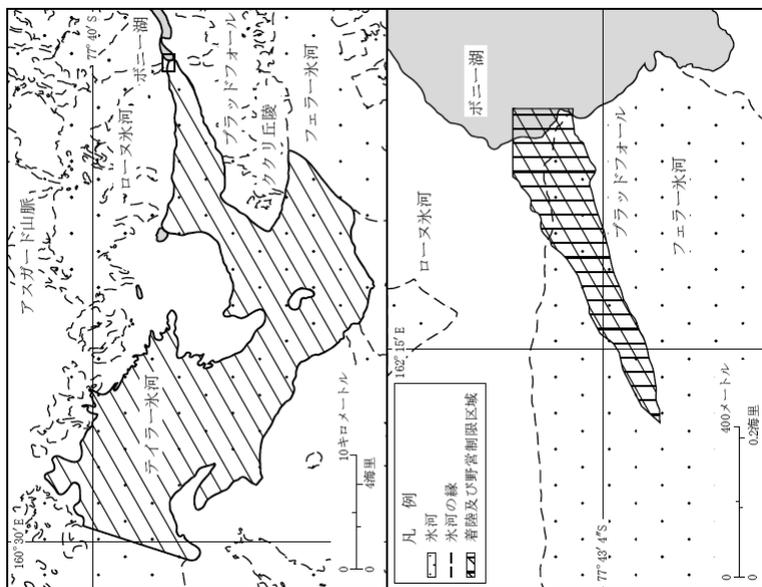
第71南極特別保護地区

キング・ジョージ島のバートン半島
この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分1秒の地点を起点として、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度13分41秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分48秒の地点に至り、同地点からバートン半島の海岸線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



(地図)



第72南極特別保護地区

ビクトリア・ランド部のマクマード・ドレイラー氷河の低地とブラッドフォール

この地区は、南緯77度43分16秒東経162度16分38秒の地点を起点とし、同地点から東経162度16分38秒の緯度線を南進し、南緯77度43分21秒東経162度16分38秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を南西に進み、南緯77度43分29秒東経162度14分30秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から45度に引いた直線を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分48秒の地点に至り、同地点からサンタフェ川の南岸を北東に進み、南緯77度43分16秒東経162度16分11秒の地点に至り、同地点から南緯77度43分16秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域及び南緯77度43分20秒東経162度16分18秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を南進し、南緯77度48分6秒東経161度30分の地点に至り、同地点からククリ丘陵の境界線を東進し、南緯77度49分6秒東経161度57分18秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河とフェラー氷河との境界線を南西に進み、南緯77度52分15秒東経161度44分23秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度48分東経160度53分53秒の地点に至り、同地点からビーコン氷河の境界線を西進し、南緯77度47分7秒東経160度44分42秒の地点に至り、同地点からターナバウト氷河の境界線を北西に進み、南緯77度43分43秒東経160度40分6秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度44分33秒東経160度26分の地点に至り、同地点から東方、北から17度の方向に引いた直線を北東に進み、南緯77度39分40秒東経160度33分20秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を東進し、南緯77度39分12秒東経160度42分59秒の地点に至り、同地点からマドレーカールの境界線を北西に進み、南緯77度39分32秒東経160度48分43秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の斜線部分) から成る。

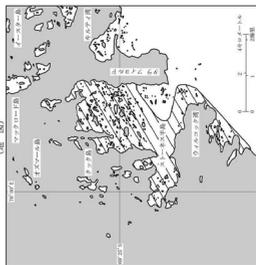
第73南極特別保護地区

ワシントン岬とシルバード、ヴィクトリア・ランド、テラ・ノヴァ湾の北に位置する。面積と経緯度は286 km²（西経164度57分6秒、南緯74度37分1秒に集中）、そのうち279.5 km²（98%）は海洋で6.5 km²（2%）は陸地である。以下の地区の太字で囲まれた区域が第73南極特別保護地区である。



第74南極特別保護地区

プリンス・エリザベス・ランドのラーズマン丘陵のストーリーネスの地区は、ウイロック湾の海岸線、南緯69度25分29秒東経76度8分29秒の地点と南緯69度25分29秒東経76度8分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度25分34秒東経76度7分45秒の地点を結ぶ直線、同緯度69度26分1秒東経76度6分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分4秒東経76度5分52秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分11秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分15秒東経76度5分37秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分19秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分22秒東経76度5分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分24秒東経76度5分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分28秒東経76度6分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分36秒東経76度8分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分38秒東経76度8分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分39秒東経76度8分25秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分42秒東経76度8分28秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分47秒東経76度8分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分51秒東経76度8分29秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分55秒東経76度8分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分東経76度8分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分3秒東経76度8分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分6秒東経76度8分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度28分39秒東経76度3分36秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯69度28分40秒東経76度3分22秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地区の斜線部分）から成る

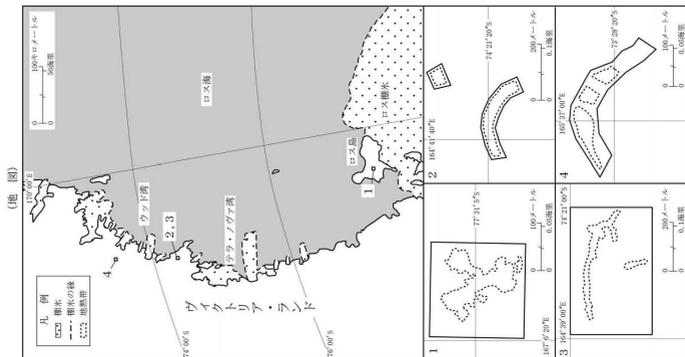


第75 南極特別保護地区

ロス海地域の高地帯帯群

この地区は、ロス海地域にあり、南緯77度31分9秒の緯度線、東経167度6分51秒の経度線、南緯77度31分8秒の緯度線及び東経167度6分21秒の経度線により囲まれた区域、南緯74度21分20秒東経164度41分32秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度42分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分24秒東経164度42分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分33秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分14秒東経164度42分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分13秒東経164度42分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分15秒東経164度42分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分16秒東経164度42分3秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分東経164度39分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分11秒東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度42分2秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域並びに南緯73度28分19秒東経165度36分55秒の地点を起点とし、同地点と南緯73度28分17秒東経165度36分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分16秒東経165度37分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分16秒東経165度37分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分21秒東経165度37分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分24秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分23秒東経165度37分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分21秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分21秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度

分19秒東経165度37分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度37分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度36分56秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度36分50秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。



別表第1（南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法）（第5条及び第15条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の 대기	イ いおう酸化物の排出濃度及び排出量 ロ ばいじんの排出濃度 ハ 窒素酸化物の排出濃度 ニ 燃料の種類別の使用量 ホ 焼却した廃棄物の種類及び量	イ 排出口におけるいおう酸化物の濃度及び排出ガス量の測定 ロ 燃料使用量及び燃料中のいおう含有率に基づくいおう酸化物の排出量の算出 ハ 排出口におけるばいじん又は窒素酸化物の濃度の測定 ニ 積雪表層の採取と分析 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の 気象	イ 気温 ロ 風向及び風速 ハ 積雪深	イ 測器を用いた観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の 水	イ 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる物質（あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。）の量又は濃度 ロ 水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる項目（あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。） ハ 排出水の総量	イ 排出水の採取及び分析 ロ 排出水域における試料の採取及び分析 ハ 測器を用いた計測 ニ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の 雪氷	イ 雪氷の表層の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の 土壌	イ 地表の土壌又は岩石の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 試料の採取及び分析
南極地域の 岩石		ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の 地形	イ 地形の変化	イ 現地測量又は計測 ロ 写真撮影による観測
南極地域の 地質		ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域に生息又は生育する動植物	イ 動植物の個体群又は群集若しくは群落の生息状態又は生育状態 ロ 動植物の群集又は群落の構成	イ 目視による構成種及び個体数の調査 ロ 捕獲調査 ハ 植生調査 ニ 写真撮影による観測 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極史跡記念物	イ 南極史跡記念物の位置及び状態の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の景観	イ 人為による景観の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの

別表第2 南極哺乳類 (第6条関係)

科名	種名
(1) くじら目	
せみくじら科	エウバラエナ・アウストラリス (異名エウバラエナ・グラシアリス又はバラエナ・グラシアリス。ミナミセミクジラ)
ながすくじら科	バラエノプテラ・ムスクルス (シロナガスクジラ) バラエノプテラ・フィサルス (ナガスクジラ) バラエノプテラ・ボレアリス (イワシクジラ) バラエノプテラ・アクトロストラタ (ミンククジラ) メガプテラ・ノヴァエアングリアエ (ザトウクジラ)
まっこうくじら科	フィセテル・マクロケファルス (異名フィセテル・カトドン。マッコウクジラ)
あかぼうくじら科	ベラルディウス・アルヌクスィイ (ミナミツチクジラ) メソプロドン・グライイ (ミナミオオギハクジラ) ヒュベロオドン・プラニフロンス (ミナミトックリクジラ)
まいるか科	オオルキヌス・オルカ (シャチ) グロピケファラ・メラス (ヒレナゴンドウ) ラゲノリユンクス・クルキゲル (ダンダラカマイルカ)
(2) 食肉目	
あしか科	アルクトケファルス・ガゼルラ (ナンキョクオットセイ) アルクトケファルス・トロピカリス(アナンキョクオットセイ)
あざらし科	レプトニュコテス・ウェデルリ (ウェッデルアザラシ) ロボドン・カルキノファグス (カニクイアザラシ) ヒュドルルガ・レプトニュクス (ヒョウアザラシ) オンマトフォカ・ロスイ (ロスアザラシ) ミロウンガ・レオニナ (ミナミゾウアザラシ)
備考	1 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。 2 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。

別表第3 南極鳥類（第7条関係）

科 名	種 名
(1) みずなぎどり目	
あほうどり科	ディオメデア・エクスランス（ワタリアホウドリ） ディオメデア・エボモファラ（シロアホウドリ） ディオメデア・メラノフリス（マユグロアホウドリ） ディオメデア・クリソストマ（ハイガシラアホウドリ） ファエベトリア・フスカ（ススイロアホウドリ） フォエベトリア・パルペブラタ（ハイイロアホウドリ）
みずなぎどり科	マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ） マクロネクテス・ハルリ（キタオオフルマカモメ） フルマルス・グラキアロイデス（ギンフルマカモメ） タラソイカ・アンタルクティカ（ナンキョクフルマカモメ） ダブティオン・カペンセ（マダラフルマカモメ） パゴドロマ・ニヴェア（ユキドリ） プテロドロマ・レソニイ（メグロシロハラミズナギドリ） プテロドロマ・プレヴィロストリス（ケルゲレンミズナギドリ） プテロドロマ・モルリス（カオジロミズナギドリ） プテロドロマ・イネクスぺクタタ（マダラシロハラミズナギドリ） ハロバエナ・カエルレア（アオミズナギドリ） パキュープティラ・デソラタ（ナンキョククジラドリ） パキュープティラ・ベルケリ（ハシボソクジラドリ） プロケルラリア・アエクイノクティアリス（ノドジロクロミズナギドリ） プロケルラリア・キネレア（オオハイイロミズナギドリ） プフィヌス・グリセウス（ハイイロミズナギドリ）
うみつばめ科	オケアニテス・オケアニクス（アシナガウミツバメ） オケアニテス・ネレイス（異名ガルロディア・ネレイス。ヒメアシナガウミツバメ） フレゲタ・トロピカ（クロハラウミツバメ）
もぐりうみつばめ科	ペレカノイデス・ゲオルギクス（ミナモグロウミツバメ）
(2) ペンギン目	
ペンギン科	アプテナデュテス・パタゴニクス（オウサマペンギン） アプテナデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン） ピュゴスケリス・パプア（ジェンツーペンギン） ピュゴスケリス・アデリアエ（アデリーペンギン） ピュゴスケリス・アンタルクティカ（ヒゲペンギン） エウデュプテス・クリソコメ（イワトビペンギン） エウデュプテス・クリソロフス（マカロニペンギン）

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

科名	種名
(3) ペリカン目	
う科	ファラクロラクス・フランスフィエルデンシス (シェトランドキバナウ) ファラクロラクス・ゲオルギアヌス (ジョージアキバナウ)
(4) ちどり目	
さやはしちどり科	キオニス・アルバ (サヤハシチドリ)
とうぞくかもめ科	カタラクタ・スクア (オオトウゾクカモメ) カタラクタ・マコルミキ (ナンキョクオオトウゾクカモメ)
かもめ科	ラルス・ドミニカヌス (ミナミオオセグロカモメ) ステルナ・パラディサエア (キョクアジサシ) ステルナ・ヴィタタ (ナンキョクアジサシ)
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。 2 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。 	

別表第4 南極史跡記念物（第8条関係）

番号	名 称	位 置
1	1965年に第1回アルゼンチン内陸極点探検隊により地理学的南極点に立てられた旗竿	南緯90度
2	1960年に死亡した福島紳を記念して昭和基地に建てられた石塚と銘板	南緯69度 東経39度35分
3	1930年にダグラス・モーソンによりエンダビー・ランドのプロクラメーション島に建てられた石塚と銘板	南緯65度51分 東経53度41分
4	1958年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服を記念した銘板と共にV. I. レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物	南緯83度6分 東経54度58分
5	1931年にダグラス・モーソンによりマックロバートソン・ランドのブルース岬に建てられた石塚と銘板	南緯67度25分 東経60度47分
6	1939年にヒューバート・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのヴェストフォール丘陵のウォークアバウト岩に建てられた石塚	南緯68度22分 東経78度33分
7	1956年に死亡したイワン・カルマを記念してマブス岬のミールヌイ観測所に建てられた銘板のはめ込まれた石	南緯66度33分 東経93度1分
8	死亡したアナトリー・シチェグロフを記念する銘板がついたマブス岬のミールヌイ観測所にある金属製の記念そり	南緯66度33分 東経93度1分
9	1960年に死亡したソヴィエト南極探検隊のソヴィエト、チェコスロバキア及びドイツ民主共和国市民が埋葬されているミールヌイ観測所近くのプロムスキー島にある墓地	南緯66度12分 東経93度1分
10	1956年のオアシス基地の開設を記念する銘板がついたバンガー丘陵のドブロウォルスキー基地にある磁気観測所の建物	南緯66度16分 東経100度45分
11	1957年のポストーク基地の開設を記念する銘板がついた同基地にある重トラクター	南緯78度28分 東経106度48分
12	削除	

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
13	削除	
14	1912年に英国南極探検隊のピクター・キャンベルの北方隊によりテラ・ノヴァ湾のイニクスプレッシブル島に石で作られた避難所の跡	南緯74度54分 東経163度43分
15	1908年にアーネスト・シャクルトンによりロス島のロイズ岬に建てられた小屋（1961年に修復されたもの）	南緯77度33分 東経166度10分
16	1911年にロバート・ファルコン・スコットによりロス島のエヴァンス岬に建てられた小屋（1961年に修復されたもの）	南緯77度38分 東経166度24分
17	1916年に死亡したアーネスト・シャクルトンの南極横断探検隊の隊員3名を記念してロス島のエヴァンス岬のウインド・ヴェイン丘に建てられた十字架	南緯77度38分 東経166度24分
18	1902年にロバート・ファルコン・スコットによりロス島のハット岬に建てられた小屋（1964年に一部修復されたもの）	南緯77度50分 東経166度37分
19	1904年にジョージ・ヴィンスを記念して英国南極探検隊によりロス島のハット岬に建てられた十字架	南緯77度50分 東経166度37分
20	1913年にロバート・ファルコン・スコット隊を記念して英国南極探検隊によりロス島のオブザーベーション丘に建てられた十字架	南緯77度51分 東経166度41分
21	1911年にロバート・ファルコン・スコット隊のエドワード・ウィルソン支隊によりロス島のクロージア岬に建てられた石の小屋	南緯77度31分 東経169度22分
22	1899年にC. E. ボルヒグレヴィンク率いる「南十字星」探検隊によりアデア岬に建てられた小屋	南緯71度18分 東経170度12分
23	アデア岬にあるニコライ・ハンソンの墓	南緯71度17分 東経170度13分
24	1912年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯85度11分 西経163度45分
25	削除	

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
26	1951年に建てられたマルグリット湾のデブナム諸島のバリー島にあるアルゼンチン基地「ヘネラル・サン・マルティン」の放棄された施設並びに十字架、旗柱及び一本石柱	南緯68度 8 分 西経67度 8 分
27	1909年に J. B. シャルコー率いる第2回フランス探検隊によりペーターマン島のメガレストリス丘に建てられた銘板がついた石塚（1958年に修復されたもの）	南緯65度10分 西経64度 9 分
28	1904年に「ル・フランセ」号で越冬した J. B. シャルコー率いる第1回フランス探検隊の隊員名を刻んだブース島のシャルコー泊地にある木柱と銘板がついた石塚	南緯65度 3 分 西経64度 1 分
29	1942年にアルゼンチンによりメルキョール諸島のラムダ島に建てられた灯台	南緯64度18分 西経62度59分
30	1950年にパラダイス泊地のチリの「ガブリエル・ゴンザレス・ヴィデラ」基地の近くに建てられた避難所	南緯64度49分 西経62度51分
31	削除	
32	1947年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地の近くに建てられたチリの南極水路測量の基準点を示すコンクリートの一本柱	南緯62度28分 西経59度40分
33	1960年に死亡したゴンサレス・パチェコを記念して名付けられたグリニッジ島のアルツロ・プラット基地の近くの避難所及び額板のついた十字架	南緯62度29分 西経59度40分
34	1947年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地に建てられたアルツロ・プラットの胸像	南緯62度50分 西経59度41分
35	1947年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地に建てられた木製の十字架と処女カルメンの像	南緯62度29分 西経59度40分
36	1874年にエドアルト・ダルマンによりキング・ジョージ島のポッター入江に建てられた金属製の銘板の複製	南緯62度14分 西経58度39分

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
37	1948年にベルナルド・オヒギンス基地の前に建てられたベルナルド・オヒギンスの像	南緯63度19分 西経57度54分
38	1902年にオットー・ノルデンショルド率いるスウェーデン南極探検隊の本隊によりスノーヒル島に建てられた小屋	南緯64度22分 西経56度59分
39	1903年にスウェーデン南極探検隊によりホープ湾に建てられた石の小屋	南緯63度24分 西経56度59分
40	1955年にアルゼンチンにより建てられた「エスペランサ」基地にあるサン・マルティンの胸像、処女ルーファンの像のある小洞窟及び旗柱並びにこの地域で死亡したアルゼンチン探検隊員を記念する石碑のある墓地	南緯63度24分 西経56度59分
41	1903年にC. A. ラルセンによりポーレット島に建てられた石の小屋及び探検隊員の墓	南緯63度34分 西経55度44分
42	サウス・オークニー諸島のローリー島のスコシア湾内の地域にある1903年にW. S. ブルース率いるスコットランド探検隊により建てられた石の小屋、1905年に建てられたアルゼンチンの気象及び磁気観測所並びに1903年から12個の墓のある墓地	南緯60度46分 西経44度40分
43	1955年にフィルヒナー棚氷のピエドラブエナ湾のアルゼンチン基地の北東1,300メートルの地点に建てられ、1979年にコンフィン海岸にあるアルゼンチン基地に移された十字架	南緯77度52分 西経34度37分
44	1982年にプリンセス・アストリ海岸に上陸した第一次インド南極観測隊を記念してダクシン・カンゴトリ基地に建てられた同隊隊員の氏名の一覧を記した銘板	南緯70度45分 東経11度38分
45	ブラバン島に上陸したアドリアン・ジェルラーシ率いるベルギー南極探検隊を記念してメチニコフ岬の高度70メートルの地点にあるモレーン頂上に建てられた銘板	南緯64度2分 西経62度34分

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
46	1950年に第三次フランス南極探検隊によりテール・アデリーに建てられ火災で部分的に破壊されたポール・マルタン基地のすべての建物及び設備	南緯66度49分 東経141度24分
47	1952年にマリオ・マレー率いる7名が越冬したテール・アデリーのペトレル島のマレー基地にある木造の建物	南緯66度40分 東経140度1分
48	1959年に行方不明になった気象研究員アンドレ・プリュドームを記念してペトレル島の北東部の岬に建てられた十字架	南緯66度40分 東経140度1分
49	1959年に第一次ポーランド南極探検隊によりバンガー丘陵のドブロウォルスキー基地に重力加速度の測定のために建てられたコンクリートの柱	南緯66度16分 東経100度45分
50	1976年に「プロフェツソン・シードレツキー」号及び「タザール」号に乗船していた第一次ポーランド南極海洋観測隊の上陸を記念してファイルズ半島にあるチリ基地の南西にある崖に建てられた真鍮の銘板	南緯62度12分 西経59度1分
51	1979年に死亡したウラジーミル・プチャルスキーを記念してアドミラルティ湾のアルツトウスキー基地の南にある丘に建てられた鉄製の十字架のついた墓	南緯62度13分 西経58度28分
52	1985年に開設された中国の長城基地を記念してキング・ジョージ島のファイルズ半島に建てられた一本石柱	南緯62度13分 西経58度58分
53	1916年の英国船「エンデュアランス」号の遭難者のチリ海軍船による救助を記念してエレファント島に建てられた一本石柱、銘板及びルイス・アルベルト・パルド船長の胸像	南緯61度3分 西経54度50分
54	1965年にロス島のマクマード基地に建てられたリチャード・E・バードの極地における功績を記した青銅製の胸像	南緯77度51分 東経166度40分
55	米国の軍南極探検隊及びロンネ南極調査探検隊によりストニントン島に建てられたイースト基地の建物及び工作物	南緯68度11分 西経67度

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
56	南極半島ダンコ海岸にあるチリの「ガブリエル・ゴンサレス・ヴィデラ」基地の近くにあるウォーターボート岬小屋の遺構及びその周辺の工作物	南緯64度49分 西経62度51分
57	南極半島地域を探検したアンドルー・マクファーレンを記念してグリニッジ島のマクファーレン海峡のヤンキー湾に建てられた銘板	南緯62度32分 西経59度45分
58	削除	
59	1819年に沈没した「サン・テルモ」号の乗組員を記念してリヴィングストン島のシレフ岬のハーフ・ムーン浜に建てられた石塚	南緯62度28分 西経60度46分
60	1903年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯64度16分 西経56度39分
61	グーディエ島のロックロイ港にあるタバリン作戦と科学研究のための基地として建てられたA基地	南緯64度49分 西経63度29分
62	アルゼンチン諸島のウィンター島にある初期の英国科学基地として建てられたF基地	南緯65度15分 西経64度16分
63	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のホースシュー島にあるY基地	南緯67度48分 西経67度18分
64	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のストニントン島北端にあるE基地	南緯68度11分 西経67度
65	1895年にヘンリック・ブル率いるノルウェー捕鯨探検隊によりスヴェンド・フォイン島に建てられた伝言ポスト	南緯71度56分 西経171度5分
66	1911年にクリスティン・ブラストラッドによりスコット山の北側の絶壁のふもとに建てられた石塚	南緯77度11分 西経154度32分
67	1911年にグリフィス・テイラーにより建てられたグラニット湾のジオロジー岬にある石で作られた小屋	南緯77度 東経162度32分

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
68	英国南極探検隊によりインエクスプレッション島のヘルズ・ゲイト・モレーンに建てられた補給所	南緯74度52分 東経163度50分
69	1902年にロバート・ファルコン・スコット率いる英国南極探検隊により建てられたクロージア岬にある伝言ポスト	南緯77度27分 東経169度16分
70	1902年にロバート・ファルコン・スコットによりコールマン島のワーズワース岬に建てられた伝言ポスト	南緯73度19分 東経169度47分
71	1912年にアドルフ・アンドーレセンにより建てられたデゼプション島にあるホエーラーズ湾捕鯨基地	南緯62度59分 西経60度34分
72	クラリウス・ミッケルセン率いるノルウェーのトールスハウン捕鯨船の一行により建てられたヴェストフォル丘陵のトライン島にある石塚及び旗竿	南緯68度22分 東経78度24分
73	エレバス山における旅客機墜落事故により死亡した257名を記念して1987年に建てられたステンレス製の十字架	南緯77度25分 東経167度27分
74	巨大な木造の帆船の残骸があるエレファント島南西海岸にある入江	南緯61度14分 西経55度22分
75	1956年から1957年の英国南極横断探検隊によりロス島のプラム岬にあるスコット基地内に建てられた小屋	南緯77度51分 東経166度46分
76	気象及び火山観測所としてデゼプション島のペンデュラム入江に建てられ噴火により破壊されたペドロ・アギユレ・セルダ基地の遺構	南緯62度59分 西経60度40分
77	ジョージ五世・ランドのCOMMONWEALTH湾のデニソン岬に建てられたモーション小屋群及び同岬のボート泊地の海中にある歴史的遺物	南緯67度 東経142度39分
78	1990年に遭難した第九次インド南極観測隊を記念してドロンニング・モード・ランドのフンボルト山地の同隊遭難地点に建てられた銘板	南緯71度45分 東経11度12分

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

番号	名 称	位 置
79	第一次ドイツ南極探検隊の支援のためにビクトリア・ランドのドッケリー山に建てられた小屋	南緯71度12分 東経164度31分
80	1911年にロアルド・アムンゼン率いるノルウェー南極探検隊によって、地理学的南極点に展張された天幕	南緯90度
81	1840年にデュモン・デュルビルが上陸したテール・アデリーの小島	南緯66度36分 東経140度4分
82	キング・ジョージ島ファイルズ半島のフレイ基地、ベリングスハウゼン基地並びにエスクデロ基地の近くにある南極条約の記念碑並びに同条約への署名及び極地に関する国際年を記念した銘板	南緯62度12分 東経58度57分
83	ルーベ海岸のラルマンドフィヨルドのデータユ島にあるW基地	南緯66度52分西経66度38分
84	ウインケ島のドリアン湾のダモイ岬に建てられた小屋	南緯64度49分西経63度31分
85	マクマード基地におけるPM-3A原子炉を記念する銘板	南緯77度51分西経166度41分
86	長城基地の第一号棟	南緯62度13分4秒西経58度57分44秒
87	ドローニングモードランドのシューマツハオアシスにおける最初の常設ドイツ南極観測基地ジョージフォスター跡地	南緯70度46分39秒東経11度51分3秒
88	クドリョシヨフ教授の複合掘削施設	南緯78度28分東経106度48分
89	1910年から1912年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における1912年12月のエレバス山調査期間に使用された頂上野営地	南緯77度30分21秒東経167度10分13秒
90	1910年から1912年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における1912年12月のエレバス山調査期間に使用された中腹野営地E	南緯77度30分21秒東経167度9分15秒

別表第5 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第11条関係）

区 分	目 的	条 件
<p>1 次の各号に掲げる行為</p> <p>イ 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷</p> <p>ロ 南極地域に生息し若しくは生育する動植物の生息状態若しくは生育状態又は生息環境若しくは生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為</p>	<p>1 科学的調査</p> <p>2 教育資料の収集</p> <p>3 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の支援の用に供する常設の建設物の建築に伴いする南極哺乳類若しくは南極鳥類（その卵を含む。）の保護</p>	<p>1 目的を達成するために必要な限度においてするものであること。</p> <p>2 南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあつては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であつてこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後において著しく減少することのないこと。</p> <p>3 環境大臣が定める種については、殺傷又はその卵の損傷をしないこと。</p>
<p>2 次に掲げる場合以外の場合における生きてる生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み</p> <p>イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、第21条に掲げる行為に該当する場合</p>	<p>1 鑑賞（植物に限る。）</p> <p>2 実験</p>	<p>1 持ち込む生きてる生物がカニス属又は鳥綱に属する種の個体でないこと。</p> <p>2 滅菌していない土壌とともに持ち込むものでないこと。</p> <p>3 南極地域の動植物との接触を避けるために必要な予防のための措置が講じられていること。</p> <p>4 持ち込む生きてる生物を南極地域において処分する場合には、法第16条第一号に規定する方法で行うこと。</p>

別表第6 南極特別保護地区ごとの要件（第12条関係）

南極特別保護地区	要件						
第1 南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な当該地区の管理のための活動（以下この別表において「管理活動」という。）に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯67度27分48秒東経60度53分16秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>4 原則として、航空機は、ペンギン（別表第3のペンギン科に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="393 603 944 767"> <tr> <td data-bbox="393 603 669 659">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="669 603 944 659">地表から高度930メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="393 659 669 715">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="669 659 944 715">地表から高度1,500メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="393 715 669 767">単発式の飛行機</td> <td data-bbox="669 715 944 767">地表から高度930メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p> <p>6 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 当該地区内では、指定された地点（南緯67度27分49秒東経60度53分9秒）に限り、野営することができる。</p> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度930メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域	単発式の飛行機	地表から高度930メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度930メートル以下の空域						
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域						
単発式の飛行機	地表から高度930メートル以下の空域						
第2 南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島に立ち入らないこと。</p> <p>3 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。</p>						

第2 南極特別保護地区

- 4 ギガンテウス島に立ち入る場合は、南極地域の自然環境について専門的な知識を有する者を同行させること。
- 5 当該地区内にある南極鳥類（別表第3に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から250メートル以内の区域では車両を使用しないこと。
- 6 原則として、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から500メートル以上離れた区域（ギガンテウス島を除く。）に限り着陸することができる。
- 7 毎年5月1日から9月30日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあっては、南極鳥類の繁殖地から930メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあっては、南極鳥類の繁殖地から1500メートル以内の区域に離着陸しないこと。
- 8 航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。
- 9 原則として、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度930メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域
単発式の飛行機	地表から高度930メートル以下の空域

- 10 毎年5月1日から9月30日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域
単発式の飛行機	地表から高度750メートル以下の空域

- 11 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。
- 12 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から20メートル以内に近づかないこと。
- 13 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 14 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

<p>第2 南極特別保護地区</p>	<p>15 原則として、当該地区内では野営しないこと。 16 当該地区内では、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 17 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 18 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 19 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 20 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 21 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>				
<p>第3 南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では車両を使用しないこと。 3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯66度26分38秒東経110度20分54秒又は南緯66度27分8秒東経110度36分4秒）に限り、着陸することができる。 4 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="393 791 941 903"> <tr> <td data-bbox="393 791 667 847">単発式の航空機</td> <td data-bbox="667 791 941 847">地表から高度930メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="393 847 667 903">多発式の航空機</td> <td data-bbox="667 847 941 903">地表から高度1,500メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。 6 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アーデリー島においては、毎年11月1日から翌年の4月1日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 7 原則として、オドバード島内では野営しないこと。 8 当該地区内では、指定された地点（南緯66度22分24秒東経110度35分12秒）に限り、野営することができる。 9 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 10 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 11 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 12 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 13 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 14 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境</p>	単発式の航空機	地表から高度930メートル以下の空域	多発式の航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域
単発式の航空機	地表から高度930メートル以下の空域				
多発式の航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域				

<p>第3 南極特別保護地区</p>	<p>大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第4 南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では徒歩で移動すること。 3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 4 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 5 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 6 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 7 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 8 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 9 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
<p>第5 南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では車両を使用しないこと。 3 航空機は、指定された地点（南緯76度55分49秒東経166度52分31秒）に限り、着陸することができる。 4 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、当該地区の直上空域であって、南緯76度55分45秒東経166度52分50秒の地点と南緯76度55分54秒東経166度53分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯76度56分3秒東経166度55分38秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯76度55分50秒東経166度56分26秒の地点を結ぶ直線より北にある区域並びに南緯76度57分27秒東経166度53分54秒の地点と南緯76度57分55秒東経166度56分1秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯76度58分27秒東経166度56分6秒の地点を結ぶ直線より南にある区域の地表から高度750メートル以下の空域を飛行しないこと。 5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 6 当該地区内では、指定された地点（南緯76度55分45秒東経166度52分40秒及び南緯76度57分48秒東経166度53分54秒）に限り、野営することができる。 7 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。 8 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌するこ

<p>第5 南極特別保護地区</p>	<p>と等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレープの使用又はエタノール水溶液（エタノールが70パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。</p> <p>9 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>				
<p>第6 南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯72度19分1秒東経170度13分の地点から南緯72度19分8秒東経170度13分18秒の地点までのシービー・フックの海岸線から25メートル以内の区域並びに東経170度13分の経度線、南緯72度19分4秒東経170度13分の地点とフィッシャー測地観測点（南緯72度19分7秒東経170度12分40秒）を結ぶ土塁に沿った線、南緯72度19分7秒の緯度線及びシービー・フックの海岸線により囲まれた区域においては、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動を行うことができる。</p> <p>2 科学的調査及び管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯72度19分14秒東経170度13分34秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="389 911 953 986"> <tr> <td data-bbox="389 911 594 943">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="594 911 953 943">地表から高度570メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 943 594 986">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="594 943 953 986">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯72度19分13秒東経170度13分34秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度570メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度570メートル以下の空域				
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域				
<p>第7 南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調</p>				

<p>第7南極特別保護地区</p>	<p>査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 毎年4月1日から12月15日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 毎年4月1日から12月15日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域であって、高度1,000メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内において、ペンギンの繁殖地から200メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に鳥糞に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
<p>第8南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、北海岸の岩場（南緯65度19分18秒西経64度8分46秒）から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="386 1013 957 1189"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式及び双発式の飛行機</td> <td>地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 当該地区内では、指定された地点（南緯65度19分18秒西経64度8分54秒）に限り、野営することができる。</p> <p>8 当該地区内に鳥糞に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域								

<p>第8南極特別保護地区</p>	<p>9 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第9南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 航空機は、南緯60度44分9秒西経45度41分23秒に限り着陸することができる。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第10南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、北海岸の東端（南緯60度39分5秒西経45度36分4秒）から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 航空機は、指定された地点（南緯60度39分5秒西経45度36分40秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯60度39分6秒西経45度36分39秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込</p>

<p>第10南極特別保護地区</p>	<p>まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第11南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、船舶はフォークランド湾又はエレフセン湾にびょう泊しないこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 毎年11月1日から翌年の2月15日までの期間を除き、航空機は、指定された地点（南緯60度43分20秒西経45度1分32秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯60度43分20秒西経45度1分32秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第12南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では船舶を係留しないこと。</p> <p>3 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を撤去すること。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p>

第12南極特別保護地区	<p>7 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
第13南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="389 655 957 815"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式及び双発式の飛行機</td> <td>地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯64度46分16秒西経64度5分15秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提供すること。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域								
第14南極特別保護地区	2014年 削除								
第15南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示さ</p>								

<p>第15南極特別保護地区</p>	<p>れた場所から行うこと。</p> <p>3 当該地区の北東海岸の地点（南緯67度53分10秒西経67度23分13秒）から100メートル以内の区域から立ち入らないこと。</p> <p>4 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>5 航空機は、指定された地点（南緯67度53分4秒西経67度23分43秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>6 毎年10月15日から翌年の2月28日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から10メートル以内に近づかないこと。</p> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>8 当該地区内では、指定された地点（南緯67度53分4秒西経67度23分43秒）に限り、野営することができる。</p> <p>9 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>12 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>14 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第16南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、当該地区の北端（南緯77度13分8秒東経166度26分9秒）から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>5 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>6 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度50メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>7 回転翼航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度100メートル以下の空域をホバリングしないこと。</p> <p>8 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>9 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>11 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込</p>

<p>第16南極特別保護地区</p>	<p>まないこと。</p> <p>12 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>13 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>14 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>15 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
<p>第17南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、当該地区の北西海岸にある地点（南緯67度46分8秒西経68度53分33秒）又は東海岸にある地点（南緯67度46分25秒西経68度53分）から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 当該地区を徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>5 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>6 当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="389 678 954 853"> <tr> <td data-bbox="389 678 599 718">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="599 678 954 718">地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 718 599 758">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="599 718 954 758">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 758 599 798">単発式及び双発式の飛行機</td> <td data-bbox="599 758 954 798">地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 798 599 853">多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td data-bbox="599 798 954 853">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間は、当該工作物の設置及び除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>8 当該地区内では、指定された地点（南緯67度46分9秒西経68度53分32秒及び南緯67度46分25秒西経68度53分2秒）に限り、野営することができる。</p> <p>9 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>12 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>14 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域								

第18南極特別保護地区	2014年 削除
第19南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 2 当該地区内では車両を使用しないこと。 3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 4 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度100メートル以下の空域を飛行しないこと。 5 科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が3年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 6 当該地区内では野営しないこと。 7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。 9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第20南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。 2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 4 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 6 原則として、当該地区内では野営しないこと。 7 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。 8 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。 9 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 10 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第21南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 2 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。 3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 4 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の

<p>第21南極特別保護地区</p>	<p>空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="386 183 957 367"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式及び双発式の飛行機</td> <td>高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td>高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 科学的調査、又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 当該地区内の陸域及びペンギンの繁殖地から200メートル以内の海域では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	単発式の回転翼航空機	高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	高度1,000メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	高度1,000メートル以下の空域								
単発式及び双発式の飛行機	高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	高度1,000メートル以下の空域								
<p>第22南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、原則として、別記の地図上に示された通路を通ること。</p> <p>3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 原則として、当該地区内では無線機を使用しないこと。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>8 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>9 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
<p>第23南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調</p>								

<p>第23南極特別保護地区</p>	<p>査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に燃料を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第24南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 航空機は、指定された地点（南緯77度27分42秒東経169度11分25秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>3 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から930メートル以内の海水上には着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯77度27分39秒東経169度11分14秒）から半径100メートル以内の区域に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p>

第24南極特別保護地区	<p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
第25南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>4 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>5 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>6 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>7 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>8 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
第26南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から500メートル以内の区域に着陸をしないこと。</p> <p>4 毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、当該地区内の海岸線から500メートル以内の区域の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="389 962 954 1134"> <tr> <td data-bbox="389 962 596 1002">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="596 962 954 1002">地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1002 596 1042">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="596 1002 954 1042">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1042 596 1082">単発式及び双発式の飛行機</td> <td data-bbox="596 1042 954 1082">地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1082 596 1134">多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td data-bbox="596 1082 954 1134">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から50メートル以内の区域に野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域								

第26南極特別保護地区	<p>9 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
第27南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 毎年4月15日から8月31日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="395 507 949 746"> <tr> <td data-bbox="395 507 585 563">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="585 507 949 563">地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 563 585 619">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="585 563 949 619">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 619 585 675">単発式又は双発式の飛行機</td> <td data-bbox="585 619 949 675">地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 675 585 746">多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）</td> <td data-bbox="585 675 949 746">地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>8 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度1,000メートル以下の空域								
第28南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区への立入りは、南緯62度10分25秒から南緯62度11分19秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p>								

第28南極特別保護地区	<p>7 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第29南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第30南極特別保護地区	2014年 削除
第31南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は、指定された地点（南緯77度36分58秒東経163度2分53秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>4 航空機は、当該地区の直上空域であって、南緯77度37分1秒東経163度2分33秒の地点と南緯77度36分58秒東経163度2分58秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯77度36分35秒東経163度4分24秒の地点を結ぶ直線より北西にある区域の地表から高度100メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>5 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年</p>

<p>第31南極特別保護地区</p>	<p>月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 当該地区内では、指定された地点（南緯77度36分58秒東経163度2分48秒）に限り、野営することができる。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
<p>第32南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。また、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間の日出前及び日没後においては、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="404 946 955 1161"> <tr> <td data-bbox="404 946 680 1002">ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）</td> <td data-bbox="680 946 955 1002">10メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="404 1002 680 1058">ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）</td> <td data-bbox="680 1002 955 1058">5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="404 1058 680 1114">マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</td> <td data-bbox="680 1058 955 1114">100メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="404 1114 680 1161">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td> <td data-bbox="680 1114 955 1161">10メートル</td> </tr> </table> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境</p>	ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	10メートル	ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	5メートル	マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	10メートル
ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	10メートル								
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	5メートル								
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル								
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	10メートル								

第32南極特別保護地区	大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第33南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では徒歩で移動すること。 3 飛行機は、南緯62度17分西経59度10分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯62度19分24秒西経59度8分45秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域を除き、着陸しないこと。 4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。 5 当該地区内では、指定された地点（南緯62度18分西経59度10分）に限り、野営することができる。 6 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 7 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 8 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第34南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では車両を使用しないこと。 3 回転翼航空機は、指定された地点（南緯64度9分21秒西経60度57分12秒）に限り、着陸することができる。 4 前号の規定に従って離着陸する場合を除き、原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。 5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 6 原則として、当該地区内では野営しないこと。 7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 8 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

<p>第34南極特別保護地区</p>	<p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第35南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 管理活動のために必要な場合を除き当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>8 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>10 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第36南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、ウィルクス・ヒルトン小屋の北にある地点（南緯66度15分17秒東経110度32分14秒）、又はジャックス・ドンガ小屋の南にある地点（南緯66度14分14秒東経110度38分30秒）から行うこと。</p> <p>3 毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、ペンギンの繁殖地から40メートル以内の区域に立ち入らないこと。</p> <p>4 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>5 原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>7 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 原則として当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p>

第36南極特別保護地区	<p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第37南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内において車両を使用する場合、あざらし等(別表第2の食肉目に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。)の繁殖地又は集団から50メートル以内に近づかないこと。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地域内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から930メートル以内の区域には着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>7 あざらし等の繁殖地又は集団から200メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第38南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 航空機は、指定された地点(南緯77度35分50秒東経161度4分29秒)に限り、着陸することができる。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p>

<p>第38南極特別保護地区</p>	<p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯77度35分51秒東経161度4分30秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>								
<p>第39南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 航空機（回転翼航空機に限る。）は、指定された地点（南緯64度48分35秒西経63度46分49秒又は南緯64度48分22秒西経63度46分24秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>4 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、南緯64度48分36秒西経63度46分52秒の地点を起点とし、同地点と南緯64度48分35秒西経63度46分42秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯64度48分24秒西経63度46分4秒の地点を起点とし、同地点と南緯64度48分20秒西経63度46分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯64度48分21秒西経63度46分26秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯64度48分23秒西経63度46分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯64度48分24秒西経63度46分32秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="395 997 955 1209"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td> <td>地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯64度48分31秒西経63度46分49秒）に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込</p>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度1,000メートル以下の空域								

<p>第39南極特別保護地区</p>	<p>まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第40南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 南緯62度55分11秒西経60度39分49秒の地点を起点とし、同地点から湖岸線を東進し、南緯62度55分10秒西経60度39分42秒の地点に至り、同地点から東方、北から146度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度55分11秒西経60度39分41秒の地点に至り、同地点から海岸線を南西に進み、南緯62度55分13秒西経60度39分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から24度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第41南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、南緯69度14分38秒東経39度43分22秒の地点から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及</p>

<p>第41南極特別保護地区</p>	<p>び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第42南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第43南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動及び文化的活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 パートン湖内では船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 当該地区内では野営しないこと。</p>

第43南極特別保護地区	<p>8 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第45南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。</p> <p>3 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>4 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第47南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では潜水活動をしないこと。</p> <p>3 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>4 当該地区内では、雪上又は氷上に限り、車両を使用することができる。</p> <p>5 航空機は、湖岸から200メートル以内の区域、植生地若しくは湿地から100メートル以内の区域又は河床内に着陸しないこと。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>7 当該地区内では、指定された地点（南緯70度51分48秒西経68度21分39秒）に限り、野営することができる。</p> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第48南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当</p>

<p>第48南極特別保護地区</p>	<p>該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>4 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>5 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>6 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>8 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第49南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 毎年11月1日から翌年の3月31日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点（南緯62度46分27秒西経60度28分17秒又は南緯62度46分48秒西経60度28分16秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>4 毎年11月1日から翌年の3月31日までの期間は、離着陸する場合（回転翼航空機については、前号の規定による場合に限る。）を除き、当該地区の境界線から610メートル以内の区域の直上空域であって、地表から高度610メートル以内の空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であっても、当該地区のうち、当該地区の境界線上にある地点（南緯62度28分西経60度50分4秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、南緯62度28分西経60度46分10秒の地点に至り、同地点から南緯62度28分の緯度線を西進し、南緯62度28分西経60度48分の地点に至り、同地点から西経60度48分の経度線を南進し、南緯62度29分西経60度48分の地点に至り、同地点から南緯62度29分の緯度線を西進し、南緯62度29分西経60度50分9秒の地点に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、原則として、毎年11月1日から翌年の3月1日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>6 当該地区内では、指定された地点（南緯62度28分12秒西経60度46分17秒又は南緯62度28分15秒西経60度46分17秒）からそれぞれ半径200メートル以内の区域又はサンテルモ島に限り、野営することができる。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌する</p>

<p>第49南極特別保護地区</p>	<p>こと等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、液状廃棄物の海域への排出は除く。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第50南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内に、1回につき20人以上（毎年10月1日から翌年の1月31日までの期間は、1回につき10人以上）立ち入らないこと。</p> <p>3 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>6 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。</p> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>8 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>9 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>12 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>14 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第51南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>4 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去する</p>

<p>第51南極特別保護地区</p>	<p>こと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 原則として、当該地区内では野営しないこと。 7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 10 当該地区内では、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、ペンギンの営巣地から10メートル以内に近づかないこと。 11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
<p>第52南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。 2 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 4 当該地区内では野営しないこと。 5 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。 6 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 7 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。 8 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 9 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
<p>第53南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。 2 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 4 当該地区内では野営しないこと。 5 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。 6 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌する

<p>第53南極特別保護地区</p>	<p>こと等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>7 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>9 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第54南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯77度12秒東経162度32分56秒の地点と南緯77度15秒東経162度32分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度15秒東経162度32分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度13秒東経162度32分52秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度20秒東経162度31分54秒の地点を結ぶジオロジー岬の海岸線から20メートル離れたところにある線、同地点と南緯77度19秒東経162度31分53秒の地点を結ぶ直線及びジオロジー岬の海岸線により囲まれた区域（以下この項において、「管理区域」という。）においては、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動を行うことができる。</p> <p>2 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 原則として、管理区域内に、1回につき10人以上立ち入らないこと。</p> <p>4 原則として、管理区域内の第67南極史跡記念物に立ち入らないこと。</p> <p>5 原則として、管理区域内の南緯77度15秒東経162度32分14秒の地点にある展望施設に、1回につき5人以上立ち入らないこと。</p> <p>6 原則として、第67南極史跡記念物の南側にある植生の区域に立ち入らないこと。</p> <p>7 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>8 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>9 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度300メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>10 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>11 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>12 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>14 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>15 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>16 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第55南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調</p>

<p>第55南極特別保護地区</p>	<p>査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。</p> <p>3 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。</p> <p>4 当該地区内に、1回につき41人以上立ち入らないこと。</p> <p>5 当該地区内の第16南極史跡記念物に、1回につき13人以上立ち入らないこと。</p> <p>6 当該地区内の第16南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に1回に12人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>7 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>8 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>9 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>10 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>11 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>12 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>13 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>14 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>15 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>16 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>17 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>18 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第56南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動及び第73南極史跡記念物への訪問に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度1,000メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>4 当該地区内にある旅客機墜落事故の残骸を除去し、損傷し、又は破壊しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>6 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>7 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>8 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境</p>

第56南極特別保護地区	大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第57南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。 2 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 3 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 4 当該地区内に、1回につき41人以上立ち入らないこと。 5 当該地区内の第15南極史跡記念物に、1回につき9人以上立ち入らないこと。 6 当該地区内の第15南極史跡記念物では、金属鋏のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に1回に8人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。 7 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。 8 当該地区内では車両を使用しないこと。 9 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 10 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 11 当該地区内では野営しないこと。 12 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 13 当該地区内に食品を持ち込まないこと。 14 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 15 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 16 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 17 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 18 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第58南極特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。 2 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 3 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 4 当該地区内の第18南極史跡記念物に、1回につき9人以上立ち入らないこと。 5 当該地区内の第18南極史跡記念物では、金属鋏のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に1回に8人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。 6 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。

<p>第58南極特別保護地区</p>	<p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>8 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>9 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>10 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>14 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>15 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第59南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。</p> <p>3 原則として、当該地区内の歴史的な人工物に手を触れないこと。</p> <p>4 当該地区内に、1回につき41人以上立ち入らないこと。</p> <p>5 当該地区内の第22南極史跡記念物に、1回につき5人以上立ち入らないこと。</p> <p>6 当該地区内の第22南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に1回に4人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>7 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>8 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>9 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>10 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>11 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>12 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>13 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>14 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>15 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>16 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>17 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>18 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書</p>

第59南極特別保護地区	を環境大臣に提出すること。																		
第60南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは、南緯66度13分45秒東経110度10分22秒の地点又は南緯66度13分50秒東経110度10分15秒の地点から行うこと。</p> <p>3 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>4 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>5 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>6 原則として、毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="408 510 952 614"> <tr> <td data-bbox="408 510 677 558">単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機</td> <td data-bbox="677 510 952 558">地表から高度930メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 558 677 614">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="677 558 952 614">地表から高度1,500メートル以下の空域</td> </tr> </table> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>8 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>9 当該地区内では、毎年10月1日から翌年4月30日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。</p> <p>10 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="386 917 952 1404"> <tr> <td data-bbox="386 917 812 1061">マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</td> <td data-bbox="812 917 952 1061">100メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、20メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1061 812 1109">南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）</td> <td data-bbox="812 1061 952 1109">30メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1109 812 1165">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</td> <td data-bbox="812 1109 952 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1165 812 1244">南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）</td> <td data-bbox="812 1165 952 1244"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1244 812 1300">カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</td> <td data-bbox="812 1244 952 1300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1300 812 1348">南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）</td> <td data-bbox="812 1300 952 1348">5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1348 812 1404">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）</td> <td data-bbox="812 1348 952 1404"></td> </tr> </table> <p>11 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を</p>	単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度930メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域	マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、20メートル）	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	30メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）		南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）		カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）		南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	5メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	
単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度930メートル以下の空域																		
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,500メートル以下の空域																		
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、20メートル）																		
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	30メートル																		
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）																			
南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）																			
カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）																			
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	5メートル																		
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）																			

<p>第60南極特別保護地区</p>	<p>持ち込まないこと。 12 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 13 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 14 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 15 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 16 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第61南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区への立入りは海上、海氷上又は空から行うこと。 3 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 5 当該地区内では野営しないこと。 6 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第62南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は観光活動に限る。 2 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 3 原則として、当該地区内の歴史的な人工物に手を触れないこと。 4 原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第2号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、1回につき5人以上立ち入らないこと。 5 原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第2号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、1回につき4人以上立ち入らないこと。 6 管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 7 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 8 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、</p>

<p>第62南極特別保護地区</p>	<p>必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>9 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。</p> <p>10 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>11 当該地区内の湖で泳がないこと。</p> <p>12 原則として当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>14 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>15 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>16 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>17 当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>18 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>19 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第63南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>8 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>10 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第64南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内に、1回につき15人以上（毎年4月1日から9月30日までの期間は、1回につき10人以上）立ち入らないこと。</p> <p>3 船舶は当該地区内の海域を航行しないこと。ただし、上陸のためにボートを使用する場合はこの限りでなく、この場合の対水速度は5ノット以下とし、海岸線から50メートル</p>

<p>第64南極特別保護地区</p>	<p>以下の海域を航行しないこと。</p> <p>4 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>5 毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は指定された地点（南緯67度47分25秒東経66度41分45秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>6 毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であっても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 470 672 574"> <p>単発式の回転翼航空機</p> </td> <td data-bbox="672 470 968 574"> <p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p> </td> </tr> </table>	<p>単発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>
	<p>単発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 574 672 678"> <p>多発式の回転翼航空機</p> </td> <td data-bbox="672 574 968 678"> <p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p> </td> </tr> </table>	<p>多発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>
	<p>多発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 678 672 782"> <p>発式の飛行機</p> </td> <td data-bbox="672 678 968 782"> <p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p> </td> </tr> </table>	<p>発式の飛行機</p>	<p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>	
<p>発式の飛行機</p>	<p>地表から高度750メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 782 672 1441"> <p>多発式の飛行機</p> </td> <td data-bbox="672 782 968 1441"> <p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p> </td> </tr> </table> <p>7 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p> <p>8 科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が3年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>9 当該地区内において、南極鳥類の繁殖地から200メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>10 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>13 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>14 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>15 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>多発式の飛行機</p>	<p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>	
<p>多発式の飛行機</p>	<p>地表から高度1,500メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域</p>		

<p>第65南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 原則として、毎年10月15日から翌年の2月20日までの期間は、回転翼航空機は、指定された地点（南緯74度18分50秒東経165度4分29秒、南緯74度19分24秒東経165度7分12秒又は南緯74度19分43秒東経165度7分57秒）に限り、着陸することができる。なお、離着陸する場合にあっては、南緯74度18分50秒東経165度4分29秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から123度の方向に引いた直線を南東に進み、シエナ湾上の地点（南緯74度19分20秒東経165度7分23秒）に至り、同地点から東方、北から158度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯74度19分43秒東経165度7分57秒の地点に至り、同地点から西方、北から79度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯74度19分40秒東経165度6分44秒の地点に至り、同地点から西方、北から107度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯74度19分41秒東経165度6分40秒の地点に至り、同地点から西方、北から131度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯74度19分42秒東経165度6分35秒の地点に至り、同地点から西方、北から157度の方向に引いた直線を南西に進み、当該地区の境界線上の地点（南緯74度19分2秒東経165度6分2秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、南緯74度19分11秒東経165度3分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から5度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯74度19分2秒東経165度3分20秒の地点に至り、同地点から東方、北から8度の方向に引いた直線を北東に進み、南緯74度18分57秒東経165度3分21秒の地点に至り、同地点から東方70度の方向に引いた直線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上区域以外の区域を飛行しないこと。</p> <p>4 毎年10月15日から翌年の2月20日まで期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと</p> <table border="1" data-bbox="389 1034 953 1251"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度750メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td> <td>地表から高度450メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td> <td>地表から高度1,000メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度750メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度1,000メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度450メートル以下の空域								
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度1,000メートル以下の空域								
	<p>5 航空機の着陸地として指定された地点（南緯74度19分24秒東経165度7分12秒又は南緯74度19分43秒東経165度7分57秒に限る。）からペンギンの繁殖地までを徒歩で移動する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示するこ</p>								

<p>第65南極特別保護地区</p>	<p>と。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>7 原則として、当該地区内では指定された地点（南緯74度18分51秒東経165度4分16秒又は南緯74度19分34秒東経165度7分19秒）に限り、野営することができる。</p> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第66南極特別保護地区</p>	<p>1 原則として、当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区への立入りは、南緯66度49分1秒東経141度23分の地点から行うこと。</p> <p>3 原則として、当該地区内では科学的調査又は管理活動のために必要な場合に限り、車両（重量が1.2トンを超えないものに限る。）を使用することができる。</p> <p>4 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p> <p>6 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>9 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第67南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南極鳥類の個体数の調査については、前回の調査が終了した日から起算して5年を経過しない場合、実施してはならない。</p> <p>2 当該地区内には、毎年10月1日から翌年4月30日までの期間は、立ち入らないこと。</p> <p>3 原則として、当該地区内に12時間以上滞在しないこと。</p> <p>4 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>5 原則として、9月15日から翌年4月15日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の境界線から930メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の境界線から1,500メートル以内の区域に着陸しないこと。</p> <p>6 原則として、9月15日から翌年4月15日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から高度930メートル以下の空域を、</p>

<p>第67南極特別保護地区</p>	<p>多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から1,500メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>8 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>9 当該地区内では、毎年10月1日から翌年4月30日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。</p> <p>10 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="389 523 955 970"> <tr> <td>マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</td> <td>100メートル</td> </tr> <tr> <td>アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）</td> <td>30メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）以外のペンギン目の種（繁殖地にいるものに限る。）</td> <td>15メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）</td> <td></td> </tr> </table> <p>11 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>13 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>14 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>15 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>16 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル	アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	30メートル	南極鳥類のうち、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）以外のペンギン目の種（繁殖地にいるものに限る。）	15メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）		南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種		カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）		南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	5メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）	
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	100メートル																
アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	30メートル																
南極鳥類のうち、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）以外のペンギン目の種（繁殖地にいるものに限る。）	15メートル																
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）																	
南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種																	
カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）																	
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	5メートル																
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）																	
<p>第68南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示するこ</p>																

<p>第68南極特別保護地区</p>	<p>と。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>4 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>5 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>6 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>7 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第69南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内において車両を使用する場合、ペンギンから500メートル以内に近づかないこと。</p> <p>3 飛行機は当該地区内に離着陸しないこと。また、回転翼航空機は、当該地区内のペンギンの集団から1,000メートル以内の区域に離着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、冰山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年10月2日から翌年の4月30日までの期間は、離着陸することができる。</p> <p>4 毎年5月1日から10月1日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>5 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。</p> <p>6 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>7 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から500メートル以内の区域では行わないこと。</p> <p>8 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第70南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当</p>

<p>第70南極特別保護地区</p>	<p>該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から100メートル以内に近づかないこと。</p> <p>3 航空機は、露頭から100メートル以内に着陸しないこと。</p> <p>4 露頭へは、徒歩で移動すること。</p> <p>5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>6 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から500メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>11 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>12 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>13 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第71南極特別保護地区</p>	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>3 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>5 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内では、毎年10月1日から翌年3月31日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。</p> <p>7 当該地区内に家きん又は調理していないその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>9 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>10 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p>

第71南極特別保護地区	<p>12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第72南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>2 原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>3 航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。</p> <p>4 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>5 原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野営しないこと。</p> <p>6 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>7 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>8 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>9 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>10 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>11 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。</p>
第73南極特別保護地区	<p>1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>2 当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。</p> <p>3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）又はレプトニコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から100メートル以内に近づかないこと。</p> <p>4 原則として、航空機は、4月1日から翌年の1月1日まで、別記の地図上に示された区域の直上空域であって、地表から高度610メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>5 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から930メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>6 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度610メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。</p>

<p>第73南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 7 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、4月1日から翌年の1月1日まで、船舶は当該地区内を航行しないこと。なお、別記に示す地区内では、大型船舶は航行しないこと。 8 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、4月1日から翌年の1月1日まで、船舶はペンギンの通路から上陸しないこと。 9 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 10 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 11 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 12 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 13 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 14 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
<p>第74南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 3 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 4 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 5 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 6 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 7 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
<p>第75南極特別保護地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 2 当該地区内では車両を使用しないこと。 3 回転翼航空機は、当該地区内に着陸しないこと。 4 当該地区内では回転翼航空機に搭載された発煙筒を使用しないこと。 5 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

<p>第75南極特別保護地区</p>	<p>6 当該地区内では野営しないこと。 7 当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。 8 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 9 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 10 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 11 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 12 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--------------------	---

別表第7 処分が禁止される液状の廃棄物の基準（第23条関係）

物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1ℓにつきカドミウム0.01mg 検出されないこと。 検出されないこと。
鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1ℓにつき鉛0.01mg 1ℓにつき六価クロム0.05mg 1ℓにつき砒素0.01mg 1ℓにつき水銀0.0005mg
アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1・2-ジクロロエタン 1・1-ジクロロエチレン シス-1・2-ジクロロエチレン 1・1・1-トリクロロエタン 1・1・2-トリクロロエタン 1・3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物	検出されないこと。 検出されないこと。 1ℓにつき0.03mg 1ℓにつき0.01mg 1ℓにつき0.02mg 1ℓにつき0.002mg 1ℓにつき0.004mg 1ℓにつき0.02mg 1ℓにつき0.04mg 1ℓにつき1mg 1ℓにつき0.006mg 1ℓにつき0.002mg 1ℓにつき0.006mg 1ℓにつき0.003mg 1ℓにつき0.02mg 1ℓにつき0.01mg 1ℓにつきセレン0.01mg
備考	「検出されないこと。」とは、第23条第2項の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第8 海域への排出ができる液状廃棄物の基準（第26条関係）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度 （水素指数）	5.0以上9.0以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量） （単位 10 につきmg）	5以下
フェノール類含有量 （単位 10 につきmg）	5以下
銅含有量 （単位 10 につきmg）	3以下
亜鉛含有量 （単位 10 につきmg）	2以下
溶解性鉄含有量 （単位 10 につきmg）	10以下
溶解性マンガン含有量 （単位 10 につきmg）	10以下
クロム含有量 （単位 10 につきmg）	2以下
弗素含有量 （単位 10 につきmg）	15以下

様式第一（第九条関係）

南極環境保護法第5条第3項に基づく届出書

年 月 日

環境大臣 殿

氏名

住所

南極地域の環境の保護に関する法律第5条第3項の規定に基づき、届け出ます。

当該南極地域活動について許可その他の行政処分をした国及び当該行政処分をした機関又は当該処分を受けることを要しないとしている国の名称	
南極地域に立ち入る際に使用する船舶又は航空機	船舶名又は航空機名： 船籍又は便名： 出発地：
南極地域活動の目的及び時期	目的： 時期：
南極地域活動の場所	
備 考	

(注)

- 「南極地域活動の場所」は、緯度及び経度をもって記載すること。なお、同欄への記載は、南極地域活動の場所を説明した図面の提出をもって替えることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第一の二（第十条関係）

南極地域活動計画確認申請書

年 月 日

環境大臣 殿

主宰者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第1項の規定により、南極地域活動計画について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行為者の人数		
業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名	別紙1及び別紙2のとおり	
計画に含まれる南極地域活動を構成する行為のうち、法第7条1項1号から3号までに掲げる要件に関連するもの（以下「制限関連行為」という。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名	別紙3のとおり	
備 考		

[記載要領]

1. 主宰者が法人の場合にあつては、「主宰者の住所」については、主たる事務所の所在地（外国の法人にあつては、日本国内の主たる事務所の所在地）を記載し、「主宰者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。また、役員の名を備考欄に記載すること。
2. 「目的」については、申請に係る南極地域活動計画（以下単に「計画」という。）全体の目的を記載すること。
3. 「行為者の人数」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動の行為者の総数を記載すること。
4. 「業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合に、当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を記載すること。
5. 「計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法及び当該活動の行為者の氏名」については、計画を構成する個々の行為の目的の一体性や相互の関連等の観点から計画の内容を一又は複数の南極地域活動に区分し、別紙1に従いその一覧表を作成すること。さらに、別紙1に記載されるそれぞれの南極地域活動ごとに、別紙2に従いその目的、時期、場所、実施方法及び当該活動に係る行為者の氏名等を記載すること。
6. 「制限関連行為の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名」については、法第7条第1項第一号から第三号までに掲げる要件に関連する行為についての該当の有無並びに該当する場合にあつては、それぞれの南極地域活動ごとに別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までにより、その詳細な内容及び行為者の氏名を記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[別紙 1]

計画に含まれる南極地域活動の一覧表

番 号	南極地域活動の区分	備 考

[記載要領]

1. 「南極地域活動の区分」については、その内容を表現する適切な名称を記載すること。
2. 「備考」については、南極地域活動の区分に当たっての考え方等を必要に応じて記載すること。
3. 南極地域活動の数に応じ、適宜欄を追加すること。

[別紙 2]

南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等の総括表

南極地域活動の区分		番号	
目的			
時期			
場所及び自然環境の概況			
実施方法			
制限関連行為の有無			
行為者の人数及び氏名			
その他			

[記載要領]

1. 本様式は別紙 1 に記載した個々の南極地域活動ごとに作成すること。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙 1 の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。
3. 「目的」については、計画に含まれる南極地域活動が複数ある場合には、計画全体の中で当該南極地域活動が分担する個別的かつ具体的な目的を記載すること。
4. 「時期」については、当該南極地域活動の着手及び完了の予定日を記載すること。気象等の条件により着手及び完了の日の特定が困難な場合には、当該南極地域活動の実施が見込まれる期間の始期及び終期並びに当該南極地域活動に要する日数を記載すること。
5. 「場所」については、当該南極地域活動の実施場所を経緯度及び地名等により記載すること。野外調査や輸送等については、出発点、目的地のほか移動経路の概要（主要中継点等）も記載すること。なお、気象、交通等の条件により、南極地域活動の場所や経路の変動が予想される場合には、想定される変動の範囲が明らかになるよう記載すること。また南極地域活動の場所又は経路の概要を示す案内図及び当該場所の詳細を示す位置図を添付すること。これらの添付図の縮尺は活動の内容及び範囲に応じて適宜選択すること。
「自然環境の概況」については、南極地域活動が行われる場所やその周辺地域における地形の概況、露岩地域、水系、植生、動物の繁殖地又は生息地等保護上留意すべき対象の有無及び当該南極地域活動とこれらの対象との位置関係について記述すること。またこれらの対象の位置については、できる限り上記の添付図に記載すること。
6. 「実施方法」については、以下の例を参考にしつつ、当該南極地域活動の類型及び特性に応じて記載項目を選定し、各項目ごとに具体的に記載すること。なお、7 の制限関連行為として記載される事項については、省略して差し支えないこと。

[観測隊の活動の場合]

南極地域活動の類型	記 載 項 目
施設内部での観測・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・観測・研究の対象及び材料 ・観測・研究の方法及び使用機材
野外（陸域）での観測・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・観測・調査の対象（地形・地質、鉱物、気象、電磁波、動植物種、生態系等） ・車両・航空機等の使用又は運行方法 ・野営方法 ・観測・調査の方法及び使用機材（ラジオゾンデ、ロケット、火器の使用を含む。）
海洋での観測・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・観測・調査の対象（海象、地形・地質、鉱物資源、生物相等） ・観測・調査の方法及び使用機材
土地の造成その他土地の形状の変更及び工作物の新築、増改築、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・規模（造成面積、建築面積、高さ等） ・構造及び材料 ・工事の施行方法（使用機材、作業区域、仮設工作物等） ・施設の使用期間及び工事終了後の取扱い
基地における生活基盤の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・持込燃料の種類、量及び保管方法 ・熱及び電力供給施設の概要、運転方法、燃料使用量 ・水源及び給水施設の概要、水使用量 ・その他持込資材の種類、量、保管方法
資材の輸送及び保管	<ul style="list-style-type: none"> ・資材の種類 ・運搬機材、輸送方法及び回数 ・中継点における保管の方法
観測船の航行及び接岸	<ul style="list-style-type: none"> ・使用船舶の船名及び船籍 ・使用船舶の諸元

[観光クルーズ活動の場合]

南極地域活動の類型	記 載 項 目
クルーズ船の航行及び接岸	<ul style="list-style-type: none"> ・使用船舶の諸元 ・主要探勝対象 ・探勝・観察の方法（鳥類等の群れへの接近の有無）
小型舟艇による上陸	<ul style="list-style-type: none"> ・上陸地点別の <ul style="list-style-type: none"> ・使用舟艇 ・一回の上陸人数及び同一地点でののべ上陸回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・上陸時間帯及び1回の上陸の滞留時間 ・安全確保のための措置
航空機による探勝及び着陸	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機材及び搭乗人員数 ・飛行経路及び高度 ・探勝・観察対象及び方法 ・着陸地点別の <ul style="list-style-type: none"> ・人数及び回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・時間帯及び1回の着陸行動の滞留時間 ・安全確保のための措置

[探検活動、登山の場合]

南極地域活動の種類	記 載 項 目
活動基地への到達、資材の搬入、仮置、活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・交通又は輸送の手段 ・使用機材 ・運航会社名 ・主な資材の内容及び量 ・資材の仮置の方法 ・活動支援体制
探検、登山	<ul style="list-style-type: none"> ・交通又は輸送の手段 ・主な携行機材、物資 ・野営方法 ・支援基地との連絡手段 ・安全確保のための措置

7. 「制限関連行為の有無」については、別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までによりその有無及び詳細な内容を明らかにすることとし、該当する場合には本欄に別紙3又は別紙3-1から別紙3-7までのいずれかのとおりと記載すること。
8. 「行為者の人数及び氏名」については、当該南極地域活動を実行する行為者の実数及び氏名を記載すること。なお、申請の時点ですべての行為者の氏名が確定していない場合には、確定している者についてのみ記載すること。ただし、行為者の数については、氏名が未確定の者も含めた数を記載すること。
9. 南極特別管理地区内で活動が実施される場合には、「その他」に当該南極特別管理地区名を記載すること。
10. 南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合には、「その他」に当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を当該行為者との対応関係が明らかになるように記載すること。

[別紙3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

南極地域活動の区分		番号
① 〈鉱物資源活動への該当〉	有・無	(法第13条)
有の場合	目的	
	行為者の氏名	
	調査結果の公表方法(予定)	
	過去の調査の公表実績	
② 〈生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体(個体の一部を含み加工品を除く。)の南極地域への持込〉	有・無	(法第14条第1項)
有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家さんの持込みを行う場合の品目別の持ち込み前の検査の内容等	
	持ち出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	
③ 〈南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷〉	有・無	(法第14条第2項第1号)
有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載	
④ 〈生きている生物(ウイルスを含む。)の南極地域への持込み〉	有・無	(法第14条第2項第2号)
有の場合	別紙3-2により、行為の詳細を記載	
⑤ 〈南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為〉	有・無	(法第14条第2項第3号)
有の場合	別紙3-3により、行為の詳細を記載	
⑥ 〈廃棄物の処分及び保管〉	有・無	(法第16条)
有の場合	別紙3-4-1から別紙3-4-3までにより詳細を記載	
⑦ 〈ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第5条で定める物の南極地域への持込み〉	有・無	(法第18条)
有の場合	別紙3-5により詳細を記載	
⑧ 〈南極特別保護地区への立入り〉	有・無	(法第19条)
有の場合	別紙3-6により詳細を記載	
⑨ 〈南極史跡記念物の補修等〉	有・無	(法第20条)
有の場合	別紙3-7により詳細を記載	

[記載要領]

1. 本様式において「法」とは、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）をいうこと。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙1の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
3. 「行為者の氏名」欄には行為者が当該行為をその業務に関してする法人がある場合には、その名称も記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
4. 欄内に書ききれない場合には、適宜別紙にて記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
 - ⑤-1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
 - ⑤-2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為
 - ⑤-3 在来植物（議定書附属書Ⅱ第1条(c)の在来植物をいう。以下同じ。）の除去又は損傷
 - ⑤-4 回転翼航空機その他の航空機の飛行又は着陸並びに車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）の使用により南極鳥類並びにあざらし（別表第2のあざらし科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）及びおっとせい（別表第2のあしか科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）の群れを乱す行為
 - ⑤-5 爆発物又は火器の使用により南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為
 - ⑤-6 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為
 - ⑤-7 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為（当該行為により植生に物理的な損傷を与えるものに限る。以下同じ。）
 - ⑤-8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は**在来無脊椎動物**（議定書附属書Ⅱ第1条(d)の**在来無脊椎動物**をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤-7の行為を除く。）
ただし、⑤-1、⑤-2及び⑤-6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。
6. ⑥の行為は、法第3条第12号に規定する廃棄物の南極地域からの除去又は南極地域における処分及びこれらに伴う保管をいう。
7. ⑨の行為は、南極史跡記念物の補修又は展示等のための工事、一時的な移動又は近接地域への移設をいう。

[別紙3-1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は
南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

南極地域活動の区分		番号	
捕獲等の対象種			
捕獲等を行う個体の数			
目的及び当該数の捕獲等 が必要な理由			
場 所			
時 期			
実 施 方 法			
行 為 者 の 氏 名			

[記載要領]

1. 「捕獲等を行う個体の数」については、内訳として捕殺（南極鳥類の卵の採取及び破損を含む。以下この別紙において同じ。）する個体の数を記載すること。
2. 「目的及び当該数の捕獲等が必要な理由」については、捕殺を行う場合にあっては、当該数の捕殺が必要な理由及び捕殺を行う数と当該捕殺に係る個体の属する個体群の次の繁殖期における個体の回復が可能な数との比較の結果についても記載すること。
3. 「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。
4. 「実施方法」については、捕獲等に用いる器具及びその使用方法を記載すること。また生体で捕獲する場合にあっては、飼養方法についても記載し、マーカー等をつけた上で放す場合にはその旨記載すること。

[別紙3-2]

生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番号	
持込みに係る生物の種名			
持込みに係る個体の数量			
土壌の持込みの有無			
それぞれの個体の年齢、性別等			
目的			
飼育その他管理の方法			
除去又は処分の方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「持込みを行う個体の数量」については、微小な生物で個体の識別が困難なものは重量を記載すること。
2. 「土壌の持込みの有無」については、該当がある場合には、持ち込まれる土壌の滅菌処理の方法について記載すること。
3. 「それぞれの個体の年齢、性別等」については、明らかな場合にのみ記載すること。なお植物の場合にあつては、種子、苗、成体等の区分を記載すること。
4. 「飼育その他管理の方法」については、持ち込まれた生物の逃亡又は南極地域の在来の動植物との接触を防止するための措置を記載すること。
5. 「除去又は処分の方法」については、持ち込まれた生物が南極地域から除去されるか否か、また南極地域で処分される場合にはその方法を記載すること。

[別紙3-3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

南極地域活動の区分		番号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

南極地域活動の区分		番号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
行為の内容、実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-3] 在来植物の除去又は損傷

南極地域活動の区分		番号	
種名等			
目的			
場所			
時期			
除去又は損傷を行う種の局地的分布又は豊度			
行為者の氏名			

[3-3-4] 回転翼航空機その他の航空機の飛行及び着陸並びに車両又は船舶(エアクッション船及び小艇を含む。)の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番号	
群れの構成種			
航空機、車両等の種類			
目的			
時期			
飛行等の経路、着陸等地点及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-5] 爆発物又は火器の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番号	
群れの構成種			
爆発物等の種類			
目的			
時期			
場所及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-6] 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番号	
種名又は群れの構成種			
目的			
時期			
場所			
行為者の氏名			

[3-3-7] 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為

南極地域活動の区分		番号	
群生の構成種			
目的			
時期			
場所			
行為の内容、実施方法			
損傷の程度			
行為者の氏名			

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地^ほに有害な変化をもたらす行為

南極地域活動の区分		番号	
生息、生育地の場所			
生息、生育地の構成種			
行為の内容、実施方法			
目的			
時期			
行為者の氏名			

[記載要領]

[3-3-1]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-2]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-3]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。
- ・「実施方法」については、在来植物の除去又は損傷に用いる機材及び除去又は損傷を行う個体の数量又は群落の面積を記載すること。
- ・「除去又は損傷を行う種の局地的分布又は豊度」については、行為場所周辺における対象種の分布範囲、群落の規模、生育密度等を記載すること。

[3-3-4]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「航空機、車両等の種類」については、使用する航空機、車両又は船舶の名称又は機種名を記載すること。
- ・「時期」については、別紙2記載要領4に準じて記載すること。
- ・「飛行等の経路、着陸等地点」については、別紙2記載要領5に準じて記載すること。
- ・「着陸等地点」については、航空機の着陸又は車両の停車若しくは船舶の停泊地点を記載するものとし、群れの周辺で着陸、停車又は停泊する場合に限り記載すること。
- ・「群れとの距離」については、想定される最近接距離を記載すること。

[3-3-5]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-6]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-7]

- ・「群生の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4、5に準じて記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、在来植物の群生に損傷を与える原因となる行為の種類及びその実施方法を様式3-3-4に準じて記載すること。
- ・「損傷の程度」については、損傷を受ける植物の群生の面積や損傷の内容を記載すること。

[3-3-8]

- ・「生息、生育地の場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。
- ・「生息、生育地の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、生息地又は生育地に有害な変化をもたらす行為の種類及び実施方法を別紙2記載要領6に準じて記載すること。

[別紙 3 - 4 - 1]

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南極地域活動の区分					番号
廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内 訳				
汚水及び生活排水 (グループ1)	汚水及び生活排水 (政令第4条)				
汚水及び生活排水以外 の液状の廃棄物 (グループ2)	処分が禁止 される液状 の廃棄物				
	液状の廃油 (政令第3 条第1号)				
	廃駆除剤 (政令第3条 第2号)				
	有害な物質を含む液状 廃棄物 (政令第3条第 3号)				
	廃培養液 (政令第3条 第4号)				
	その他の液状の廃棄物				

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法	
区分	内 訳					
可燃性の固形状の 廃棄物 (グループ3)	処分が禁止 される固形 状の廃棄物	固形状の廃油 (政令第2条第1号)				
		石炭及び石炭から製造した固形燃料であつて不要物であるもの (政令第2条第2号)				
		廃駆除剤 (政令第2条第3号)				
		廃プラスチック類 (政令第2条第4号)				
		ゴムくず (政令第2条第5号)				
		防腐処理等された木くず (政令第2条第6号)				
		その他	廃木材			
		紙ごみ				
		廃食材、残飯				
		生きている持ち込まれた生物				
		その他 (繊維・皮革製品等生物材料を使用した製品又はその他の持ち込まれた生きていない生物)				

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内 訳				
不燃性の固形状の廃棄物 (グループ4)	車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物				
	その他の機械又は器具の不要物				
	廃ドラム缶				
	金属くず				
	コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず				
	電池				
	その他				

廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内 訳				
放射性物質 (グループ5)	放射性物質であって液状の不要物であるもの (政令第3条第1号)				
	可燃性の放射性物質であって固形状の不要物であるもの (政令第2条第1号)				

[記載要領]

1. この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令244号）をいうこと。
2. 「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。
3. 「発生地点」については、基地施設内、A島野外調査地、B補給経路等概略の位置を記載すること。
4. 「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法につ

いて記載すること。なお、集中管理を行う場合にあっては、別紙 3-4-2 において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙 3-4-2 の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。

5. 「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあってはその旨、また南極地域において処分する場合にあってはその方法の詳細を別紙 3-4-3 に記載することとし、本欄には別紙 3-4-3 の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

[別紙 3-4-2]

保管方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
保管方法の区分	施設等の場所、内容及び保管方法	飛散、流出又は地下浸透等を防止するための措置	
整理番号			

[記載要領]

1. 本様式には、集中的に廃棄物の保管を行う場合の保管方法を記載すること。
2. 「保管方法の区分」については、現地で行っている分別等の実態に応じ適宜区分しその方法の名称を記載すること。
3. 「施設の場所、内容及び保管方法」については、保管を行う場所、コンテナ、ドラム缶等の保管に用いる設備の概要及び破砕等の中間処理の方法を記載すること。

[別紙 3 - 4 - 3]

処分方法の詳細

南極地域活動の区分			番 号
処分方法の区分	整理番号	処 分 方 法 の 詳 細	
固形状の廃棄物で可燃性のものの焼却（法第16条第1号） A	A-1	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
	A-2	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第16条第2号） B	B-1	場 所	
		方 法	
		行為者の氏名	
	B-2	場 所	
		方 法	
		行為者の氏名	
生活排水等である液状廃棄物の陸域から海域への排出（法第16条第3号） C	C-1	場 所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
	C-2	場 所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
除去による環境影響の程度が遺棄した場合より大きいと認められる場合のその場への遺棄（法第16条第5号） D	D-1	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	

処分方法の区分	整理番号	処 分 方 法 の 詳 細	
D	D-2	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
その他の液状廃棄物の処分であつてやむを得ず行われ、かつ環境影響の程度が軽微であるもの。(法第16条第6号) E	E-1	場 所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	
	E-2	場 所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	

[記載要領]

1. 「処分方法の区分」については、本様式中に記載されている処分方法の区分のうち当該南極地域活動において適用されるものを記載すること。
2. 同じ区分であっても処分を行う施設又は場所が異なる場合にあつては、小区分を行いそれぞれについて処分方法の詳細を記載するものとし、その際には、必要に応じ適宜欄を追加して記載すること。ただし、野外活動に伴うし尿の処分等少量かつ分散的に行われる処分にあつては、同じ方法で行われる処分については一括して記載すること。
3. 「場所」については、少量かつ分散的に行われる場合を除き原則として位置図を添付すること。

[別紙 3 - 5]

ポリ塩化ビフェニル（別名 P C B）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第 5 条で定める物の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分			番 号	
持ち込みを行う物の品目				
持ち込みを行う量				
目 的				
持ち込みの方法				
行為者の氏名				

[記載要領]

1. 「目的」については、駆除剤を持ち込む場合の目的を記載すること。
2. 「持ち込みの方法」については、南極地域にある間船舶内又は航空機内に保管するか否かを記載すること。

[別紙 3 - 6]

南極特別保護地区への立入りの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極特別保護地区の名称			
管理計画のない地区の場合			
立入りの目的及び必要性			
南極特別保護地区内での行為の内容			
出入りの経路及び地区内での移動経路			
立入りを行う時期及び期間			
管理計画のある地区の場合			
環境省令に定める要件との対応			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「管理計画のない地区の場合」

- ① 「立ち入りの必要性」については、他の場所では目的を達成することができない理由を記載すること。
- ② 「南極特別保護地区内での行為の内容」には、観測、調査又は施設の設置等南極特別保護地区内で実施される活動の類型及びその実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。
- ③ 「出入りの経路及び地区内の移動経路」については、別紙 2 記載要領 5 に準じて記載すること。なお、地区内での調査、野営又は施設の設置等を行う地点も含めること。
- ④ 「立入りを行う時期及び期間」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

2. 「管理計画のある地区の場合」

- ① 環境省令に定める要件との対応については、当該南極特別保護地区に係る環境省令別表 6 に掲げる各要件について、それぞれ適合状況を判断するために必要な事項を記載すること。

[別紙 3 - 7]

南極史跡記念物の補修等の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極史跡記念物の名称			
目 的			
内容及び実施方法			
時 期			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、補修、展示解説用資料の設置等の目的を記載すること。
2. 「内容及び実施方法」については、使用機材、補修方法等を記載すること。
3. 「時期」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

様式第2の1（第18条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条※^{第1項}の規定に基づき、申請者の地位を※^{第2項}引き継ぐ承継したので、届け出ます。

南極地域活動の名称等		
被 承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —

(注)

- 1 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 2 ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
- 3 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、すべての被承継者に関する事項を記載すること。
- 4 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第2の2（第18条関係）

承 継 申 請 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条第4項の規定に基づき、確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を※^{引き継ぐ}承継した_{承継した}ので申請します。

南極地域活動の名称等		
被 承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
備 考		

(注)

- 1 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 2 ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
- 3 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、すべての被承継者に関する事項を記載すること。
- 4 「備考」欄には、相続又は合併の場合に、それぞれの旨を記載すること。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第3 (第19条関係)

(第1面)

南極地域活動行為者証

Certificate for Antarctic Activities

第 号

No.

年 月 日

yy/mm/dd

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

Valid yy/mm/dd through yy/mm/dd

環 境 大 臣 印

Minister of the Environment

Government of Japan

確認を受けた年月日 Date of certification	
氏名 (名称及び代表者の氏名) Name (Name of the juridical person and the name of its representative)	

確認された南極地域活動に係る事項

Issues related to the Antarctic Activities

目的 Purpose	
時期 Timing	

(第2面)

<p>場 所 Place</p>	
<p>実施方法 Implementation method</p>	
<p>条 件 Conditions</p>	

(第3面)

確認された南極地域活動に係る生物の持込みに関する事項

Issues related to the introduction of living organism or carcasses which constitutes the certified Antarctic Activities (Permit under Article 4, Annex II to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

(第4面)

確認された南極地域活動に係る動植物等の採捕等又は生息状態等に影響を及ぼすおそれのある行為に関する事項

Issues related to the capturing, injuring or killing of Antarctic Mammals or Antarctic Birds, collecting or damaging the eggs of Antarctic Birds, or environment of habitats of animals or plants which constitutes the certificated Antarctic Activities (Permit under Article 3, Annex II to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

(第5面)

確認された南極地域活動に係る南極特別保護地区への立ち入りに関する事項

Issues related to the entrance to the Antarctic Specially Protected Areas which constitutes the certified Antarctic Activities (Permit under Article 7, Annex V to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty (Article 8 of the Agreed Measures for the Conservation of Antarctic Fauna and Flora))

その他
Others

(注) この行為者証の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第4（第32条関係）

（表）

		第	号
南極地域の環境の保護に関する法律第22条第3項の規定による身分証明書			
写 真	官職及び氏名		
	年 月 日発行		
		環境大臣	印

(裏)

南極地域の環境の保護に関する法律抜すい

第22条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 第1項の規定による立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) から (3)

(4) 第22条第1項又は第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第 5（第33条関係）

緊急行為に係る報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住 所

氏 名

南極地域の環境の保護に関する法律第24条第4項の規定に基づき報告します。

該当する行為	実 施 状 況

(注)

- 1 「実施状況」欄には、当該行為をした日時、場所、当該行為の実施方法及び当該行為による南極環境影響の程度について記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第6（第34条関係）

（表）

		第	号
南極地域の環境の保護に関する法律第26条第2項の規定による身分証明書			
写 真	官職及び氏名		
	年 月 日発行		
		環境大臣	印

(裏)

南極地域の環境の保護に関する法律抜すい

第11条 1から4 略

- 5 環境大臣は、主宰者から申請があったときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。
- 6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。
- 7 略

第23条 環境大臣は、南極地域において行為をする者が第13条、第14条第1項若しくは第2項、第16条若しくは第18条から第20条までの規定に違反し、又は第7条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 環境大臣は、確認の時には予想することができなかつた南極地域の環境の変化又は確認の時になかつた南極地域の環境の科学的知見の充実により、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が第7条第2項各号のいずれかに該当することとなつた場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。
- 3 略

第26条 環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域において、第11条第5項若しくは第6項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による権限を行わせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第29条 次の次項のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1)から(3)略
(4) 第23条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第附1（附則第3条関係）

南極環境保護法附則第6条第3項に基づく報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住 所

氏 名

南極地域の環境の保護に関する法律附則第6条第3項の規定に基づき報告
します。

南極地域活動 の目的	
南極地域活動 の時期	
南極地域活動 の場所	
南極地域活動 の内容	

（注）

- 1 同一の南極地域活動をした者が複数いる場合には、当該者の連名でも可。
その場合は、代表者の氏名及び住所を本様式に記載し、その他の者の氏名
と住所を別紙にて添付すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

南極地域の環境の保護に関する法律第4条第1項に基づく
南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的事項

(平成9年10月8日環境庁告示第56号)

南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)第4条第1項の規定に基づき、南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項を定め、同条の施行の日から施行する。

南極地域においては、1961年に領土権の主張の凍結、軍事利用の禁止、科学的調査の自由とそのための国際協力の推進等について定める南極条約が発効し、以来科学観測の場として利用されてきた。南極地域は人類の活動による破壊や汚染の影響をわずかしか受けていない地球上に残された最大の原生地域であり、地球環境のモニタリングの場等としてかけがえのない価値を有している。一方、近年においては基地活動や観光利用による環境影響の増加も懸念されており、人類共通の財産としての南極地域の環境の保護が国際的に要請されてきた。

このため、1991年には、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として位置づけ、その環境の包括的な保護を図るための環境保護に関する南極条約議定書(以下「議定書」という。)が採択され、そこにおいて、南極地域における活動を計画する際の環境影響評価の実施、動植物相の保存、廃棄物の適切な処分等の幅広い義務が規定されたところである。

本事項は、南極地域の環境の保護に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項に基づき、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、南極地域活動を主宰する者及び南極地域活動の行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項を定めるものである。

- 1 南極地域の環境の保護は、南極地域活動計画を策定し、また南極地域活動をする際に考慮すべき基本的な事項であること。
- 2 1を踏まえ、南極地域活動計画を策定しようとする際には、南極地域活動計画を策定しようとする際には、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響を限定するように、また南極地域活動をする際には、当該南極地域活動の南極環境影響を限定するようにすることとし、このため、次に掲げる事項に配慮すること。
 - (1) 南極地域活動は、次に掲げるものであってはならないこと。

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼすおそれのある南極地域

活動

- ロ 南極地域の大气の著しい汚染、水質の著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となるおそれのある南極地域活動
 - ハ 南極地域の大气の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼすおそれのある南極地域活動
 - ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させるおそれのある南極地域活動、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる南極地域活動その他のその種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼすおそれのある南極地域活動
 - ホ 南極地域の固有の価値であって重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずるおそれのある南極地域活動
- (2) 南極地域活動計画は、その事前の評価が可能な十分な情報に基づき、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響についての判断をした上で策定すること。また南極地域活動は、その事前の評価が可能な十分な情報に基づき、当該南極地域活動の南極環境影響について判断した上で実施すること。このような判断に当たっては、次に掲げる事項を十分に考慮すること。
- イ 当該南極地域活動の時期、場所及び南極環境影響の程度
 - ロ 当該南極地域活動の南極環境影響と当該南極地域活動の場所において過去にされた南極地域活動の南極環境影響及び当該南極地域活動と同じ時期にされる他の南極地域活動の南極環境影響との累積による南極環境影響
 - ハ 当該南極地域活動が他の南極地域活動に有害な影響を及ぼすか否か
 - ニ 当該南極地域活動の南極環境影響が著しいものとならないようにするための技術上及び手続上の措置が適用できるか否か
 - ホ 南極環境影響が著しいものであることを特定し、及び南極環境影響が著しいものとなるおそれがある場合には早期に警告を与えるために南極環境構成要素の観測又は測定を行う能力の有無並びに当該観測又は測定の結果若しくは南極地域の環境に関する科学的知見の充実により必要となる当該南極地域活動の南極環境影響が著しいものとならな

いようにするための当該南極地域活動の実施方法の修正を行う能力の有無

へ 南極環境影響が予想される事故に対し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

- (3) 南極地域活動をする際には、当該南極地域活動の南極環境影響についての事前の調査、予測及び評価の結果を検証するとともに、当該南極地域活動の事前に予測されなかった南極環境影響を早期に探知するため、当該南極地域活動が影響を及ぼす南極環境構成要素の観測又は測定を定期的かつ効果的に行うこと。
- 3 科学的調査以外の南極地域活動に係る南極地域活動計画を策定し、また科学的調査以外の南極地域活動を実施しようとする際には、南極地域において行われ、又は行われることとされている科学的調査が優先して行われ、また南極地域の科学的調査をする地域としての価値が保護されるようにすること。
- 4 南極地域活動を主宰する者は、環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者に対し、法又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行わなければならないこと。その際には、当該南極地域活動の目的、時期、場所及び実施方法、法により禁止されている行為の内容並びに環境大臣の確認を受けてすることができることとされた動物の採捕、生きている生物の持込み及び動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為並びに南極特別保護地区への立入りがある場合にはこれらの目的及びその詳細な内容について、必ず説明すること。
- 5 南極地域活動の行為者は、法又はこれに基づく命令の規定に違反しないことはもとより、南極地域の環境の保護の観点から自らの行為の南極環境影響をできる限り少なくすることに常に留意しつつ行動すること。

南極環境影響評価実施要領

(平成9年10月8日環境庁告示第57号)

南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)第6条第3項に基づき、南極地域活動の南極環境影響についての調査、予測及び評価の実施要領を次のように定める。

第1. 趣旨

本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律(以下「法」という。)第6条第3項に基づいて行われる南極地域活動の南極環境影響評価についての調査、予測及び評価(以下「南極環境影響評価」という。)が科学的かつ適正に行われ、またその結果を記載した図書が適正に作成されるよう、必要な事項を定めるものである。

本要領は、南極地域の環境等に関する今後の科学的知見の充実又は南極環境影響評価に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2. 基本的な方針

・ 南極環境影響評価の実施単位

南極環境影響評価は、原則として法第6条第1項の南極地域活動計画に含まれる個々の南極地域活動ごとに実施する。

ただし、相互に関連する南極地域活動であって、一体的に南極環境影響評価を行うことが適切である場合にあっては、関連する南極地域活動全体について一括して南極環境影響評価を実施する。

・ 南極環境影響の程度に応じた南極環境影響評価の実施

南極地域活動の南極環境影響評価は、当該南極地域活動に係る南極環境影響の程度が極めて軽微である場合を除き実施する。

この場合、南極環境影響の程度が軽微なものでないときには第3(2)の包括的環境評価を、それ以外のときには第3(1)の初期的環境評価を実施する。

上記の南極環境影響の程度の判断は、環境保護に関する南極条約議定書(以下単に「議定書」という。)第11条の環境保護委員会(以下単に「環境保護委員会」という。)、他の議定書の締約国(以下単に「締約国」という。)の策定した南極環境影響評価の要領若しくは我が国又は締約国の既往の南極環境影響評価の実施事例を参照する等により、国際的な水準と調和のとれたものとなるよう留意する。

第3. 南極環境影響評価の項目及び方法

南極環境影響評価は、初期的環境評価又は包括的環境評価の別に、それぞれ以下に定める項目及び方法に沿って実施する。

(1) 初期的環境評価

- 1) 南極地域活動の目的及び内容の把握
 - ・ 第3(2)1)に準じ行う。
- 2) 関連する他の南極地域活動の内容の把握
 - ・ 第3(2)2)に準じ行う。
- 3) 南極地域活動に係る環境の現状把握並びに南極環境影響の予測及び評価
 - ① 全般的な留意事項
 - ・ 第3(2)3)①に準ずる。
 - ② 南極地域活動に係る環境の現状把握
 - ・ 第3(2)3)②に準じ行う。
 - ③ 南極環境影響の予測
 - ・ 第3(2)3)④に準じ行う。
なお、初期的環境影響における南極環境影響の予測方法は、南極環境影響の程度に応じ適宜簡易な方法として差し支えない。
 - ④ 南極環境影響を最小にし、又は緩和するための措置の検討
 - ・ 第3(2)3)⑤に準じ行う。
 - ⑤ 南極環境影響の評価
 - ・ 第3(2)3)⑥に準じ行う。
・ なお初期的環境影響に係る南極環境影響の評価においては、計画された南極地域活動による南極環境影響が軽微でないか否かを明らかにする。
 - ⑥ 代替案の検討
 - ・ 第3(2)3)⑦に準じ行う。
- 4) 南極環境影響の監視（以下「モニタリング」という。）のための措置の検討
 - ・ 第3(2)4)に準じ行う。

(2) 包括的環境影響評価

- 1) 南極地域活動の目的及び内容の把握
 - 法第6条第1項により環境大臣に提出する南極地域活動計画の確認

申請書の記載内容により把握する。

2) 関連する他の南極地域活動の内容の把握

累積的影響を考慮すべき他の南極地域活動（過去の南極地域活動、実施中の他の南極地域活動及び計画されている南極地域活動で既知のものを含む。）がある場合には、必要に応じてこれらの南極地域活動の概要（累積的影響を把握する上で必要な事項に限る。）を把握する。

3) 南極地域活動に係わる影響の現状把握並びに南極環境影響の予測及び評価

① 一般的な留意事項

南極地域活動に係わる環境の現状把握並びに南極環境影響の予測及び評価は、以下の点に留意して実施する。

- ・ 知識、経験、技術の蓄積に応じ、できる限り最新の科学的手法を用いる。
- ・ 環境保護委員会あるいは他の締約国が策定した南極環境影響評価の要領を参考にする。
- ・ 他の締約国のものを含む過去の同種の南極地域活動あるいは類似の活用に関する南極環境影響評価又はモニタリングの結果を活用する。
- ・ 情報が不足し、やむを得ない場合には、専門家の知識、経験及び判断に基づいて現状把握並びに予測及び評価を実施する。

② 南極地域活動に係る環境の現状把握

- ・ 原則として個々の南極環境構成要素（以下「環境要素」という。）ごとに実施する。

ただし、岩石、土壌、地形又は地質のように関連する環境要素については、一括して現状把握を行うこととして差し支えない。

- ・ 南極地域活動の場所又はその周辺に露岩地域、湖沼等特に人為による影響を受けやすい環境や南極特別保護地区等の指定区域が存在する場合には、これらの所在を明らかにするとともに、環境要素の現状把握を行うに当たっては、これらの地域における南極環境影響の予測及び評価を行うために必要となる情報が適切に把握されるよう留意する。
- ・ 現状把握の対象とする環境要素は、南極地域活動の類型又は規模、南極地域活動を行う場所の環境の特性等によって南極環境影

響が異なることを考慮し、当該南極地域活動による南極環境影響の要因及び南極地域活動を行う場所の環境の特性を踏まえ、個々の事例ごとに南極環境影響の予測、評価を適切に行う上で必要なものを選択する。

この際には、既往の南極環境影響評価の実施事例における取扱いを参考にする。

- ・ 各環境要素ごとの調査項目は、別表1の環境要素別の調査項目の例を参考に、上記と同様、個々の事例ごとに南極環境影響の予測及び評価を適切に行う上で必要なものを選定する。
 - ・ 各項目の調査は、原則として国内外の既往の南極地域活動に関する環境影響評価書、モニタリングの報告書、観測活動の報告書・論文等の既存資料、あるいは専門家からの聞き取り等によることとし、特に必要な場合には現地調査を行う。
 - ・ 情報量が限られ、別表1に掲げるような項目についての調査が困難な場合には、各環境要素についてこれまでに得られている知見の範囲内で環境の現状を概括的に把握する。
 - ・ 現状把握を行う範囲は、南極地域活動が実施される場所及び南極地域活動により南極環境影響が及ぶことが予想される範囲とする。
 - ・ 現状把握に当たっては、可能な限り地図、見取図、写真等を使用する。
- ③ 南極地域活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測
- ・ 自然条件あるいは他の南極地域活動による南極環境影響によって、現在の環境の状態が変化することが予想される場合に、変化が予想される環境要素の将来の状態を予測する。
 - ・ 予測の手法は、④に準じる。
- ④ 南極環境影響の予測
- ・ 予測は、直接的影響、間接的影響及び累積的影響について実施する。
- ア 直接的影響の予測
- ・ 原則として3)②により現状把握を行った環境要素について実施する。

- ・ 予測においては、南極地域活動による南極環境影響の性質、範囲、期間、程度及び発現の可能性等を定量的又は定性的に示す。この際には、南極環境影響を最小にし、又は緩和するために講じられる措置の効果を考慮する。
- ・ 工事を伴う南極地域活動の場合は、工事中の南極環境影響及び工事終了後の施設等の運用の際の南極環境影響のそれぞれについて予測を行う。
- ・ 各環境要素の予測の手法は、別表2の環境要素別の予測の手法の例を参考に、南極地域活動の類型及び規模、活動を行う場所の環境の特性等を考慮して、個々の事例ごとに選定する。

イ 間接的影響の予測

- ・ 例えば湖沼への排水が水質の富栄養化をもたらし動植物相を変化させる等南極地域活動による間接的、二次的な南極環境影響が想定される場合に、該当する環境要素についてアに準じ予測を行う。

ウ 累積的影響の予測

- ・ 例えば同一地域に南極地域活動が集中する場合等、過去の南極地域活動、実施中の他の南極地域活動あるいは計画されている南極地域活動で既知のものによる南極環境影響の累積による南極環境影響が想定される場合に、当該南極地域活動に係る過去のモニタリングの結果等を活用して、該当する環境要素についてアに準じ予測を行う。

⑤ 南極環境影響を最小にし、又は緩和するための措置の検討

- ・ 南極地域活動による南極環境影響を可能な限り少なくするための措置を検討する。
- ・ このような措置としては、例えば、施設や工事の規模の最小化、燃料使用量の削減、廃棄物の持ち帰り、動植物への影響を考慮した実施時期の選定、南極地域活動終了後の施設等の撤去、改変された環境の修復、行為を行う者が遵守すべき事項を示した指針の作成、行為者への指導等のための計画の策定等が想定される。
- ・ なお、南極環境影響を及ぼすおそれのある事故を迅速かつ効果的に処理するための措置についても検討する。

⑥ 南極環境影響の評価

- ・ 予測を行ったそれぞれの環境要素ごとに評価を行い、さらにその結果を踏まえ南極地域活動全体についての南極環境影響の評価を行う。

なお、(2)3)②の人為による影響を受けやすい環境や南極特別保護地区等の指定地区が存在する場合には、必要に応じこれらの生態系への影響の観点からの南極環境影響の評価を行う。

- ・ 南極環境影響の評価においては、計画された南極地域活動による環境の量的又は質的变化を当該南極地域活動の実施前の状態と比較し、その程度を明らかにするとともに、計画された南極地域活動が法第7条第2項各号に掲げる南極地域活動に当するおそれがないか否かを明らかにする。

⑦ 代替案の検討

- ・ 計画された南極地域活動が可能な限り南極環境への影響を少なくするための措置を講じたものとなっているかどうかという観点から、計画された南極地域活動の代替案を検討するとともに、その南極環境影響を計画された南極地域活動の南極環境影響と比較する。
- ・ 代替案としては南極地域活動の場所、時期及び方法の変更並びに既存設備の活用等によるものを検討することとするが、南極地域活動の目的又は必要性等に鑑み、実現可能な範囲のものとする。

なお、代替案には、申請に係る南極地域活動の計画立案過程において検討された案や影響を緩和するための措置の案を含むものとする。

⑧ 避けることのできない南極環境影響の特定

- ・ ⑥の評価の結果を踏まえ、影響を最小にし、又は緩和するための措置を講じても避けることのできない南極環境影響（極めて軽微なものを除く。）を特定する。

⑨ 情報の欠如及び不確実性の特定

- ・ ①から⑧までの作業全体を通じ直面した情報の欠如及び不確実性を特定する。

4) モニタリングの措置の検討

- ・ 3)の予測及び評価の結果並びに南極地域活動計画において講ずる

こととされた南極環境影響を最小にし、又は緩和するための措置の有効性を検証するとともに、南極地域活動が環境に及ぼす悪影響を早期に特定するためのモニタリングの措置を検討する。

- ・ モニタリングを行う環境要素、項目及び方法は、個々の南極地域活動の類型、規模、南極地域活動を行う場所の環境の特性等に応じて、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第1に定めるものから適切なものを選択する。
- ・ モニタリングの措置を検討するに当たっては、環境保護委員会、南極研究科学委員会等の機関が策定したモニタリングの要領や既往の南極地域活動における実施事例等も参考にする。

また、モニタリング自体が環境に悪影響を与えるものとならないよう留意する。

- 5) 科学的調査の実施、既存の他の南極地域活動又は南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討
 - ・ 計画された活動が、科学的調査等、他の実施中の活動に及ぼす影響の有無及びその内容について検討する。

第4. 南極環境影響評価に係る図書の記載

第3の南極環境影響評価の結果は、初期的環境評価又は包括的環境評価の違いに応じ以下の項目に沿って記載する。なお1(2)及び2(2)においては現状把握並びに予測及び評価に用いられた方法、手順並びに用いられた情報の出典を明らかにするとともに、情報が不足しているため専門家の知識、経験及び判断に基づき現状把握並びに予測及び評価を実施した場合にはその旨が明らかになるよう留意する。

1 初期的環境評価に係る図書

- (1) 南極地域活動の目的及び内容
 - 1) 南極地域活動の目的及び内容
 - 2) 関連する他の南極地域活動の内容
- (2) 南極環境影響評価に用いた方法及び資料
- (3) 南極地域活動に係る環境の現状
- (4) 南極環境影響の予測
 - 1) 直接的影響の予測
 - 2) 間接的影響の予測
 - 3) 累積的影響の予測

- (5) 南極環境影響を最小にし、又は緩和するための措置
- (6) 南極環境影響の評価
- (7) 代替案の検討
- (8) モニタリングのための措置

2 包括的環境評価に係る図書

- (1) 南極地域活動の目的及び内容
 - 1) 申請に係る南極地域活動の目的及び内容
 - 2) 関連する他の南極地域活動の内容
- (2) 南極環境影響評価に用いた方法及び資料
- (3) 南極地域活動に係る環境の現状等
 - 1) 環境の現状
 - 2) 南極地域活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測
- (4) 南極環境影響の予測
 - 1) 直接的影響の予測
 - 2) 間接的影響の予測
 - 3) 累積的影響の予測
- (5) 南極環境影響を最小にし、又は緩和するための措置
- (6) 南極環境影響の評価
- (7) 代替案の検討
- (8) 避けることのできない南極環境影響の特定
- (9) 環境影響評価における情報の欠如及び不確実性
- (10) モニタリングのための措置
- (11) 科学的調査等実施中の他の南極地域活動への影響
- (12) 要約

注：要約は専門用語等の使用をできる限り避け、一般にも理解しやすいものとする。

別表1 環境要素別の調査項目の例

環境要素	調 査 項 目 の 例
大 気	イ. 二酸化いおう濃度 ロ. ばいじんの濃度 ハ. 二酸化窒素濃度
気 象	イ. 気温 ロ. 風向及び風速 ハ. 積雪深
水	[水質] イ. 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に掲げる物質の量又は濃度(参考1) ロ. 水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる項目(参考2) ハ. 水底の堆積物の形質及び状態 [水象] ニ. 流況等陸水の状態 [海象] ホ. 潮流又は潮位
雪 氷	イ. 氷床及び定着氷の分布 ロ. 氷床の形状 ハ. 氷床の移動の方向 ニ. 恒常的な露岩地域及び融雪による無雪地域の範囲及び時期
土壌、岩石	イ. 土壌の発達度、土壌水分、物理的かく乱及び油等による汚染等地表の土壌又は岩石の状態
地形、地質	イ. 地形(湖沼の深さ、海底の地形も含む。) ロ. 表層地質 ハ. 火山・温泉現象の有無及び位置
動 植 物	イ. 動植物の種の目録 ロ. 動物群集又は植物群落の分布 ハ. 集団繁殖地等、特に重要な動物の生息地の位置及び範囲 ニ. 動物群集又は植物群落の種構成 ホ. 動植物の種の生息状態又は生育状態(主要な種の個体数、再生産数等) ヘ. 主要な種の生息又は生育の条件(生息・生育環境の特性、餌、捕食者等)
南極史跡記念物	イ. 南極史跡記念物の保存状況
景 観	イ. 活動を行う場所及びその周辺の景観の現状 ロ. 探勝等の利用の対象となっている景観の現状

別表 2 環境要素別の予測手法の例

環境要素	予 測 手 法 の 例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気拡散モデルによる数値計算 ・ 燃料中のいおう含有率及び燃料消費量によるいおう酸化物の排出量の算定 ・ 既往の活動による影響との比較
気 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往の活動による微気象の変化等の解析
水	<p>[水質]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出水中の汚濁物質の濃度の予測及び汚水の総排出量の予測による汚濁負荷の算定 ・ 排出水域における既往の活動による影響との比較 <p>[水象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の変更等の影響要因の解析による流況や水位の変化の予測 ・ 既往の活動による影響との比較 <p>[海象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海底地形、潮流等の観測データの解析 ・ 既往の活動による影響の解析
雪 氷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪氷の改変位置及び範囲の把握 ・ 踏みつけによるかく乱等、雪氷の表層の状態の変化の予測
土壌、岩石	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地表のかく乱の有無及びその内容、程度の把握 ・ 油の漏えい等による汚染の可能性の検討
地形、地質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変位置及び面積の把握 ・ 地質構造の解析
動 植 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・生育環境の消滅若しくはその改変の有無、改変の内容及び範囲の把握 ・ 生息・生育環境の消滅又は改変が動植物の個体群並びに群集又は群落に及ぼす影響の検討 ・ 捕獲を行う場合の捕獲数と当該個体群の規模及び当該個体群における通常の再生産数との比較 ・ 種全体における当該個体群の希少性又は重要性の検討 ・ 既往の活動による動植物の生息地又は生息状態等への影響の解析 ・ 陸水の水位、水質等の変化が、動植物の生息又は生育に及ぼす影響の検討
南極史跡記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等による南極史跡記念物への間接的影響の検討
景 観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往の事例における景観変化の解析

[参考1]

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる物質

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機^{りん}化合物
(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価^ひクロム化合物
- 6 砒^ひ素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリクロリネイテツドビフェニル(別名ポリ塩化ビフェニル)
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1・2-ジクロロエタン
- 14 1・1-ジクロロエチレン
- 15 シス-1・2-ジクロロエチレン
- 16 1・1・1-トリクロロエタン
- 17 1・1・2-トリクロロエタン
- 18 1・3-ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チラウム)
- 20 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- 21 S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 22 ベンセン
- 23 セレン及びその化合物

[参考 2]

水質汚濁防止法施行令第 3 条に掲げる項目

- 1 水素イオン濃度
- 2 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 3 浮遊物質
- 4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- 5 フェノール類含有量
- 6 銅含有量
- 7 亜鉛含有量
- 8 溶解性鉄含有量
- 9 溶解性マンガン含有量
- 10 クロム含有量
- 11 弗素含有量
- 12 大腸菌群数
- 13 窒素又は磷の含有量

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則
別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件

平成9年10月8日環境庁告示58号

[改定] 平成12年12月14日環境庁告示78号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号)別表第5に基づき、次のように定める。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種は、次に掲げるものとする。

- 1 アルクトケファルス・ガゼルラ(ナンキョクオットセイ)
- 2 アルクトケファルス・トロピカリス(アナンキョクオットセイ)
- 3 オンマトフォカ・ロスイ(ロスアザラシ)

平成9年10月環境庁告示第58号(南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件)の全部を改正する告示

(平成18年9月21日環境省告示第129号)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号)別表第5の1の項の規定に基づき、平成9年10月環境庁告示第58号(南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件)の全部を次のように改正し、平成19年6月23日から適用する。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号)別表第5下欄に規定する環境大臣が定める種は、オンマトフォカ・ロスイ(ロスアザラシ)とする。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則
第22条の規定に基づく環境大臣が定める測定方法

(平成9年10月8日環境庁告示第59号)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第22条の環境大臣が定める測定方法は、日本工業規格D8004に規定する反射式スモークメータによる方法とする。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則
第23条第2項の規定に基づく環境大臣が定める測定方法

(平成9年10月8日環境庁告示第60号)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第23条第2項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別 表

有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
シアン化合物	規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	昭和49年9月環境省告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	規格K0102の54に定める方法
六価クロム化合物	規格K0102の65・2に定める方法
砒素及びその化合物	規格K0102の61・2又は61・3に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
ジクロロメタン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩素化炭素	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法

有害物質の種類	測定方法
1.1-ジクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
シス-1.2-ジクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン及びその化合物	規格K0102の67・2又は67・3に定める方法

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則
第26条第2項の規定に基づく環境大臣が定める測定方法

(平成9年10月8日環境庁告示第61号)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第26条第2項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別 表

項 目	測 定 方 法
水素イオン濃度	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の12・1に定める方法
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表4に掲げる方法
フェノール類含有量	規格K0102の28・1に定める方法
銅含有量	規格K0102の52・2、52・3、52・4又は52・5に定める方法
亜鉛含有量	規格K0102の53に定める方法
溶解性鉄含有量	規格K0102の57・2、57・3又は57・4に定める方法
溶解性マンガン含有量	規格K0102の56・2、56・3、56・4又は56・5に定める方法
クロム含有量	規格K0102の65・1に定める方法
弗素含有量	規格K0102の34に定める方法

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則
第12条及び別表第6の規定に基づく環境大臣が定める様式

(平成15年9月19日環境省告示第97号)

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号)第12条及び別表第6の規定に基づき、南極特別保護地区における南極地域活動報告書の様式を次のように定め、平成15年10月20日から施行する。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号)別表第6に規定する環境大臣が定める様式は、以下に掲げる様式とする。

様式

(第1面)

南極特別保護地区における南極地域活動報告書

年 月 日

環境大臣 殿

(郵便番号)

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第12条及び別表第6の規定に基づき、次のとおり報告します。

南極地域活動を実施した南極特別保護地区の名称	
当該活動の確認を受けた年月日	
当該活動の期間	
当該活動を実施した者の氏名及び行為者証番号	
当該活動の目的及び概要	

(第2面)

当該活動の詳細	当該地区への立入の方法及び場所	
	当該地区内での移動手段及び経路	
	採取活動等の詳細	
	建築物その他の工作物の設置日及び除去日並びに設置場所	
	野営をした場所	
	当該活動による当該地区への環境に及ぼす影響に関する評価	
備 考		

[記載要領]

1. 「当該活動の詳細」については、場所又は経路の概要を示す案内図及び当該場所の詳細を示す位置図を添付すること。これらの添付図の縮尺は活動の内容及び範囲に応じて適宜選択すること。
2. 「採取活動等の詳細」については、採取活動をおこなった場所、採取した物質及び数量等の詳細を記載すること。
3. 「当該活動による当該地区への環境に及ぼす影響に関する評価」については、「南極環境影響評価実施要領」に準じて記載すること。
4. 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

参 考

南極条約（原文縦書）

〔 昭和36年6月24日条約第5号
1959年12月1日にワシントンで署名
1961年6月23日に効力発生 〕

アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、チリ、フランス共和国、日本国、ニュー・ジーランド、ノールウェー、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

南極地域がもっぱら平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことが、全人類の利益であることを認め、

南極地域における科学的調査についての国際協力が、科学的知識に対してもたらした実質的な貢献を確認し、

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由を基礎とする協力を継続し、かつ、発展させるための確固たる基礎を確立することが、科学上の利益及び全人類の進歩に沿うものであることを確信し、

また、南極地域を平和的目的のみに利用すること及び南極地域における国際間の調和を継続することを確保する条約が、国際連合憲章に掲げられた目的及び原則を助長するものであることを確信して、

次のとおり協定した。

第1条

- 1 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。
- 2 この条約は、科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。

第2条

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、継続するものとする。

第3条

- 1 締約国は、第2条に定めるところにより南極地域における科学的調査についての国際協力を促進するため、実行可能な最大限度において、次

のことに同意する。

- (a) 南極地域における科学的計画の最も経済的かつ能率的な実施を可能にするため、その計画に関する情報を交換すること。
 - (b) 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。
 - (c) 南極地域から得られた科学的観測及びその結果を交換し、及び自由に利用することができるようにすること。
- 2 この条の規定を実施するに当たり、南極地域に科学的又は技術的な関心を有する国際連合の専門機関及びその他の国際機関との協力的活動の関係を設定することを、あらゆる方法で奨励する。

第4条

- 1 この条約のいかなる規定も、次のことを意味するものと解してはならない。
- (a) いずれかの締約国が、かつて主張したことがある南極地域における領土主権又は領土についての請求権を放棄すること。
 - (b) いずれかの締約国が、南極地域におけるその活動若しくはその国民の活動の結果又はその他の理由により有する南極地域における領土についての請求権の基礎の全部又は一部を放棄すること。
 - (c) 他の国の南極地域における領土主権、領土についての請求権又はその請求権の基礎を承認し、又は否認することについてのいずれかの締約国の地位を害すること。
- 2 この条約の有効期間中に行なわれた行為又は活動は、南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎をなし、又は南極地域における主権を設定するものではない。南極地域における領土についての新たな請求権又は既存の請求権の拡大は、この条約の有効期間中は、主張してはならない。

第5条

- 1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は、禁止する。
- 2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第9条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

第6条

この条約の規定は、南緯60度以南の地域（すべての氷だなを含む。）に適用する。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいずれの国の権利又は権利の行使をも害するものではなく、また、これらにいかなる影響をも及ぼすものではない。

第7条

- 1 この条約の目的を促進し、かつ、その規定の遵守を確保するため、第9条にいう会合に代表者を参加させる権利を有する各締約国は、この条に定める査察を行なう監視員を指名する権利を有する。監視員は、その者を指名する締約国の国民でなければならない。監視員の氏名は、監視員を指名する権利を有する他のすべての締約国に通報し、また、監視員の任務の終了についても、同様の通告を行なう。
- 2 1の規定に従って指名された各監視員は、南極地域のいずれかの又はすべての地域にいつでも出入する完全な自由を有する。
- 3 南極地域のすべての地域（これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。）は、いつでも、1の規定に従って指名される監視員による査察のため開放される。
- 4 監視員を指名する権利を有するいずれの締約国も、南極地域のいずれかの又はすべての地域の空中監視をいつでも行なうことができる。
- 5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。
 - (a) 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊
 - (b) 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地
 - (c) 第1条2に定める条件に従って南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

第8条

- 1 この条約に基づく自己の任務の遂行を容易にするため、第7条1の規定に基づいて指名された監視員及び第3条(1)(b)の規定に基づいて交換された科学要員並びにこれらの者に随伴する職員は、南極地域におけるその他のすべての者に対する裁判権についての締約国のそれぞれの地位

を害することなく、南極地域にある間に自己の任務を遂行する目的をもって行なったすべての作為又は不作為については、自己が国民として所属する締約国の裁判権にのみ服する。

- 2 1の規定を害することなく、南極地域における裁判権の行使についての紛争に係る締約国は、第9条1(e)の規定に従う措置が採択されるまでの間、相互に受諾することができる解決に到達するため、すみやかに協議する。

第9条

- 1 この条約の前文に列記する締約国の代表者は、情報を交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びに次のことに関する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれの政府に勧告するため、この条約の効力発生の日の後2箇月以内にキャンベラで、その後は適当な間隔を置き、かつ、適当な場所で、会合する。
 - (a) 南極地域を平和的目的のみに利用すること。
 - (b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。
 - (c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。
 - (d) 第7条に定める査察を行なう権利の行使を容易にすること。
 - (e) 南極地域における裁判権の行使に関すること。
 - (f) 南極地域における生物資源を保護し、及び保存すること。
- 2 第13条の規定に基づく加入によりこの条約の当事国となった各締約国は、科学的基地の設置又は科学的探検隊の派遣のような南極地域における実質的な科学的研究活動の実施により、南極地域に対する自国の関心を示している間は、1にいう会合に参加する代表者を任命する権利を有する。
- 3 第7条にいう監視員からの報告は、1にいう会合に参加する締約国の代表者に送付する。
- 4 1にいう措置は、その措置を審議するために開催された会合に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に効力を生ずる。
- 5 この条約において設定されたいずれかの又はすべての権利は、この条に定めるところによりその権利の行使を容易にする措置が提案され、審議され、又は承認されたかどうかを問わず、この条約の効力発生の日か

ら行使することができる。

第10条

各締約国は、いかなる者も南極地域においてこの条約の原則又は目的に反する活動を行なわないようにするため、国際連合憲章に従った適当な努力をすることを約束する。

第11条

- 1 この条約の解釈又は適用に関して2以上の締約国間に紛争が生じたときは、それらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決又はそれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、それらの締約国間で協議する。
- 2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する。もともと、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかつたときにも、1に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を免れない。

第12条

- 1 (a) この条約は、第9条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の一致した合意により、いつでも修正し、又は改正することができる。その修正又は改正は、これを批准した旨の通告を寄託政府が前記のすべての締約国から受領した時に、効力を生ずる。
(b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国については、これを批准した旨の通告を寄託政府が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国のうち、(a)の規定に従って修正又は改正が効力を生じた日から2年の期間内に批准の通告が受領されなかつたものは、その期間の満了の日に、この条約から脱退したものとみなされる。
- 2 (a) この条約の効力発生の日から30年を経過した後、第9条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するいずれかの締約国が寄託政府あての通報により要請するときは、この条約の運用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。
(b) 前記の会議において、その会議に出席する締約国の過半数（ただし第9条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の過半数を含むものとする。）により承認されたこの条約の修正又は改正は、その会議の終了後直ちに寄託政府によりすべての締約国に通

報され、かつ、1の規定に従って効力を生ずる。

- (c) 前記の修正又は改正がすべての締約国に通報された日の後2年の期間内に1(a)の規定に従って効力を生じなかったときは、いずれの締約国も、その期間の満了の後はいつでも、この条約から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。その脱退は、寄託政府が通告を受領した後2年で効力を生ずる。

第13条

- 1 この条約は、署名国によって批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第9条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請される他の国による加入のため開放される。
- 2 この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上の手続きに従って行なう。
- 3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。
- 5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。
- 6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第102条の規定に従って登録する。

第14条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

南極条約締約国等一覧

南極条約締約国等一覧

2007年1月1日現在

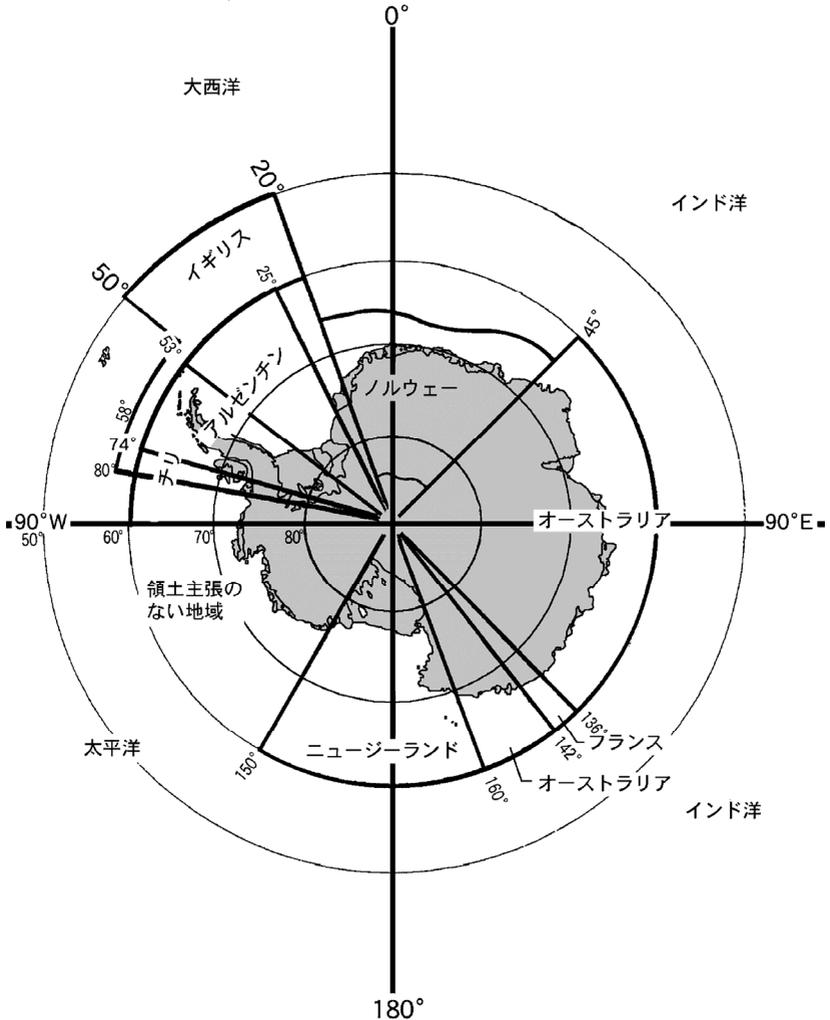
国名	南極条約及び環境保護に関する同条約議定書			SCAR	COMNAP
	◎：原署名国 (=協議国) ○：締約国	●：協議国と なった日	◇：環境保護 議定書締結日	◎：Full Member ○：Associate Member	○：Member
アルゼンチン共和国	◎1961. 6. 23		◇1993. 10. 28	◎	○
オーストラリア連邦	◎1961. 6. 23		◇1994. 4. 6	◎	○
ベルギー王国	◎1960. 7. 26		◇1996. 4. 26	◎	○
チリ共和国	◎1961. 6. 23		◇1995. 1. 11	◎	○
フランス共和国	◎1960. 9. 16		◇1993. 2. 5	◎	○
日本国	◎1960. 8. 4		◇1997. 12. 15	◎	○
ニュージーランド	◎1960. 11. 1		◇1994. 12. 22	◎	○
ノルウェー王国	◎1960. 8. 24		◇1993. 6. 16	◎	○
ロシア連邦	◎1960. 11. 2		◇1997. 8. 6	◎	○
南アフリカ共和国	◎1960. 6. 21		◇1995. 8. 3	◎	○
英国	◎1960. 5. 31		◇1995. 4. 25	◎	○
アメリカ合衆国	◎1960. 8. 18		◇1997. 4. 17	◎	○
ポーランド共和国	◎1961. 6. 8	●1977. 7. 29	◇1995. 11. 1	◎	○
チェコ共和国 ¹⁾	○1962. 6. 14		◇2004. 8. 25		
スロバキア共和国 ¹⁾	○1962. 6. 14				
デンマーク王国	○1965. 5. 20			○	
オランダ王国	○1967. 3. 30	●1990. 11. 19	◇1994. 4. 14	◎	○
ルーマニア	○1971. 9. 15		◇2003. 2. 3	○	
ブラジル連邦共和国	○1975. 5. 16	●1983. 9. 12	◇1995. 8. 15	◎	○
ブルガリア共和国	○1978. 9. 11	●1998. 5. 25	◇1998. 4. 21	◎	○
ドイツ連邦共和国 ²⁾	○1979. 2. 5	●1981. 3. 3	◇1994. 11. 25	◎	○
ウルグアイ東方共和国	○1980. 1. 11	●1985. 10. 7	◇1995. 1. 11	◎	○
バプア・ニューギニア独立国	○1981. 3. 16				
イタリア共和国	○1981. 3. 18	●1987. 10. 5	◇1995. 3. 31	◎	○
ペルー共和国	○1981. 4. 10	●1989. 10. 9	◇1993. 3. 8	◎	○
スペイン	○1982. 3. 31	●1988. 9. 21	◇1992. 7. 1	◎	○
中華人民共和国	○1983. 6. 8	●1985. 10. 7	◇1994. 8. 2	◎	○
インド	○1983. 8. 19	●1983. 9. 12	◇1996. 4. 26	◎	○
ハンガリー共和国	○1984. 1. 27				
スウェーデン王国	○1984. 4. 24	●1988. 9. 21	◇1994. 3. 30	◎	○
フィンランド共和国	○1984. 5. 15	●1989. 10. 9	◇1996. 11. 1	◎	○
キューバ共和国	○1984. 8. 16				
大韓民国	○1986. 11. 28	●1989. 10. 9	◇1996. 1. 2	◎	○
ギリシャ共和国	○1987. 1. 8		◇1995. 5. 23		
朝鮮民主主義人民共和国	○1987. 1. 21				
オーストリア共和国	○1987. 8. 25				
エクアドル共和国	○1987. 9. 15	●1990. 11. 19	◇1993. 1. 4	◎	○
カナダ	○1988. 5. 4		◇2003. 11. 13	◎	○
コロンビア共和国	○1989. 1. 31				
スイス連邦	○1990. 11. 15			◎	
グアテマラ共和国	○1991. 7. 31				
ウクライナ	○1992. 10. 28	●2004. 5. 27	◇2001. 5. 25	◎	○
トルコ共和国	○1996. 1. 24				
ベネズエラ・ボリバル共和国	○1999. 3. 24				
エストニア共和国	○2001. 5. 17				
パラルーシ共和国	○2006. 12. 27		◇2008. 7. 16		
モナコ	○2008. 5. 30		◇2009. 7. 1		
ポルトガル共和国	○2009. 12. 30				
マレーシア				◎	
パキスタン・イスラム共和国				○	

◎=12 ○=36 ●=16 ◇=34 ◎=31 ○=4 ○=29

¹⁾ 1993年1月1日からチェコスロバキアより分裂して、南極条約を承継。

²⁾ 1990年10月3日にドイツ民主共和国(1974年- - 11月19日加入)と統一してドイツ連邦共和国となる。

各国の領土権主張の状況図



イギリス	西経20度より西経80度まで
ニュージーランド	西経150度より東経160度まで
オーストラリア	東経160度より142度まで、及び136度より45度まで
フランス	東経142度より136度まで
ノルウェー	東経45度より西経20度まで
アルゼンチン	西経25度より西経74度まで
チリ	西経53度より西経90度まで

南極のあざらしの保存に関する条約

昭和55年9月5日条約第27号
1972年6月1日にロンドンで署名
1980年9月27日に効力発生
附属書は1990年3月17日に効力発生

改正 1990年5月19日外務省告示第172号

締約国は、

1959年12月1日にワシントンで署名された南極条約に基づいて採択された南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置を想記し、

南極のあざらしが商業的猟獲から害を受けやすいことについて広く憂慮されていること及びそのため効果的な保存措置が必要であることを認め、

南極のあざらし資源が海洋の環境における重要な生物資源であり、この生物資源の効果的な保存のため国際協定が必要とされていることを認め、このあざらし資源を過度の猟獲によって枯渇させるべきではなく、したがって、いかなる猟獲もその最適の持続的生産の水準を超えないように規制すべきであることを認め、

科学的知識を改善し、もって猟獲を合理的な基礎の上に置くため、南極のあざらし資源に関する生物学上の調査その他の調査を奨励するとともに、これらの調査及び将来の猟獲活動に係る統計に基づいて情報を得ようあらゆる努力を払うべきであり、その結果として適当な追加の規制措置について定めることができることを認め、

国際学術連合会議の南極研究科学委員会（SCAR）が、この条約において同委員会に要請される任務を遂行する意思を有することに留意し、南極のあざらしの保護、科学的研究及び合理的な利用を図るとの目的を推進し及び達成すること並びに生態系の満足すべき均衡を維持することを希望して、

次のとおり協定した。

第1条 適用範囲

- (1) この条約は、南緯60度以南の海域に適用するものとし、締約国は、この海域について南極条約第4条の規定を確認する。
- (2) この条約は次の種類について適用することができる。

みなみぞうあざらし（ミロウンガ・レオニナ）

ひょうあざらし（ヒュドルルガ・レプトニュクス）

ウェッデルあざらし（レプトニュコテス・ウェデルリ）

かにくいあざらし（ロボドン・カルキノファグス）

ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）

みなみおっとせい属（アルクトケファルス属）に属する種類

(3) この条約の附属書は、この条約の不可分の一部をなす。

第2条 実施

(1) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、この条約の他の規定に従う場合を除くほか、前条に掲げる種類のあざらしをこの条約の適用される区域内で殺さず又は捕獲しないことに同意する。

(2) 締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶について、この条約を実施するために必要な法令その他の措置（適当な許可制度を含む。）をとる。

第3条 附属書に定める措置

(1) この条約は、締約国が採択する措置について定めている附属書を含む。締約国は、将来、あざらし資源の保存、科学的研究及び合理的かつ人道的な利用に関する他の措置を随時採択することができるものとし、これらの措置は、特に次の事項について定める。

(a) 猟獲許容量

(b) 保護される種類及び保護されない種類

(c) 解禁期及び禁猟期

(d) 解禁区域及び禁猟区域の指定（保護区域の指定を含む。）

(e) あざらしの生活を乱すことが禁止されている特別区域の指定

(f) 種類ごとの性別、大きさ又は年齢に係る制限

(g) 猟獲の時間に係る制限並びに猟獲努力量及び猟獲方法についての制限

(h) 使用する猟具、装置及び器具の型式及び仕様

(i) 猟獲報告その他統計上及び生物学上の記録

(j) 科学的情報の検討及び評価を容易にするための手続

(k) その他の規制措置（効果的な検査制度を含む。）

(2) (1)の規定により採択される措置は、入手可能な最良の科学的及び技術上の証拠に基づいたものとする。

(3) 附属書は、第9条に定める手続に従って随時改正することができる。

第4条 特別許可

- (1) この条約の規定にかかわらず、いずれの締約国も、次のことを目的として、限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従って殺し又は捕獲するための許可証を発給することができる。
 - (a) 人又は犬に不可欠な食物を供給すること。
 - (b) 科学的調査に供すること。
 - (c) 標本を博物館、教育施設又は文化施設に提供すること。
- (2) 各締約国は、他の締約国及び南極研究科学委員会に対し、できる限り速やかに、(1)の規定に基づいて発給したすべての許可証の目的及び内容を通報するものとし、また、これらの許可証に基づいて殺され又は捕獲されたあざらしの頭数を通報する。

第5条 情報の交換及び科学上の助言

- (1) 各締約国は、附属書に定める期限までに、附属書に規定する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。
- (2) 各締約国は、毎年10月31日前に、当該年の前年の7月1日から当該年の6月30日までの間に第2条の規定によりとった措置に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。
- (3) (1)又は(2)の規定により提供すべき情報を有しない締約国は、毎年10月31日前に、その旨を正式に通知する。
- (4) 南極研究科学委員会は、次のことを行うよう要請される。
 - (a) この条の規定により受領した情報を評価し、締約国間における科学的資料及び情報の交換を奨励し、科学的調査計画を勧告し、この条約の適用される区域内での猟獲活動を通じて統計上及び生物学上の資料を収集することを勧告し並びに附属書の改正を示唆すること。
 - (b) この条約の適用される区域におけるいずれかの種類のあざらしの猟獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えている場合には、入手可能な統計上及び生物学上の証拠その他の証拠を基礎として報告を行うこと。
- (5) 南極研究科学委員会は、いずれの猟期においても、いずれかの種類のあざらしの猟獲許容量の限度を超えて猟獲が行われるおそれがあると予想する場合には、その旨を寄託政府に通知するとともに、猟獲許容量の限度に達すると予想される日を通知するよう要請される。寄託政府は、これらの通知を締約国に通報する。各締約国は、通報を受けた場合には、

当該予想される日の後締約国が別段の決定を行うまでの間において自国民及び自国を旗国とする船舶が当該種類のあざらしを殺し又は捕獲することを防止するため、適当な措置をとる。

- (6) 南極研究科学委員会は、情報を評価するに当たって必要な場合には、国際連合食糧農業機関に対し技術上の援助を求めることができる。
- (7) 第1条(1)の規定にかかわらず、締約国は、国内法令に従い、同条(2)に掲げる南極のあざらしであって南緯60度以北の浮氷海域において自国民及び自国を旗国とする船舶が殺し又は捕獲したのものに関する統計を検討のため相互に及び南極研究科学委員会に通報する。

第6条 締約国間の協議

- (1) 締約国は、商業的獵獲が開始された後はいつでも、次のことを目的とする締約国会議の招集を寄託政府を通じて提案することができる。
 - (a) 締約国の3分の2以上の多数（会議に出席するすべての署名国の賛成票を含む。）による議決で、この条約の実施のための効果的な取締制度（検査を含む。）を設けること。
 - (b) この条約に基づく任務で締約国が必要と認めるものを遂行するための委員会を設置すること。
 - (c) その他の事項を検討すること。これらの事項は、次のことを含む。
 - (i) 独自の科学上の助言を提供すること。
 - (ii) 商業的獵獲が相当の規模に達した場合には、3分の2以上の多数による議決で、この条約により南極研究科学委員会に要請される任務の一部又は全部を与えられる科学諮問委員会を設置すること。
 - (iii) 締約国の参加を得て科学的計画を実施すること。
 - (iv) 新たな規制措置（獵獲の一時的禁止を含む。）を定めること。
- (2) 締約国の3分の1が同意した場合には、寄託政府は、できる限り速やかに、(1)の締約国会議を招集する。
- (3) この条約の適用される区域におけるいずれかの種類のあざらしの獵獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えている旨の報告を南極研究科学委員会が行った場合には、いずれかの締約国の要請により締約国会議を開催する。

第7条 運用の検討

締約国は、この条約の運用について検討するため、この条約の効力発生の後5年以内に会合するものとし、その後は少なくとも5年に1回会合す

る。

第8条 この条約の改正

- (1) この条約は、いつでも改正することができる。締約国が提案する改正案は、寄託政府に提出するものとし、寄託政府は、これをすべての締約国に送付する。
- (2) 寄託政府は、締約国の3分の1の要請がある場合には、改正案を検討するための会議を招集する。
- (3) 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書又は受諾書を受領した時に効力を生ずる。

第9条 附属書の改正

- (1) いずれの締約国も、附属書の改正を提案することができる。改正案は、寄託政府に提出するものとし、寄託政府は、これをすべての締約国に送付する。
- (2) 各改正案は、締約国に対する寄託政府からの通告書に明記されている日から120日以内に、異議の通告が受領されず、かつ、締約国の3分の2が寄託政府に対し書面により承諾を通告した場合には、当該通告書の日付の日の後6箇月ですべての締約国について効力を生ずる。
- (3) 通告書の日付の日から120日以内にいずれかの締約国による異議の通告が受領された場合には、締約国は、次の締約国会議においてこの問題を検討する。その締約国会議においてこの問題に関する全会一致の合意が得られない場合には、締約国は、当初の改正案又はその締約国会議によって提案された新たな改正案についての承認又は反対をその締約国会議の終了の日から120日以内に寄託政府に通告する。当該機関の終わりまでに締約国の3分の2が改正案を承認した場合には、改正は、その締約国会議の終了の日から6箇月で、その時まで承認を通告した締約国について効力を生ずる。
- (4) 改正案に対し異議を申し立てた締約国は、いつでもその異議を撤回することができるものとし、撤回した場合には、当該改正は、既に効力を生じているときは直ちに、その他のときはこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該締約国について効力を生ずる。
- (5) 寄託政府は、承認又は異議の通告を受領したとき、異議の撤回の通告を受領したとき及び改正が効力を生じたときは、直ちに、その旨を各締約国に通報する。

- (6) 附属書の改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、改正後の附属書に拘束される。改正が効力を生ずるまでの間にこの条約の締約国となる国は、他の締約国について適用される期限までにその改正を承認し又はこれに対して異議を申し立てることができる。

第10条 署名

この条約は、1972年6月1日から12月31日まで、ロンドンにおいて、同年2月3日から2月11日までロンドンで開催された南極のあざらしの保存に関する会議に参加した国による署名のために開放しておく。

第11条 批准

この条約は、批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、ここに寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。

第12条 加入

この条約は、締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請される国による加入のために開放しておく。

第13条 効力発生

- (1) この条約は、7番目の批准書又は受諾書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- (2) この条約は、その効力発生後に批准し、受諾し又は加入する国については、その批准書、受諾書又は加入書が寄託された後30日目の日に効力を生ずる。

第14条 脱退

いずれの締約国も、いずれかの年の1月1日以前に寄託政府に通告を行うことにより当該いずれかの年の6月30日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告を受領したときは、直ちに、その旨を他の締約国に通報する。いずれの他の締約国も、寄託政府から脱退の通告の写しを受領した時から1箇月以内に、同様に脱退の通告を行うことができるものとし、この場合において、この条約は、脱退の通告を行った締約国について当該いずれかの年の6月30日に効力を失う。

第15条 寄託政府による通報

寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、次の事項を通報する。

- (a) この条約の署名並びに批准書、受諾書又は加入書の寄託及び脱退の通告

- (b) この条約の効力発生の日及びこの条約又は附属書の改正の効力発生の日

第16条 認証謄本及び登録

- (1) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。同政府は、この条約の認証謄本をすべての署名国及び加入国に送付する。
- (2) この条約は、寄託政府が国際連合憲章第102条の規定により登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1972年6月1日にロンドンで作成した。

附 属 書

1. 獵獲許容量

締約国は、毎年3月1日から当該年の翌年の2月末日までの1年間に殺され又は捕獲されるあざらしの種類ごとの総頭数を次の頭数に制限する。これらの頭数は、科学的評価に照らして検討されなければならない。

- (a) かにくいあざらし（ロボドン・カルキノファグス）については、17万5千頭
- (b) ひょうあざらし（ヒュドルルガ・レプトニュクス）については、1万2千頭
- (c) ウエッデルあざらし（レプトニュコテス・ウェデルリ）については、5千頭

2. 保護される種類

- (a) ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）、みなみぞうあざらし（ミロウंगा・レオニナ）又はアルクトケファルスに属するおつとせいを殺し又は捕獲することは、禁止する。
- (b) 繁殖期にあるため著しく群棲^{せい}しておりかつ害を受けやすい成獣群を保護する目的の下に、毎年9月1日から当該年の翌年の1月31日までの期間においてウエッデルあざらし（レプトニュコテス・ウェデルリ）を殺し又は捕獲することは、禁止する。

3. 禁獵期及び獵期

毎年3月1日から8月31日までの期間を禁獵期とし、この期間においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。毎年9月1日から当該年の翌年の2月末日までの期間は、獵期とする。

4. 獵獲区域

この4に掲げる各獵獲区域は、区域番号の順に毎年、1に掲げる種類のあざらしのあらゆる獵獲活動に対して9月1日から当該年の翌年の2月末日までの期間、閉鎖する。閉鎖は、この条約の効力発生の時に第5回南極条約協議国会議報告の附属書1付録B2の規定に基づいて閉鎖されている区域と同一の区域から行う。閉鎖された区域は、その閉鎖の期間が満了した時に、再び開放される。

第1区域 西経60度と西経120度との間

第2区域 経度零度と西経60度との間（ウエッデル海の西経60度以西の

部分を含む。)

第3区域 経度零度と東経70度との間

第4区域 東経70度と東経130度との間

第5区域 東経130度と西経170度との間

第6区域 西経120度と西経170度との間

5. 保護区域

あざらしの繁殖区域又は長期的科学調査のための区域となっている次の保護区域においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。

- (a) 南緯60度20分と南緯60度56分との間にあって、西経44度5分と西経46度25分との間にあるサウス・オークニー諸島周辺の海域
- (b) 南緯76度以南東経170度以西の南西ロス海の海域
- (c) 南緯72度19分東経170度18分にあるハレット岬^{みさき}と南緯72度11分東経170度にあるヘルム・ポイントとを結んだ線の南西側にあるエディスト・インレットの海域

6. 情報の交換

- (a) 締約国は、毎年6月30日前に、当該年の前年の3月1日から当該年の2月末日までの間にこの条約の適用される区域において自国民及び自国を旗国とする船舶が殺し又は捕獲したすべてのあざらしに関する統計上の情報の要約を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。この情報は、次の事項についての獵獲区域別及び月別のものを含む。
 - (i) 締約国を旗国とする船舶の総トン数及び純トン数、軸馬力、乗組員の数並びに操業日数
 - (ii) 捕獲したあざらしの成獣及び乳幼獣の種類毎の頭数
特に要請される場合には、この情報は、各船舶について、各操業日におけるこれらの船舶の正午位置及びその日の獵獲量を含めて提供される。
- (b) 商業的獵獲が開始されたときは、南極研究科学委員会が要請する様式及び間隔（1週間よりも短くてはならない。）で、各獵獲区域において殺し又は捕獲したあざらしの種類ごとの頭数を同委員会に報告する。
- (c) 締約国は、特に次の事項についての生物学上の情報を南極研究科学委員会に提供する。
 - (i) 性別
 - (ii) 生殖状態

(iii) 年 齢

南極研究科学委員会は、締約国の承認を得て追加の情報又は資料を要請することができる。

- (d) 締約国は、関係船舶が根拠地から出航する日の少なくとも30日前に、計画されたあざらしの猟獲活動に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

7. 猟獲方法

- (a) 南極研究科学委員会は、迅速に、かつ、苦痛を与えることなく、また、効率的にあざらしを殺し又は捕獲することを確保するため、猟獲方法に関する報告を行うとともに勧告を行うよう要請される。締約国は、南極研究科学委員会の見解に妥当な考慮を払った上で、適当な場合には、あざらしを殺し又は捕獲することに従事する自国民及び自国を旗国とする船舶についての規則を定める。

- (b) 締約国は、入手可能な科学的及び技術上の資料に照らして、科学的調査に供するために限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従って殺し又は捕獲する場合を除くほか、自国民及び自国を旗国とする船舶が水中にいるあざらしを殺さず又は捕獲しないようにすることを確保するため、適当な措置をとることに同意する。当該科学的調査は、保存のために南極のあざらし資源を管理し及びその人道的かつ合理的な利用を図るとの観点から猟獲方法の有効性について研究することを含む。当該科学的調査の実施及びその結果は、南極研究科学委員会及び寄託政府に通報するものとし、寄託政府は、これを締約国に通知する。

8. 協 力

締約国は、適当な場合には、南極条約制度内における他の国際文書の締約国及びその機関と協力し、情報を交換する。

南極の海洋生物資源の保存に関する条約

〔昭和57年4月3日条約第3号〕
〔昭和57年4月7日効力発生〕

締約国は、南極大陸を囲む海洋の環境を保全すること及び当該海洋の生態系を本来のままの状態において保護することの重要性を認識し、南極水域において海洋生物資源の集中が見られること及びこれらの資源を蛋白資源として利用する可能性に対する関心が増大していることに留意し、南極の海洋生物資源の確実な保存の緊急性を意識し、採捕についての決定が正しい科学的情報に基づいて行われるよう南極の海洋生態系及びその構成要素に関する知識を増すことが重要であることを考慮し、南極の海洋生物資源の保存に当たっては、南極条約に妥当な考慮を払って行われ、また、南極水域において調査活動又は採捕活動に従事しているすべての国が積極的に参加する国際協力が必要であることを信じ、南極の環境の保全について南極条約協議国が負っている主要な責任、特に、南極地域における生物資源の保護及び保存に関する南極条約第9条1(f)の規定に基づく責任を認識し、南極条約協議国により既にとられた措置、特に、南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置並びに南極のあざらしの保存に関する条約を想起し、南極条約協議国が第9回南極条約協議国会議において表明した南極の海洋生物資源の保存に対する関心及びこの条約を作成する起因となった勧告 I X - 2 の重要性に留意し、南極大陸を囲む水域を平和的目的のみに利用するよう維持すること及びこの水域が国際的不和の舞台又は対象となることを防止することが、全人類の利益であることを信じ、このため、南極の海洋生物の保存を確保するために必要な措置及び科学研究を勧告し、促進し、決定し及び調整するための適当な機構の設立が望ましいことを認識して、次のとおり協定した。

第1条

1 この条約は、南緯60度以南の地域における南極の海洋生物資源及び南緯

60度と南極収束線との間の地域における南極の海洋生態系に属する南極の海洋生物資源について適用する。

- 2 南極の海洋生物資源とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他の南極収束線以南に存在するすべての種類の生物（鳥類を含む。）である資源をいう。
- 3 南極の海洋生態系とは、南極の海洋生物資源の相互の関係及び南極の海洋生物資源とこれらの資源を含む自然環境との関係が複合しているものをいう。
- 4 1の南極収束線とみなす線は、緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線とする。

南緯50度経度0度、南緯50度東経30度、南緯45度東経30度、南緯45度東経80度、南緯55度東経80度、南緯55度東経150度、南緯60度東経150度、南緯60度西経50度、南緯50度西経50度及び南緯50度経度0度

第2条

- 1 この条約の目的は、南極の海洋生物資源を保存することにある。
- 2 この条約の適用上、「保存」には、合理的な利用を含む。
- 3 この条約の適用される地域における採捕及びこれに関連する活動は、この条約及び保存に関する次の原則に従って行う。
 - (a) 採捕の対象となる資源について、その量が当該資源の安定した加入を確保する水準を下回ることを防ぐこと。このため、資源の量は、最大の年間純加入量を確保する水準に近い水準以下に減少させてはならない。
 - (b) 南極の海洋生物資源のうちの採捕の対象となる資源、これに依存する資源及び採捕の対象となる資源と関係のある資源の間の生態学的関係を維持すること並びに枯渇した資源についてその量を(a)前段に規定する水準に回復させること。
 - (c) 南極の海洋生物資源の持続的保存を可能にするため、採捕の直接的及び間接的な影響、外来種の導入の及ぼす影響、採捕に関連する活動の海洋生態系に及ぼす影響並びに環境の変化の及ぼす影響に関する利用可能な知識の確実性の度合を考慮に入れて、海洋生態系の復元が20年若しくは30年にわたり不可能となるおそれのある海洋生態系における変化が生ずることを防止すること又はこれらの変化が生ずる危険性を最小限にすること。

第3条

締約国は、南極条約の締約国であるかないかを問わず、南極条約地域において南極条約の原則及び目的に反する活動を行わないこと並びに相互の関係において南極条約第1条及び第5条に定めるところの義務に拘束されることに同意する。

第4条

- 1 南極条約地域については、すべての締約国は、南極条約の締約国であるかないかを問わず、相互の関係において南極条約第4条及び第6条の規定に拘束される。
- 2 この条約のいかなる規定も、及びこの条約の有効期間中に行われるいかなる行為又は活動も、
 - (a) 南極条約地域における領土についての請求権を主張し、支持し若しくは否認するための基礎を成し又は南極条約地域における主権を設定するものではない。
 - (b) この条約の適用される地域において国際法に基づく沿岸国の管轄権を行使する権利若しくは当該管轄権を行使することについての請求権若しくは請求権の基礎をいずれかの締約国に対し放棄させ若しくは縮小させ又はこれらの権利、請求権若しくは請求権の基礎を害するものと解してはならない。
 - (c) (b)に規定する権利、請求権又は請求権の基礎を承認し又は否認することについてのいずれかの締約国の地位を害するものと解してはならない。
 - (d) 南極条約の有効期間中は南極地域における領土についての新たな請求権又は既存の請求権の拡大を主張してはならないことを定めている南極条約第4条2の規定に影響を及ぼすものではない。

第5条

- 1 南極条約の締約国でないこの条約の締約国は、南極条約地域の環境の保全についての南極条約協議国の特別の義務及び責任を認める。
- 2 南極条約の締約国でないこの条約の締約国は、南極条約地域におけるその活動につき、適当と認めるときは南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置及び南極条約協議国が人間の及ぼすあらゆる形態の有害な影響から南極の環境を保全する責任を果たすに当たって勧告した他の措置を遵守することを合意する。
- 3 この条約の適用上「南極条約協議国」とは、その代表者が南極条約第9

条に定める、会合に参加する南極条約の締約国をいう。

第6条

この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が国際捕鯨取締条約及び南極のあざらしの保存に関する条約に基づき有する権利を害し及びこれらの条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第7条

1 締約国は、この条約により南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとし、これを維持することを合意する。

2 委員会の構成国は、次のとおりとする。

(a) この条約を採択した会合に参加した各締約国は、委員会の構成国となる。

(b) 第29条の規定に基づいてこの条約に加入した各国は、当該加入国がこの条約の適用の対象となる海洋生物資源に関する調査活動又は採捕活動に従事している間、委員会の構成国となる資格を有する。

(c) 第29条の規定に基づいてこの条約に加入した地域的な経済統合のための各機関は、機関の構成国が委員会の構成国となる資格を有する間、委員会の構成国となる資格を有する。

(d) (b)及び(c)の規定に基づき委員会の作業に参加することを求める締約国は、委員会の構成国となることを求める根拠及びその時において有効な保存措置を受諾する意思を寄託政府に通告する。寄託政府は、その通告及びこれに添付された情報を委員会の各構成国に通報する。委員会のいずれの構成国も、寄託政府からその通報を受けた後2箇月以内に、この問題を検討するための委員会の特別会合を開くよう要請することができる。

その要請があったときは、寄託政府は、特別会合を招集する。特別会合の招集の要請がなかったときは、当該通告を行った締約国は、委員会の構成国となるための要件を満たしたものとみなされる。

3 委員会の各構成国は、1人の代表により代表される。代表は、代表代理及び随員を同伴することができる。

第8条

委員会は、法人格を有するものとし、各締約国の領域において、その任務の遂行及びこの条約の目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締

約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と当該締約国との間の合意によって決定する。

第9条

- 1 委員会は、第2条に定める目的及び原則を実施する任務を有する。委員会は、このため、次のことを行う。
 - (a) 南極の海洋生物資源及び南極の海洋生態系に関する調査及び包括的な研究を促進すること。
 - (b) 南極の海洋生物資源の量の状態及び変化に関する資料並びに採捕の対象となる種又はこれに依存し若しくは採捕の対象となる種と関係のある種若しくは個体群の分布、豊度及び生産性に影響を及ぼす要素に関する資料を取りまとめること。
 - (c) 採捕の対象となる資料についての採捕量及び採捕努力量に関する統計の入手を確保すること。
 - (d) (b)及び(c)の規定に基づき得た情報並びに科学委員会の報告を分析し、普及させ及び刊行すること。
 - (e) 保存の必要性を明らかにし及び保存措置の効果について分析すること。
 - (f) 5の規定に従うことを条件として、利用可能な最良の科学的証拠に基づいた保存措置を作成し、採択し及び修正すること。
 - (g) 第24条の規定に基づいて設けられた監視及び検査の制定を実施すること。
 - (h) この条約の目的を達成するために必要な他の活動を行うこと。
- 2 1(f)に規定する保存措置には、次のことを含む。
 - (a) この条約の適用される地域において採捕することのできる種別の量を指定すること。
 - (b) 南極の海洋生物資源の分布に基づいて区域及び小区域を指定すること。
 - (c) 区域及び小区域において採捕することのできる資源の量を指定すること。
 - (d) 保護される種を指定すること。
 - (e) 採捕することのできる種の大きさ、年齢及び、適当な場合には、性別を指定すること。
 - (f) 採捕の解禁期及び禁止期を指定すること。
 - (g) 採捕が科学的研究及び保存のために解禁され及び禁止される地域、区域及び小区域を指定すること（保護及び科学的研究のための特別区域を

指定することを含む。)

- (h) いずれの区域又は小区域においても採捕の集中が過度になることを特に避けるため、採捕努力量及び採捕の方法（漁具を含む。）について規制すること。
 - (i) 委員会がこの条約の目的を達成するために必要と認めるその他の保存措置（採捕及びこれに関連する活動が採捕の対象となる資源以外の海洋生態系の構成要素に与える影響に関する措置を含む。）をとること。
- 3 委員会は、すべての有効な保存措置についての記録を刊行し、常時整備する。
- 4 委員会は、1に定める任務を遂行するに当たり、科学委員会の勧告及び助言を十分に考慮する。
- 5 委員会は、南極条約第9条の規定に基づく南極条約協議国会議又はこの条約の適用される地域に入ってくる種について責任を有する漁業委員会が作成し又は勧告したすべての関連措置又は規則の下での締約国の権利及び義務と、委員会の採択する保存措置の下での締約国の権利及び義務とが抵触しないようにするため、これらの関連措置又は規則を十分に考慮する。
- 6 委員会の構成国は、この条約に従って委員会が採択した保存措置を次の方法により実施する。
- (a) 委員会は、委員会のすべての構成国に対し保存措置について通告する。
 - (b) 保存措置は、(c)及び(d)の場合を除くほか、(a)に規定する通告の後180日で委員会のすべての構成国について拘束力を生ずる。
 - (c) 委員会のいずれかの構成国が(a)に規定する通告の後90日以内に保存措置の全体又は一部を受諾することができない旨を委員会に通告した場合には、当該構成国は、その通告により表明した範囲において保存措置に拘束されない。
 - (d) 委員会のいずれかの構成国が(c)の規定による手続を援用した場合には、委員会は、委員会のいかなる構成国の要請によっても、当該保存措置について検討するために会合する。その会合の時に及びその会合の後30日以内に、委員会のいかなる構成国も、当該保存措置を受諾することができなくなった旨を宣言する権利を有する。その宣言が行われた場合には、当該構成国は、当該保存措置に拘束されない。

第10条

- 1 委員会は、この条約の締約国でない国の国民又は船舶による活動であつ

てこの条約の目的の達成に影響を及ぼすと委員会が認めるものについて、当該国の注意を喚起する。

- 2 委員会は、すべての締約国に対し、締約国による活動であって当該締約国によるこの条約の目的の達成又はこの条約に基づく当該締約国の義務の履行に影響を及ぼすと委員会が認めるものについて注意を喚起する。

第11条

委員会は、この条約の適用される地域及び当該地域に近接する海域であっていずれかの締約国が管轄権を行使することのできるものの双方において発生する種又はこれと密接な関係のある種の系群の保存について当該締約国と協力するよう努めるものとし、これらの系群に関してとられた保存に係る措置の調和を図るものとする。

第12条

- 1 実質事項に関する委員会の決定は、意見の一致によって行う。ある事項が実質事項であるかないかの問題は、実質事項として取り扱う。
- 2 1の事項以外の事項に関する決定は、出席しかつ投票する委員会の構成国の単純多数による議決で行う。
- 3 委員会において決定を必要とする議題の検討が行われる場合には、地域的な経済統合のための機関が当該決定に参加するか参加しないか及び、参加するときは、当該機関のいずれの構成国が同時に参加するかが明らかにされなければならない。当該決定にこのようにして参加する締約国の数は、委員会の構成国である当該機関の構成国の数を超えてはならない。
- 4 この条の規定に従って決定が行われる場合には、地域的な経済統合のための機関は、一の票のみを有する。

第13条

- 1 委員会の本部は、オーストラリアのタスマニア州ホバートに置く。
- 2 委員会は、年次通常会合を開催する。その他の会合は、構成国の3分の1の要請により及びこの条約の他の規定に定めるところにより開催する。委員会は、その第1回会合を、この条約の適用される地域において採捕活動を行っている国のうち少なくとも2の国が締約国に含まれていることを条件として、この条約の効力発生の後3箇月以内に開催するものとし、また、いかなる場合にも、この条約の効力発生の後1年以内に開催する。寄託政府は、委員会の実効的な運営のためにできる限り多数の署名国が委員会に代表されることの必要性を考慮に入れ、委員会の第1回会合に関して

署名国と協議を行う。

- 3 寄託政府は、委員会の本部において委員会の第1回会合を招集する。その後の委員会の会合も、委員会が別段の決定を行わない限り、委員会の本部において開催する。
- 4 委員会は、構成国の代表のうちから議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ2年の任期で在任するものとし、更に1の任期につき再選される資格を有する。もっとも、最初の議長は、最初の任期を3年として選出される。議長及び副議長は、同じ締約国の代表であってはならない。
- 5 委員会は、前条に規定する事項に関するものを除くほか、その会合の運営に関する手続規則を採択し及び必要に応じて改正する。
- 6 委員会は、その任務の遂行に必要な補助機関を設けることができる。

第14条

- 1 締約国は、委員会の協議機関として、この条約により南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会（以下「科学委員会」という。）を設置する。科学委員会は、別段の決定を行わない限り、通常、委員会の本部において会合する。
- 2 委員会の構成国は、科学委員会の構成国となるものとし、適当な科学上の資格を有する代表を任命する。代表は、他の専門家及び顧問を同伴することができる。
- 3 科学委員会は、必要に応じて特別に、他の科学者及び専門家の助言を求めることができる。

第15条

- 1 科学委員会は、この条約の適用の対象となる海洋生物資源に係る情報の収集、研究及び交換に関する協議及び協力のための場を設け並びに南極の海洋生態系に属する海洋生物資源に関する知識を広めるための科学的調査の分野における協力を奨励し及び促進する。
- 2 科学委員会は、委員会がこの条約の目的を達成するために指示を与える活動を行うものとし、また、次のことを行う。
 - (a) 第9条に規定する保存措置に関する決定のために用いられる基準及び方法を定めること。
 - (b) 南極の海洋生物資源の量の状態及び傾向を定期的に評価すること。
 - (c) 採捕が南極の海洋生物資源に対し及ぼす直接的及び間接的な影響に関

する資料を分析すること。

- (d) 採捕の方法又は規模について提案された変更及び提案された保存措置の効果を評価すること。
- (e) この条約の目的を達成するための措置及び調査に関し、要請に応じて又は自己の発意により、評価、分析、報告及び勧告を委員会に送付すること。
- (f) 南極の海洋生物資源についての国際的な又は一国による調査計画の実施のための提案を作成すること。

3 科学委員会は、その任務の遂行に当たり、他の適切な技術的及び科学的機関の作業並びに南極条約の枠組みにおいて行われる科学的活動を考慮する。

第16条

- 1 科学委員会は、その第1回会合を委員会の第1回会合の後3箇月以内に開催するものとし、その後は、その任務の遂行上の必要に応じて会合する。
- 2 科学委員会は、その手続規則を採択し及び必要に応じて改正する。手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。手続規則には、少数派によって作成された報告を提出するための手続を含む。
- 3 科学委員会は、委員会の承認を得て、その任務の遂行に必要な補助機関を設けることができる。

第17条

- 1 委員会は、委員会の決定する手続及び条件に従い、委員会及び科学委員会の活動のために事務局長を任命する。事務局長の任期は、4年とし、また、事務局長は、再任されることができる。
- 2 委員会は、必要な事務局の組織を認めるものとし、事務局長は、委員会の決定する規則、手続及び条件に従い、事務局の職員を任命し、指揮し及び監督する。
- 3 事務局長及び事務局は、委員会の委託する任務を遂行する。

第18条

委員会及び科学委員会の公用語は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第19条

- 1 各年次会合において、委員会は、意見の一致により、自己の予算及び科学委員会の予算を採択する。

- 2 事務局長は、委員会、科学委員会及び補助機関の予算案を作成し、委員会の年次会合の60日前までに委員会の構成国に送付する。
- 3 委員会の各構成国は、予算に係る分担金を支払う。この条約の効力発生の後5年を経過するまでは、委員会の各構成国の分担金の額は、均等なものとする。その後の分担金の額は、採捕量と委員会のすべての構成国間の均等負担の原則との2の基準に基づいて決定する。委員会は、意見の一致により、この2の基準をいかなる割合により適用するかを決定する。
- 4 委員会及び科学委員会の財政活動は、委員会の採択する財政規則に従って行われるものとし、委員会の選任する独立の会計検査専門家による年次検査を受ける。
- 5 委員会の各構成国は、委員会及び科学委員会の会合への出席に係る自国の経費を負担する。
- 6 連続した2年の間分担金を支払わない委員会の構成国は、その債務を履行しない同委員会において決定に参加する権利を有しない。

第20条

- 1 委員会の構成国は、委員会及び科学委員会がそれぞれの任務の遂行に当たって必要とする統計上、生物学上その他の資料及び情報を最大限度可能な範囲で委員会及び科学委員会に毎年提供する。
- 2 委員会の構成国は、信頼し得る採捕量及び採捕努力量に関する統計を取りまとめることができるようにするため、自国の採捕活動に関する情報(採捕地域及び船舶に関する情報を含む。)につき、定められた方法及び間隔で提供する。
- 3 委員会の構成国は、委員会の採択した保存措置を実施するためにとった措置に関する情報を定められた間隔で委員会に提供する。
- 4 委員会の構成国は、採捕の影響を評価するために必要な資料を自国の採捕活動を利用して収集することに同意する。

第21条

- 1 各締約国は、この条約の規定及び委員会の採択した保存措置であって第9条の定めるところにより自国が拘束されるものの遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置をとる。
- 2 各締約国は、1の規定に基づいてとった措置(違反に対する制裁を含む。)に関する情報を委員会に送付する。

第22条

- 1 各締約国は、いかなる者もこの条約の目的に反する活動を行わないようにするため、国際連合憲章に従った適当な努力をすることを約束する。
- 2 各締約国は、自国の知ったこの条約の目的に反するいかなる活動についても、委員会に通告する。

第23条

- 1 委員会及び科学委員会は、南極条約協議国の権限内にある事項について南極条約協議国と協力する。
- 2 委員会及び科学委員会は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の専門機関と協力する。
- 3 委員会及び科学委員会は、適当な場合には、その作業に貢献することのできる政府間の及び非政府の機関（南極研究科学委員会、海洋研究科学委員会及び国際捕鯨委員会を含む。）との作業上の協力関係を発展させるよう努める。
- 4 委員会は、この条に規定する機関及び、適当な場合には、他の機関と取決めを行うことができる。委員会及び科学委員会は、これらの機関に対し、委員会、科学委員会及びこれらの補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

第24条

- 1 この条約の目的を推進し、かつ、この条約が遵守されることを確保するため、締約国は、監視及び検査の制度を設けることを合意する。
- 2 委員会は、次の原則を基礎として監視及び検査の制度を組織する。
 - (a) 締約国は、既存の国際慣行を考慮しつつ、監視及び検査の制度の効果的な実施を確保するために相互に協力する。この制度には、特に、委員会の構成国の指名する監視員及び検査院による乗船及び検査に関する手続並びに乗船及び検査の結果得られた証拠に基づいて旗国が行う訴追及び制裁に関する手続を含める。行った訴追及び課した制裁についての報告は、第21条に規定する情報に含める。
 - (b) この条約の定めるところによりとられた措置の遵守を確認するため、監視及び検査は、委員会の構成国の指名する監視員及び検査員が、委員会の定める条件に従い、この条約の適用される地域における海洋生物資源の科学的調査又は採捕に従事する船舶に乗船することにより実施する。
 - (c) 指名された監視員及び検査員は、自己が国籍を有する締約国の管轄の

下に置かれる。監視員及び検査員は、自己を指名した委員会の構成国に対し報告を行い、当該構成国は、委員会に対し報告を行う。

- 3 委員会の構成国は、監視及び検査の制度が組織されるまでの間、監視員及び検査員を指名するための暫定的措置をとるよう努めるものとし、このようにして指名された監視員及び検査員は、2に定める原則に基づいて検査を実施する権限を与えられる。

第25条

- 1 この条約の解釈又は適用に関して2以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。
- 2 1に規定する紛争で1の規定によって解決されなかったものは、それぞれの場合にすべての紛争当時国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もっとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかった場合においても、1に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。
- 3 紛争が仲裁に付託される場合には、仲裁裁判所は、この条約の附属書の定めるところにより構成する。

第26条

- 1 この条約は、1980年8月1日から12月31日までキャンベラにおいて、同年5月7日から5月20日までキャンベラで開催された南極の海洋生物資源の保存に関する会議に参加した国による署名のために開放しておく。
- 2 1の規定により署名する国は、この条約の原署名国とする。

第27条

- 1 この条約は、署名国によって批准され、受託され又は承認されなければならない。
- 2 批准書、受諾書又は承認書は、この条約において寄託政府として指名されるオーストラリア政府に寄託する。

第28条

- 1 この条約は、第26条1に規定する国による8番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、その効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入

書を寄託する国又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約は、この条約の適用の対象となる海洋生物資源に関する調査活動又は採捕活動に関心を有する国による加入のために開放しておく。
- 2 この条約は、主権国家により構成される地域的な経済統合のための機関であって、当該機関の1又は2以上の構成国が委員会の構成国であり、かつ、当該機関の構成国がこの条約の適用の対象となる事項に関する権限の全部又は一部を当該機関に移譲したのものによる加入のために開放しておく。地域的な経済統合のための機関の加入については、委員会の構成国の間で協議されなければならない。

第30条

- 1 この条約は、いつでも改正することができる。
- 2 寄託政府は、委員会の構成国の3分の1の要請がある場合には、改正案を討議するための会合を召集する。
- 3 改正は、寄託政府が委員会のすべての構成国から改正の批准書、受諾書、又は承認書を受領した時に効力を生ずる。
- 4 その後は、改正は、他の締約国による改正の批准、受諾又は承認の通告を寄託政府が受領した時に当該地の締約国について効力を生ずる。3の規定による改正の効力発生の日から1年以内に他の締約国がいずれの通告も行わなかった場合には、当該地の締約国は、この条約から脱退したものとみなされる。

第31条

- 1 いずれの締約国も、いずれかの年の1月1日以前に寄託政府に書面による通行を行うことにより当該いずれかの年の6月30日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、通告を受領したときは、直ちにその旨を他の締約国に通報する。
- 2 いずれの他の締約国も、寄託政府から1の規定による脱退の通告の写しを受領した時から60日以内に、寄託政府に書面による脱退の通告を行うことができるものとし、この場合において、この条約は、脱退の通告を行った締約国について2の当該いずれかの年の6月30日に効力を失う。
- 3 委員会のいずれかの構成国によるこの条約からの脱退は、この条約に基づく当該構成国の資金的な義務に影響を及ぼすものではない。

第32条

寄託政府は、すべての締約国に対し、次の事項を通報する。

- (a) この条約の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この条約の効力発生の日及びこの条約の改正の効力発生の日

第33条

- 1 この条約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、オーストラリア政府に寄託する。同政府は、この条約の認証謄本をすべての署名国及び加入国に送付する。
- 2 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第102条の規定により登録する。

1980年5月20日にキャンベラで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

仲裁裁判所に関する附属書

- 1 第25条3にいう仲裁裁判所は、次のとおり任命される3人の仲裁人により構成する。
 - (a) 訴訟手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国に仲裁人の氏名を通報するものとし、他の紛争当事国は、その通報を受けた後40日以内に第2の仲裁人の氏名を通報する。紛争当事国は、第2の仲裁人が任命された後60日以内に、いずれの紛争当事国の国民でもなく、かつ、最初の2人の仲裁人の有している国籍にいずれも有していない第3の仲裁人を任命する。第3の仲裁人が、仲裁裁判所を主宰する。
 - (b) 第2の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合又は第3の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかった場合には、当該第2又は第3の仲裁人は、いずれかの紛争当事国の要請により、この条約の締約国である国の国籍を有していない国際的に名声のある者のうちから常設仲裁裁判所事務総長が任命する。
- 2 仲裁裁判所は、その本部の場所を決定するものとし、また、その手続規則を採択する。
- 3 仲裁裁判所の判断は、その構成員の多数決により行われるものとし、構成員は、投票に際し棄権することができない。
- 4 紛争当事国でないいずれの締約国も、仲裁裁判所の同意を得て訴訟手続に参加することができる。
- 5 仲裁裁判所の判断は、最終的なものとし、すべての紛争当事国及び訴訟手続に参加するいずれの国も拘束する。これらの国は、直ちにその判断に従うものとする。仲裁裁判所は、1の紛争当事国又は訴訟手続に参加するいずれかの国の要請により、判断について解釈を行う。
- 6 特別な事情のある訴訟であることを理由として仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の経費(その構成員の報酬を含む。)は、紛争当事国が均等に負担する。

(署名欄は省略)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び同施行令による規制

(2007年1月現在)

※ただし、2007年4月に改正予定

1. 船舶からのビルジその他の油の排出基準

船舶・総トン数等	一般海域および南極海域以外の特別海域	南極海域
1 総トン数の以上 の全船舶	希釈しない場合の油分濃度が15ppm以下であること	排 出 不 可
	航行中に排出すること	
	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置を稼働させながら排出すること	

- (注1) 上記の基準に従ってするすべての排出は、「海岸からできる限り離れて行うよう努めなければならない」としてされている。
- (注2) 「ビルジその他の油」とは、油のうち、タンカーの水バラスト、貨物船の洗浄水及びビルジであって貨物油を含むもの以外のものであり、具体的には、機関室ビルジ、燃料油タンクの洗浄水、燃料油タンクに積載した水バラスト、機関室で生じた廃油等をいう。
- (注3) 特別海域とは、地中海、バルティック海、黒海、及び南緯60度以南の南極海域をいい、一般海域とは、特別海域以外の海域をいう。

2. 船舶からの廃棄物の排出に関する規制

廃棄物 / 海域		特別海域以外の海域			特別海域	
		全ての国の領海基線から3海里未満	3～12海里	12～50海里	50海里以上	12海里未満
日常系	食物くず	排出禁止	焼却式排出又は粉砕式排出法	排出方法限定なし	排出禁止	排出方法限定なし
	可燃性の廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず等)	排出禁止	焼却式排出又は粉砕式排出法	排出方法限定なし	排出禁止	
	金属くず、ガラスくず、とうじくず	排出禁止	粉砕式排出法	排出方法限定なし	排出禁止	
	その他	排出禁止				
通常系	熱しやく減量15%以下にしたもの及び無機性のもの	排出禁止		比重1.2以上の状態とし、粉末のまま排出しないこと	排出禁止	
	植物性のもの	排出禁止		比重1.2以上の状態とし、粉末のまま排出しないこと	排出禁止	
	動物性のもの (魚類以外)	排出禁止	排出方法限定なし		排出禁止	
	動物性のもの(魚類)	排出方法限定なし(特定沿岸海域を除く)				
	その他	排出禁止				

- (注) 焼却式排出方法：焼却して灰の状態にして排出すること
 粉砕式排出方法：運輸省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理し、当該廃棄物を最大25mm未満の状態にして排出すること。

3. 船舶からのふん尿及び汚水の排出基準

国際航海に従事する船舶（総トン数400トン以上）について

ふん尿等の区分	排出海域の基準	排出方法に関する基準
ふん尿又は汚水：国土交通大臣が定める技術上の基準に適合する処理装置により処理されていないもの	すべての国の領海の基線からその外側12海里の線を越える海域	① 海面下に排出すること
ふん尿または汚水：国土交通大臣が定める技術上の基準に適合する処理装置により処理されたもの	すべての国の領海の基線からその外側3海里の線を越える海域	② 対水速度4ノット以上航行中であること

4. 船舶における可燃性固形状廃棄物の燃焼方法に関する基準

油等		焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
1の2	南極海域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令第244号）第2条第3号に規定する駆除剤のうち鉛、ひ素、銅、亜鉛、バリリウム、クロム、ニッケル若しくはバナジウム又はこれらの化合物を含む南極廃棄物	すべての国の領海の基線からその外側50海里を超える海域（南極海域を除く。）	①焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒鉛を出さない焼却方法により焼却すること ②燃焼中の燃焼効率、火炎温度及び主要な燃焼室内における燃焼ガスの平均滞留時間が環境省令で定める基準に適合する燃焼方法により焼却すること。③焼却に伴って生ずる排出ガス中に含まれるばいじんの量が環境省令で定める基準に適合する焼却方法により焼却すること
2の2	南極海域の環境の保護に関する法律施行令第2条第3号に規定する駆除剤（1の2を除く）であって南極廃棄物であるもの及び廃エアコン、廃テレビ魔電子レンジに含まれるポリ塩化ビフィニルを使用する部品	すべての国の領海の基線からその外側50海里を超える海域（南極海域を除く。）	①焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒鉛を出さない焼却方法により焼却すること ②燃焼中の燃焼効率、火炎温度及び主要な燃焼室内における燃焼ガスの平均滞留時間が環境省令で定める基準に適合する燃焼方法により焼却すること。
5の2	南極廃棄物（1の2、2の2を除く）	特定沿岸海域及び南極海域を除く海域	①焼却設備の排出口から火炎及び環境省令で定める基準に適合しない黒鉛を出さない焼却方法により焼却すること

※ 南極廃棄物：南極地域の環境の保護に関する法律第3条第12号に規定する廃棄物

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び同施行令による規制

(2007年4月改正予定)

1. 船舶からのビルジその他の油の排出基準

船舶・総トン数等	一般海域および南極海域以外の特別海域	南極海域
1万トン以上の全船舶	希釈しない場合の油分濃度が15ppm以下であること	排 出 不 可
	航行中に排出すること	
	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置を動作させながら排出すること	

- (注1) 上記の基準に従ってするすべての排出は、「海岸からできる限り離れて行うよう努めなければならない」としてされている。
- (注2) 「ビルジその他の油」とは、油のうち、タンカーの水バラスト、貨物船の洗浄水及びビルジであって貨物油を含むもの以外のものであり、具体的には、機関室ビルジ、燃料油タンクの洗浄水、燃料油タンクに積載した水バラスト、機関室で生じた廃油等をいう。
- (注3) 特別海域とは、地中海、バルティック海、黒海、及び南緯60度以南の南極海域をいい、一般海域とは、特別海域以外の海域をいう。

2. 船舶からの廃棄物の排出に関する規制

廃棄物		海域	特別海域以外の海域			特別海域	
			全ての国の領海基線から3海里未満	3～12海里	12～50海里	50海里以上	12海里未満
日常系	食物くず	排出禁止	焼却式排出又は粉砕式排出法	排出方法限定なし		排出禁止	排出方法限定なし
	可燃性の廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず等)	排出禁止	焼却式排出又は粉砕式排出法	排出方法限定なし		排出禁止	
	金属くず、ガラスくず、とうじきくず	排出禁止	粉砕式排出法	排出方法限定なし		排出禁止	
	その他	排出禁止					
通常系	熟しやく減量15%以下にしたもの及び無機性のもの	排出禁止		比重1.2以上の状態とし、粉末のまま排出しないこと		排出禁止	
	植物性のもの	排出禁止		比重1.2以上の状態とし、粉末のまま排出しないこと		排出禁止	
	動物性のもの (魚類以外)	排出禁止		排出方法限定なし		排出禁止	
	動物性のもの(魚類)	排出方法限定なし(特定沿岸海域を除く)					
	その他	排出禁止					

- (注) 焼却式排出方法：焼却して灰の状態にして排出すること
 粉砕式排出方法：運輸省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理し、当該廃棄物を最大25mm未満の状態にして排出すること。

3. 船舶からのふん尿及び汚水の排出基準

国際航海に従事する船舶（総トン数400トン以上）について

ふん尿等の区分	排出海域の基準	排出方法に関する基準
ふん尿又は汚水：国土交通大臣が定める技術上の基準に適合する処理装置により処理されていないもの	すべての国の領海の基線からその外側12海里の線を越える海域	① 海面下に排出すること ② 対水速度4ノット以上航行中であること
ふん尿または汚水：国土交通大臣が定める技術上の基準に適合する処理装置により処理されたもの	すべての国の領海の基線からその外側3海里の線を越える海域	

南極環境影響評価のガイドライン

この文献は、1999年第23回南極条約協議国会議（ATCM）において南極観測実施責任者評議会（COMNAP）から提出されたワーキング・ペーパーの要約文である。

引用文献：平成10年度南極地域における環境影響評価技術指針等検討調査報告書（環境庁請負調査報告書）

EIAのガイドライン

第23回南極協議国会議において示された「EIAのガイドライン」の要約を以下に示す。なお、このガイドラインは、国内法や協議国が係る義務などに差し支えない範囲で適用されるとしている。

1. はじめに

EIAは、附属書Iによると、活動による影響が「軽微な又は一時的な影響」を及ぼすかどうかによって異なり、「軽微な又は一時的な影響」を及ぼす場合はIEEを、「軽微な又は一時的な影響」を上回る場合はCEEを事前に作成しなければならない。なお、「軽微な又は一時的な影響」は、各地域の状況に応じて設定する必要があるため、ここでは、「軽微な又は一時的な影響」の定義を行わない。

このガイドラインは、マドリッド議定書の第8条及び議定書Iに示された要求事項を満たすとともに、各国のEIAの作成のための手続きやガイドラインの要求事項にも配慮して作成した。

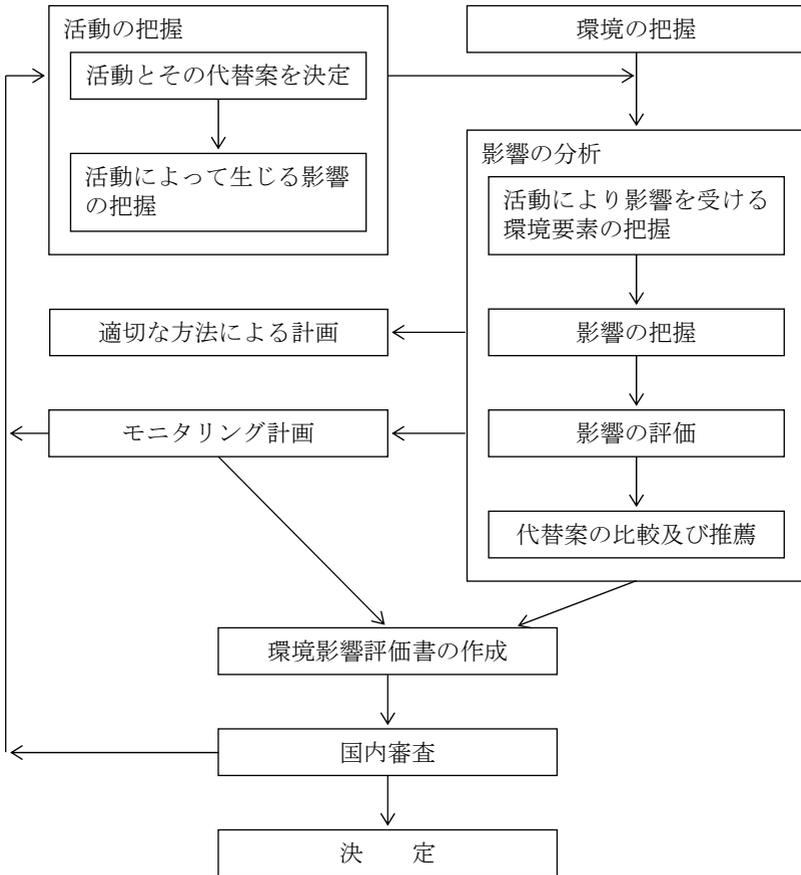
2. 目的

このガイドラインの目的は、

- ・南極EIAの経験がほとんどない活動者を補助する。
- ・作成するEIAを適当なレベルとなるよう補助する。
- ・共同活動のEIAにおいて、調整、協力が容易にする。
- ・同様な活動や同様な環境下でのEIAの比較を容易にする。
- ・南極協議国以外の活動者へのアドバイスを提供する。
- ・ある特定地域での累積的影響を分析することを補助する。
- ・EIAの継続的な発展のプロセスを始めるものである。

3. EIAのプロセス

EIAのプロセスを以下に示す。



3.1. 活動の考察

3.1.1. 活動の決定

活動は、南極での人間の存在の結果によって生じ、いくつかの行動から構成されていることから、全段階において活動を分析する必要がある。

活動計画とその代替案は以下の点から確認する必要がある。

- ・ 目的及び必要性
- ・ 環境に影響を与える可能性のある活動の主要な特性

- ・活動計画と関連した過去あるいは現在の活動との関係
- ・地図などを用いた活動の場所と地理的な範囲
- ・活動の時間
- ・活動の場所と特別管理地域との関係
- ・計画に必要な事前の測定

3.1.2. 活動の代替案

活動の代替案については、以下に示すものが考えられる。また、「計画を行わない」代替案も含む必要がある。

- ・活動場所の検討
- ・活動により生じる要因を減らす技術の導入
- ・既存施設の利用
- ・活動時間の検討

3.1.3. 活動により生じる要因の把握

活動により生じる要因は、活動の結果として環境に負荷するものである。また、一つの活動は様々な影響を生じるとともに、ある影響は様々な活動によって生じることには注意しなければならない。この過程では、下記に示すようなマトリックスによって、活動によって生じる要因と活動を把握することが有効である。

要因 行動	排気ガス	廃棄物	騒音	燃料漏洩	機械移動	熱
車 両	×	—	×	×	×	×
動力発生装置	×	—	×	×	—	×
建 設	×	×	×	×	×	—
燃 料 保 管	—	—	—	×	—	—

3.2. 環境の把握

環境の現状把握には以下の項目が含まれていなければならない。なお、以下に示す基本的な情報がない場合は、現地調査も必要となる。

- ・南極条約により協定されている平和と科学的な利用される自然保護地域としての状態を含んだ特別な状態を認識すること
- ・以下のものを含んだ直接的、間接的に影響を与える物理的、生物的特徴
 - ・物理的特徴（例：地形学、測深学、地質学、地学、土壌学、陸水学、

気象学、氷河学など)

- ・生物（例：動植物種のリスト、生息数、集団生息地、及び営巣地の存在などの重要な特徴）
- ・生息数に依存し関係したもの（例：採餌場所に関係した鳥類の繁殖地）
- ・日中、季節、1年、数年というタイムスケールで生じる環境の変化
- ・環境的な感度の空間的、時間的な情報（例：降雪の有無による影響の違い）
- ・生息数の増加や、ある種の広がり、地形学的、陸水学的現象
- ・データの信頼性（例：逸話的、歴史的、科学的など）
- ・他の活動や過去の活動により、変化、または変化したであろう環境
- ・特別な価値のある地域（事前に確認された場合）
- ・間接的で蓄積性の影響が考えられる地域の存在
- ・活動が依存し関係している生態系へ及ぼす影響
- ・科学活動のように、すでに活動が行われていて南極で保全する価値がある地域や地点
- ・予測される変化をモニターするパラメーター

3.3. 影響の分析

3.3.1. 活動による影響を受ける環境要素の把握

活動により影響を受ける環境要素の把握には、下記に示すマトリックスを用いてまとめることができる。

要因 \ 環境要素	植物相	動物相	淡水/海水	土 壤	大気質
排 気 ガ ス	×	×	×	×	×
騒 音		×			
燃 料 漏 洩	×	×	×	×	
廃 棄 物	×	×	×	×	
帰化種の持ち込み	×	×			

また、予測を行うためには、活動により受ける影響の度合いを把握する必要がある。この影響の度合いを把握する要素として、以下のものがあげられる。

- ・時間の変動。季節によって活動により影響を受ける環境要素は季節

等により変化する。

- ・活動要素と環境要素の関係を把握する。特に、間接的に影響を受ける環境要素や、様々な発生源や同じ発生源から繰り返し影響を受ける環境要素について把握する。

3.3.2. 影響の把握

影響とは、人間活動によって生じた価値や自然資源の変化であり、活動要素と環境要素の相互作用の結果とも言える。

影響は、その性質、範囲、程度、期間、回復力、間隔によって把握する。また、直接的、間接的、累積的影響の区別をはっきり区別する必要がある。

3.3.3. 影響の評価

影響の評価は、予想される影響の重要性である。マドリッド議定書では、重要性について3つのレベルで評価している。

- ・軽微なまたは一時的な影響以下
- ・軽微なまたは一時的な影響
- ・軽微なまたは一時的な影響以上

影響の評価は、活動場所により異なるが、類似事例を参考にするとよい。また、情報が不足している場合などは専門家に意見を聞く必要がある。また、評価は直接的、間接的、累積的影響も考慮しなければならない。加えて、避けられない影響については、活動の正当性を示す必要がある。

影響を評価する際には、以下の点について注意する必要がある。

- ・活動期間と影響がある期間の混乱
- ・影響と活動により生じる要因の混乱
- ・直接的影響についてのみ分析し、間接的、累積的影響は行わない

3.4. 影響の比較

代替案の影響について比較する必要がある。

3.5. 適切な方法による計画

影響を最小限にするために「緩和措置」や「環境修復」を含んだ適切な方法について考慮する必要がある。

緩和措置としては、活動により異なるが、以下のものがあげられる。

- ・管理方法の改善
- ・適切な時期の活動の確立

- ・活動関係者への教育・訓練
- ・有識者からの適切なアドバイスの確保

緩和措置による影響の回避は、モニタリングや環境修復の手間を最小限にし、環境の現状維持に役立つ。しかし、緩和措置や環境修復を考慮する際には、以下の点に注意する必要がある。

- ・緩和措置と環境修復の区別をはっきりすること
- ・環境の状況を把握すること
- ・緩和措置により予期しない影響があるかもしれないことを考慮すること
- ・環境修復により自然が元の状態に戻るとは限らないことを気をつけること
- ・ある方法が他の方法と反対または相乗的な作用となるかもしれないことを考慮すること

3.6. モニタリング計画

モニタリングは予測の正確性や、予測できない影響を把握するために行う。また、十分な基礎的な情報がない場合は、活動の開始前から行う必要がある。

モニタリングの計画・実施には、数々の状況により妨げられる。

- ・活動が行われるまで、モニタリング計画をそのままにすること
- ・モニタリングには経費がかかること
- ・活動による環境影響における憶測を試験できないこと
- ・モニタリングのフォローを失敗すること
- ・自然による変化と人間による変化の区別に失敗すること

4. 環境影響評価書の作成

環境影響評価書の作成に当たっては、適切な言葉で示し、専門用語は避けるとともに、地図、表、グラフ等によってわかりやすく作成する。

E I Aの目次と附属書 I の要求事項	I E E	C E E
活動の目的と必要性	○	○
活動計画及び可能性のある代替案とその結果	○	○
活動を行わない代替案	△	○
環境の現状と活動を行わない場合の環境の予測	△	○

E I Aの目次と附属書 I の要求事項	I E E	C E E
影響を予測するために用いた方法及び資料	△	○
直接的影響の性質、規模、期間、程度の見積もり	○	○
累積的影響の考察	○	○
予想される間接的影響の考察	△	○
モニタリング計画	△	○
緩和措置及び環境修復の方法	△	○
避けられない影響の把握	△	○
科学的調査や他の使用等への影響	△	○
知識とのギャップの把握	△	○
準備者及びアドバイザー	△	○
文 献	△	△
非技術的まとめ	△	○
索 引	△	△
用 語 集		△
カバーシート		△

○：議定書 I の要求項目

△：参考項目

計画の目的及び必要性

この項では、活動計画や計画の意味について概説する。活動の必要性や活動の範囲を詳細に示す必要がある。民間や正式な会議などからの情報はここに示す。

活動計画及び可能性のある代替案とその結果

この項では、活動計画と考えらえる代替案の詳細について記述する。第 1 の代替案については、活動計画とする。表を用いて、代替案の比較をすると良い。

活動を行わない代替案

活動を行わない代替案は、活動を行わない場合の賛成・反対について記述する。議定書では C E E のみ必要項目となっているが、活動の必要性を示す点からも I E E に記述しても有効である。

環境の現状と活動を行わない場合の環境の予測

関係する物理的、生物的、科学的、人的環境要素だけでなく、活動を行わない場合の環境を予測するために、力学的な傾向や過程の存在や状況についても考慮すべきである。

影響を予測するために用いた方法及び資料

この項では、アセスメントについて説明する。結果を再現したり、比較できるよう方法は詳しく記述する必要がある。

影響の性質、規模、期間、程度の見積もり（可能性のある間接的、累積的影響の考察を含む）

性質、規模、程度、期間、回復力、間隔の観点から活動による影響を分析した結果を示す。環境要素への環境影響を示した表を用いることが望ましい。

また、可能性のある間接的、累積的影響の考察する必要がある。

モニタリング計画

必要である場合は、モニタリングの対象、方法、頻度等を示す。モニタリングは計画決定後、活動実施前から始めると良いと思われる。

緩和措置及び環境修復方法

緩和措置や環境修復方法は、ある点から活動を正しくするため、これらの方法に関する情報交換を行うことが良いと思われる。また、この項目はI E Eに含まれることが望ましい。

避けられない影響の把握

避けられない影響について考察することは、活動実施の可否に関係してくることから重要である。

科学調査や他の利用等への影響

実施されている科学調査や実施予定の科学調査への影響を考察する必要がある。

知識のギャップの把握

知識の不足がどのようにアセスメントの過程に影響するのかを把握する必要がある。これを提示することで、どの情報が不足しているかがわかる。

準備者及びアドバイザー

この項では、アセスメントの準備者、アドバイザーのリストとともに、連絡先を示す。

参考文献

評価書作成に使用した参考文献のリストを示す。

索引

評価書はボリュームが多くなるので、読者には索引が有効である。

用語集

特に、専門用語や定義、省略語のリストを示す。

カバーシート

C E E では C E E の準備者や準備した組織の名前、住所を示した表紙がなければならない。

一般向けの概要 (Non-technical Summary)

C E E では、一般向けの概要を含まなければならない。この概要は、活動計画の目的、必要性、考察した課題と代替案、現状の環境、代替案に関する影響について、一般的な言語で示す必要がある。

最後に、E I A 作成の際に考慮する事項として以下の項目があげられる。

- 関係のない情報は載せない
- 過程に関係した段階を文書化する
- 影響を把握する方法をはっきり示す
- 結果と最終的な判断をはっきり区別する
- 結果と結論がきちんと関係しているようにする

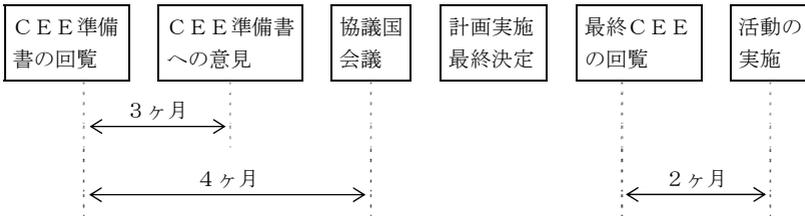
5. 附属書 I で決められている回覧

5.1. E I Aの一般閲覧

附属書 I では C E E の一般閲覧が必要である。C E E 準備書は全協議国に閲覧されるとともに、一般に公開されなければならない。

5.2. 意見に対する解答

準備書公開後、15ヶ月以内に C E P が準備書に対し最終決定を示す。最終 C E E は活動開始の 2 ヶ月前に公開されなければならない。



6. E I A作成における用語の定義

行動 (action) : 活動の一部として行われる段階。

活動 (activity) : 南極で人間の存在によって生じる出来事や過程。

包括的環境評価 (C E E) : 南極の環境に軽微な又は一時的以上の影響を与える活動計画に求められる文書。

累積的影響 (cumulative impact) : 過去、現在、未来までに生じた影響。

過去からの活動は、時間や空間にわたり、習慣的に、相互的に、相乗的になる。

直接的影響 : 影響を受ける環境と活動によって生じる影響の直接的な因果関係によって生じた環境要素の変化。

環境影響評価 (E I A) : 主要な項目について決定する前に、生物物理的、社会的など事業計画に関係する影響について把握、予測、評価、緩和する過程。

影響を受ける環境 (exposure) : 活動によって生じる影響と環境要素の相互関係。

影響 : 人間活動に関係した価値や資源の変化。変化作用の結果であり、作用そのものではない。

間接的影響 : 環境と他の影響によって生じた環境要素の変化。

初期的環境影響評価 : 南極の環境に軽微なまたは一時的な影響を与える活

動計画に求められる文書。

緩和措置：活動計画に関係した影響を最小化するまたは防ぐ方法や技術の使用。

モニタリング：環境の質や傾向を把握するため、キーとなるパラメーターの標準的な測定や観測。

活動によって生じる影響 (output)：行動や活動の結果として環境に影響のある物理的変化か変化そのもの。

第1段階 (preliminary stage)：適切な国内法に従い、議定書8条に示されているとおり、計画実施の前に、活動計画の環境影響のレベルについて考察する過程。

環境修復：影響が生じた後に、環境をできる限り事前の状態に戻す方法。

避けられない影響：緩和措置によって避けることのできない影響。

「環境庁」から「環境省」への移行について

平成11年12月22日に改正された「中央省庁改革基本法」第15条及び別表第2、「環境省設置法」第4条第7項により、法令規則等の「環境庁」を「環境省」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に読み替える。

中央省庁改革基本法 第15条

第4条に規定する基本方針に従い新たに編成される省（以下「新たな省」という。）の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第2のとおりとするものとする。

別表第2（抜粋）

名 称	主 要 な 業 務	主 要 な 行 政 機 能
環境省	良好な環境の創出及び保全等	自然環境保全（国立公園等を含む。）、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策等

環境省設置法 第4条第7項

第4条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 7 南極地域の環境の保護に関すること。

南極環境保護関係法令集
— 2015年 —

印刷日	2015年 6月
発行日	2015年 6月
発行者	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所 住所：東京都立川市緑町10-3
編集	南極観測センター
印刷・製本	創文印刷工業株式会社